

# ユニバーサルデザイン 建築ガイドライン

Universal Design Architectural Guideline



熊本県

Kumamoto Prefecture

だれもが暮らしやすく豊かなくまもとの実現をめざして

本格的な少子高齢社会を迎える中、人々の価値観やライフスタイルの多様化も進み、年齢、性別、国籍、障害の有無を越えて、だれもが一人の人間として尊重され、それぞれの個性が大切にされる社会、すなわち、すべての人を視野にとらえたユニバーサルデザイン(UD)の理念に基づく環境づくりが様々な分野で求められています。

このガイドラインは、平成14年2月に県が作成した「くまもとユニバーサルデザイン振興指針」に基づいて、建物におけるUDを推進するため、設計の考え方、進め方、参考となる基準等を示しています。

また、「対話によるデザイン」、「さりげないデザイン」、「追いつめるデザイン」という熊本でのUDの3つの基本姿勢に立ち、建物づくりの計画段階からの利用者ニーズ把握のための仕組みづくりを提案しています。

建物づくりの一連のプロセスの中で利用者となる県民の皆様への参加をお願いし、また、日常的な生活の中においても、UDの視点での積極的な提案をいただき、それらの体験や情報の共有を図ることで、行政、企業(事業者)、県民の皆様とのパートナーシップによる持続可能なUDの推進が展開されることを期待しています。

このガイドラインの活用を一つの契機として、県民の皆様と、新たなUDの展開を進めて参りたいと考えています。

このガイドラインの策定に当たり、貴重な御意見をいただきました公共的建築ユニバーサルデザイン策定委員会委員の皆様をはじめ、県民の皆様に深く感謝申し上げます。

平成15年 2月

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 目次

---

### 序章

1 はじめに	1
2 このガイドラインの性格	3
3 身近な建物のユニバーサルデザイン	4
4 ユニバーサルデザイン(UD)の基本的な考え方	6

### 第1章 ユニバーサルデザインによる建物づくり

1 建物づくりのプロセス	10
2 利用者ニーズの把握や評価の方法	12
3 改修工事の留意点	14

### 第2章 建築空間におけるユニバーサルデザイン

1 移動空間	16
基本事項 / アプローチ / 駐車場 / 玄関 / 廊下等 / 出入口 / エレベーター・エスカレーター / 階段 / スロープ / レジ通路・改札口等 / プラットホーム等 / 手すり	
2 生活空間	29
基本事項 / トイレ / 多機能トイレ / 更衣室・シャワー等 / 浴室 / 宿泊施設・客室 / 観覧席・客席 / カウンター・水飲み場 / 授乳室等 / 家具 / 操作ボタン・スイッチ等	
3 情報装置	41
基本事項 / 視覚情報サイン / 触覚情報サイン / 聴覚・嗅覚情報サイン / 情報機器	

### 第3章 UDデータブック

1 利用者のタイプ別行動特性と企画設計上の配慮	49
2 参考となる数値基準	52
3 車いすの移動を考慮した必要幅等の参考数値	65
4 トイレの詳細	66
5 案内用図記号	72
6 国際障害者交流センター(ビッグアイ)でのプロセスと成果	78
7 県内のユニバーサルデザインによる施設整備の概要	80
8 商店街・店舗についての施設整備要望	88

### 付 指針の策定経緯と参考資料

1 策定経緯	90
2 参考資料	91

# 序章

## だれもが暮らしやすく豊かなくまもとの実現をめざして

この章のポイント：

- ・ はじめに
- ・ このガイドラインの性格
- ・ 身近な建物のユニバーサルデザイン
- ・ ユニバーサルデザイン(UD)の基本的な考え方

### 1 はじめに

本県では、全国に比べ、高齢化が進んでおり、本格的な少子高齢社会を迎えています。

また、人々の価値観やライフスタイルの多様化に伴って、子育てをしながら社会活動に参加する人が更に増えていくことが予想されます。

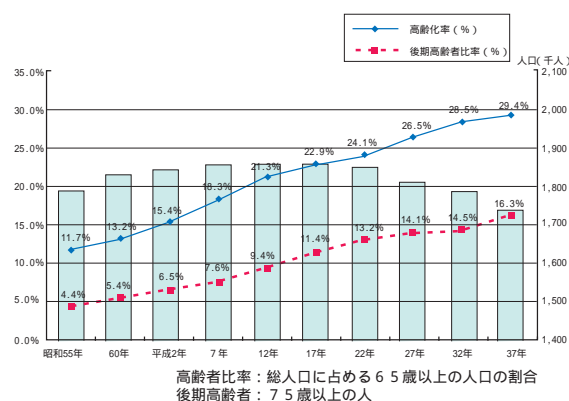
4人に1人が高齢者という社会では、建物の利用者の多くが高齢者ということも考えられるため、年齢とともに低下する身体機能を感じさせない配慮や介護のしやすさに配慮した建物づくりが必要となってきます。

また、乳幼児や小さな子どもと一緒に安心して使える建物が求められるとともに、男女共同参画社会を形成していくうえでは、男性でも乳幼児や介護を必要とする人と一緒に行動する場合の配慮が必要となってきます。

ノーマライゼーション（normalization）の実現に向けて、障害のある人もこれまで以上に社会活動に参加しやすい建物づくりが求められます。

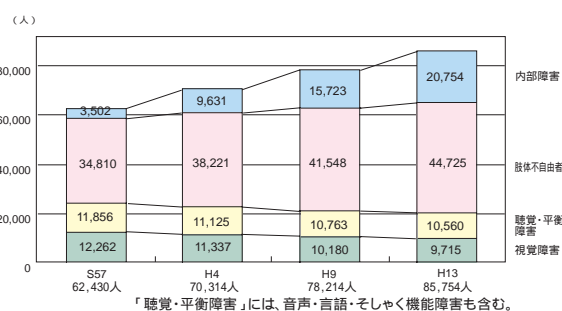
多数の人が利用する建物は、高齢や障害のため体の自由のきかない人、大きな荷物を持った人、妊婦さん、乳幼児と一緒に人など様々な人の利用が想定されます。多くの人が安心して社会活動に参加でき、自らの力で毎日の生活を送ることができるよう、UDによるまちづくりが求められています。

1 ノーマライゼーションとは、年齢や障害のあるなしにかかわらず、すべての人が同じ社会の一員として、共に暮らしていけるような社会こそ当たり前の社会であるという考え方です。

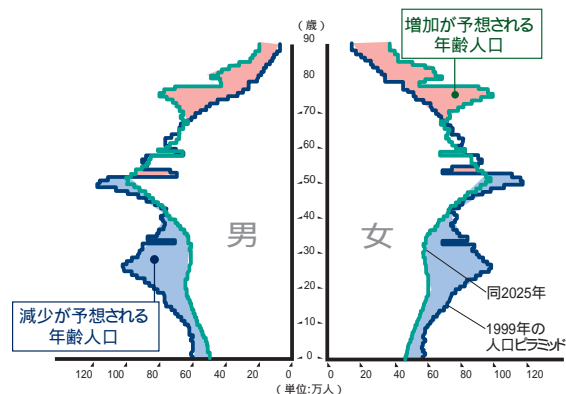


熊本県における高年齢化率及び人口の年次推移  
将来推計値は、国社会保険・人口問題研究所推計値 H9 を使用

部位別身障手帳交付者数  
(各年3月31日現在)



熊本県における身障手帳交付者数の年次推移



人口ピラミッドの推移と建物利用者像の変化(全国)

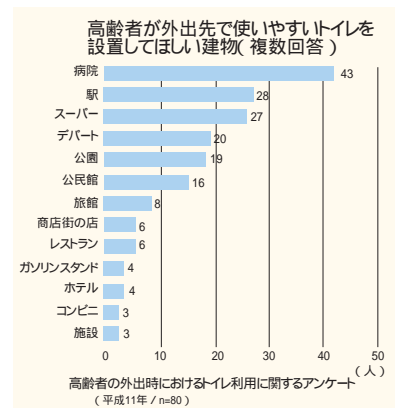
## トイレに関する多様な利用者ニーズ

高齢者、障害のある人、小さな子どもと一緒にの人などにとって、外出先での使いやすいトイレの有無は、外出そのものを左右する問題といえます。外出先のトイレのニーズについて、次のような調査例があります。

## 高齢者とトイレ

高齢者の外出に対する意識を「高齢者の日常生活に関する意識調査(平成11年総務庁調査)」でみると、外出に前向きな人が大多数。調査では8割を占めています。

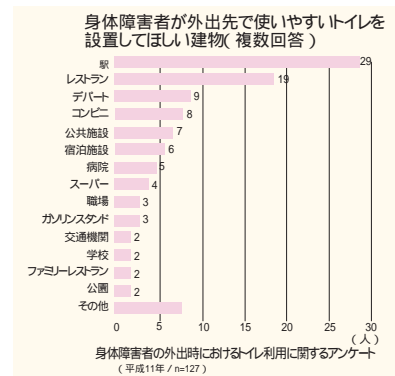
高齢者が使いやすいトイレを設置して欲しい建物は、病院、駅、スーパーなど日常生活に密着した建物で要望が多いことがわかります。



## 障害者とトイレ

身体障害者が使いやすいトイレを設置して欲しい建物は、駅、レストラン、デパートなど高齢者と同じように日常生活に身近な建物で要望が多いことがわかります。

また、トイレ設備については、オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)の排泄物処理のための設備や重度の障害者の着替えのためのベッド等の設置の要望が多くなってきています。



## 乳幼児や子どもと一緒に使用するトイレ

乳幼児や子どもと一緒に外出する機会が増加していますが、

「おむつ替えや授乳場所が欲しい」

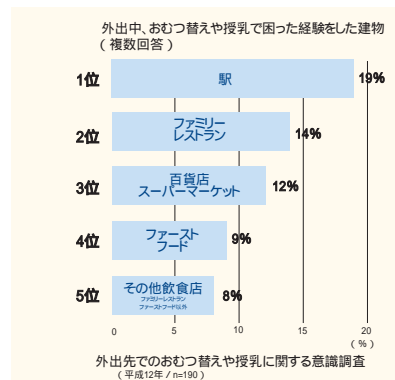
「ベビーカーを置く場所があれば便利」

「2人以上の子どもと一緒にでも安心して使えるスペースが欲しい」

「親子連れは荷物が多いので荷物を置く台が必要」

などの要望が多く寄せられています。

調査では、駅、ファミリーレストラン、デパート、スーパー、ファーストフード店などが外出先のおむつ替えや授乳で困った場所として挙げられています。



出典:バリアフリーハンドブック  
(東陶機器(株))

## 2 このガイドラインの性格

ユニバーサルデザイン( universal design )とは、年齢、性別、国籍、言語、や能力などに関係なく、だれもが利用しやすい製品、建物、環境を最初からデザインすることを意味しています。また、情報、サービスやコミュニケーションも含むすべての人が生活しやすい「社会のデザイン」といった広い概念として使われています。

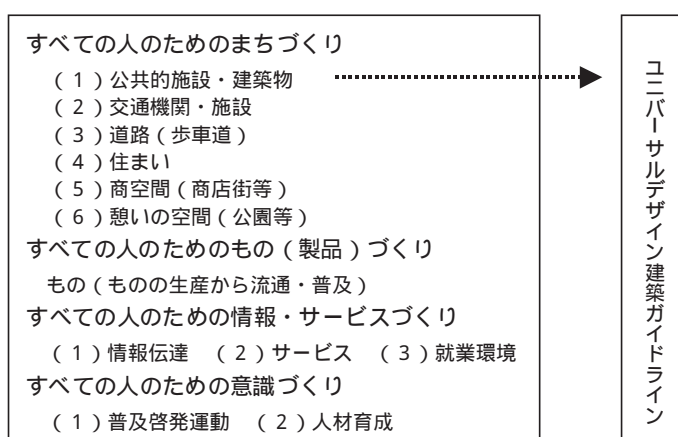
建物におけるUDでは、建物全体をだれもが普通に利用できること、使い方の自由度が高いこと、設備機器等の使い方が簡単ですぐわかること、必要な情報がすぐ理解できること、うっかりミスや危険につながらないデザインであること、無理な姿勢をとることなく、少ない力で楽に使用できること、アクセスしやすいスペースと大きさを確保することなどが求められます。

このガイドラインは、平成14年2月に作成した「くまもとユニバーサルデザイン振興指針」を受け、公共施設をはじめ、多数の人が利用する民間の建物について、UDによる設計の進め方、考え方、参考となる基準等を示しています。

建物づくりの計画段階から、利用者の意見を聴き、設計に活かしていくことを重視しており、公共的な建物だけではなく、民間の建物でも、また、規模の大きな建物だけではなく、日常的に利用する身近な建物の計画でも十分活かすことができます。

UDについては、今後とも更に研究が進み、利用者ニーズの変化に応じて新たな考えが示されていくものと思われます。

### くまもとユニバーサルデザイン振興指針



### 3 身近な建物のユニバーサルデザイン(UD)

UDによる配慮は、日ごろ私たちが利用する日常的な施設で求められています。特別な設備を設けることで解決するのではなく、いろいろな生活の場面を考え、建物の設計を工夫していくことから始まります。

#### (1) 扉が重くて開かない。外は雨。

建物の出入口は、外部の気候変化の影響を低減し、室内環境を一定に保つために気密性や遮水機能が求められますが、だれもがスムーズに移動できるよう配慮を行う必要があります、出入口は、自動ドアとし、雨やどりや傘がさせるように大きな庇を設けるなどの配慮が必要です。



雨天時も快適に利用できる玄関前屋外通路  
(びぶれす熊日会館内)

#### (2) 案内サインはあるけど、目的の場所がわからない。

案内サインはあるけど、見方が良くわからないといった経験はありませんか。建物内部の場所を知らせる案内サイン、場所の方向を示す誘導サインなどの情報サインは、必要な情報を順序よく整理して、伝える内容や方法を検討し、複雑な表現は避けるなどだれにでもわかりやすく工夫する必要があります。文字や絵による視覚情報サインだけでなく、音響案内や点字情報サインなども検討する必要があります。



利用目的別に色分けされた、わかりやすいサイン  
(運転免許センター)

#### (3) 車いすで喫茶店に入れたけどなんだか落ち着かない

にぎわいのあるオープンカフェで過ごす時間は、楽しいものです。バリアフリーが進み、車いすでの利用が可能なお店が増えてきましたが、指定された場所や特別な設備でしか利用できない場合、周囲が気になり、楽しい時間を過ごすことができないことが考えられます。

建物のバリアフリー化だけではなく、みんなが気持ちよく利用するための配慮も必要となります。



使い方の自由度が高いオープンカフェ(びぶれす熊日会館内)

#### ( 4 ) 右手に赤ちゃん、左手に荷物。トイレはどうしよう

まち中には、乳幼児や小さい子どもと一緒にのお父さんやお母さんもいます。右手に赤ちゃん、左手に大きな荷物、トイレはどうしようと困った経験はありませんか。洗面所では、バックを小脇に手を洗う光景を目にしますが、棚があれば、気持ちよく使うことができます。



洗面所に設けられたベビーシート(パレア)

#### ( 5 ) ミルクをあげたり、おむつを替えたいけど

乳幼児と一緒に行動するとき必要なのが授乳やおむつ替えができる部屋です。多くの人が利用する建物では、安心して利用できる授乳室の設置が求められています。

授乳室は、男性が利用することも考えて、母乳を与える母親のプライバシーへの配慮が必要になります。



授乳室の奥に設けられた個室(鶴屋百貨店東館)

#### ( 6 ) 疲れたときにゆっくりできる空間を

楽しいショッピングも長時間になると疲れてきます。「疲れ」を感じると買い物の意欲も失われてきます。楽しい時間を過ごすには、座りたいと思ったときに、ゆっくりできる休憩スペースがあれば、楽しいショッピングを続けることができるものです。



休憩したくなるスペースの確保(びふれす熊日会館)



## 4 ユニバーサルデザイン(UD)の基本的な考え方

### (1) サインに頼らない計画を

体系的に整備された情報提供設備などによる優れたサイン計画はUDの観点から極めて重要な要素となります。

しかし、サインがなくても自然とわかる空間づくりができていることが望ましい建物であるといえます。

建物の用途が複合化し、複雑になるほどサインに頼る度合いは大きくなりますが、初めからアクセスしやすいアプローチを考え、わかりやすいゾーニング<sup>1</sup>や動線計画を行うことで、できるだけサインに頼らない計画が可能となります。



内部空間が一目でわかる建物構成  
(国際障害者交流センター(ビッグアイ))

### (2) みんなが同じ動線で

UDでは、だれもが同じように利用できることが重要なため、障害のある人とない人の動線を違えたり、障害のある人のために特別な設備を設けたりするのではなく、自然な行動の中でできる限り多くの人が使いやすい計画にすることが必要です。

また、緊急時にしか利用しないような階段も普段の動線からわかりやすい位置に設けておくことが防災計画上に極めて重要なことです。



みんなが同じ動線となるアプローチ(運転免許センター)

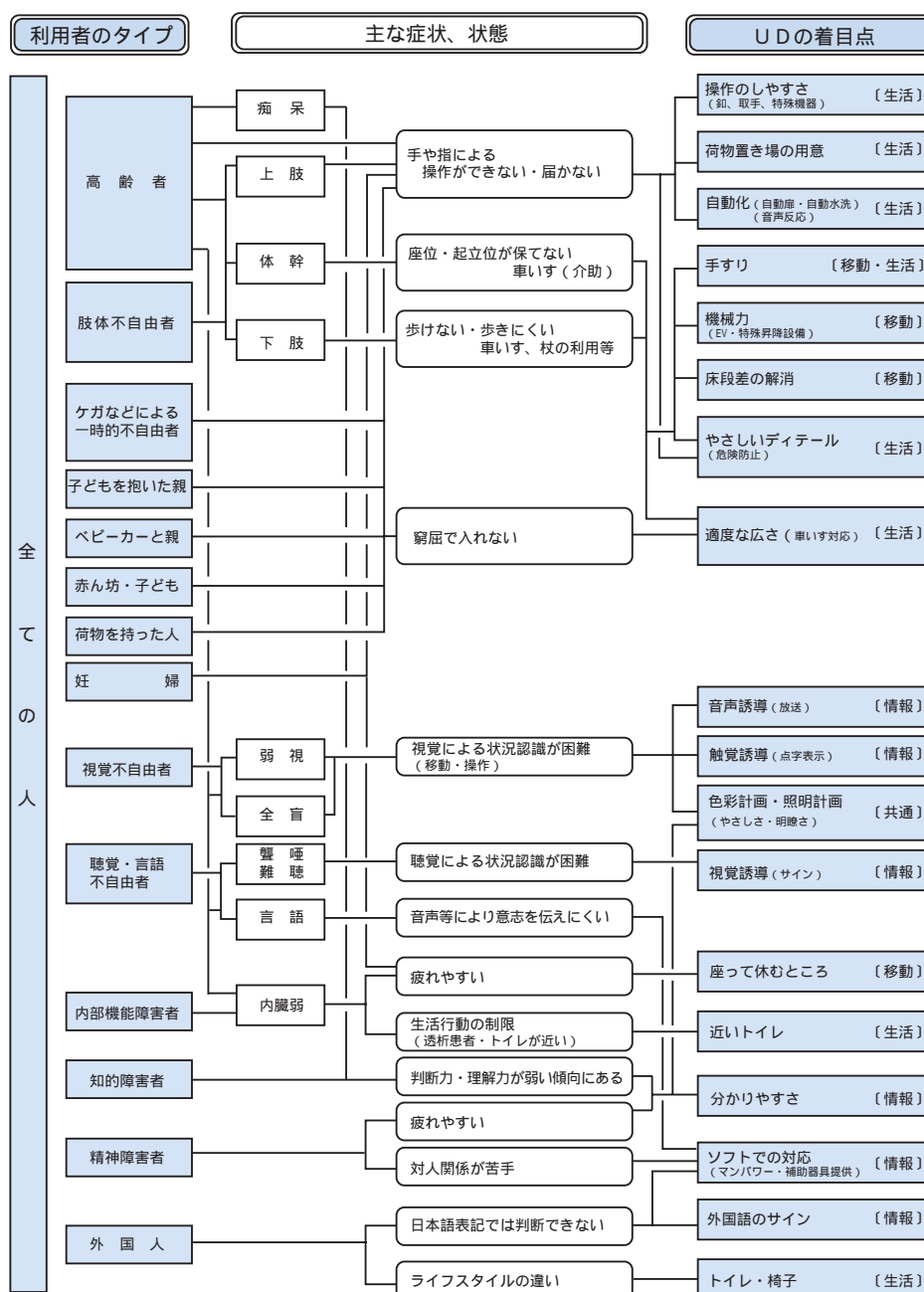
1 ゾーニングとは、建物の利用のされ方や目的などに応じて、あるまとまりごとに空間領域を分けることです。

### (3) 人の動作を考える

利用者別の行動特性と設計上配慮すべき事項については、下表のように考えられ、UDによる企画、設計等の基本となります。具体的な設計に際しては、デザインを工夫して1つの形

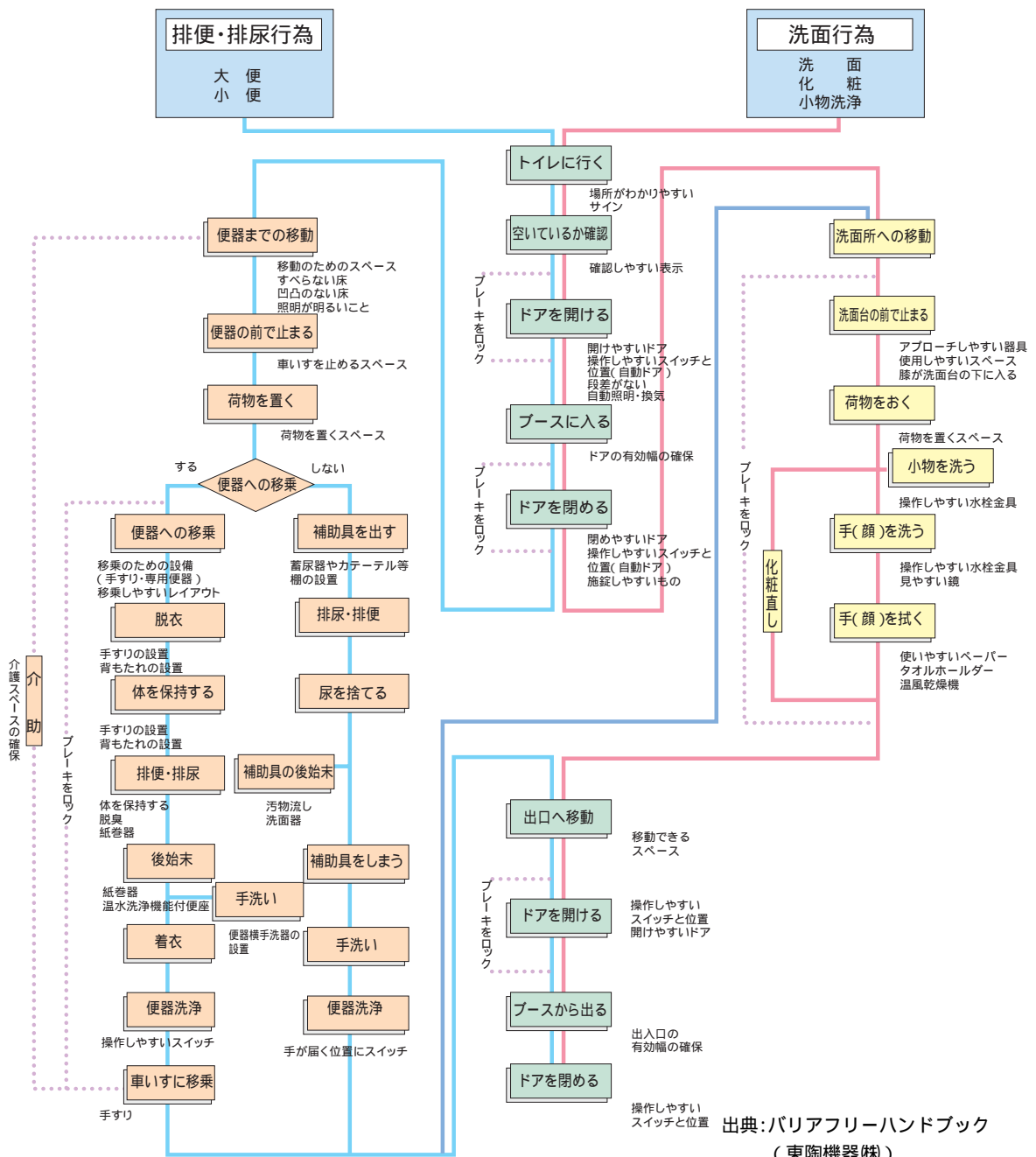
状で対応したり、利用者に応じて容易に形状が可変できるものとしたり、あるいは選択可能な複数の形状のものを用意する等、いろいろな面からの検討が必要です。

利用者のタイプと配慮事項



また、車いす使用者のトイレ内での行為から設計上の課題を整理すると下表のようになり、車いす使用者でない人でも使いやすい設備等につながります。

車いす使用者のトイレ内の行為と配慮事項



## (4) 安全で快適に

### 防災避難

高齢社会やノーマライゼーションの進展などで、建物を利用する人の平均像が大きく変わり、緊急時の情報の認知能力、判断能力、行動能力を改めて考える必要があります。

つまづく、すべる、はさまる、転倒するといった危険性を排除することはもとより、だれにでもわかりやすい誘導案内方法の採用、車いす使用者や足腰の弱った人が安全に避難するための一時的に待機できるスペースの確保など、より安全性の高い避難計画を立て、設計に取り入れることが大切となってきます。



車いす使用者の避難経路に  
バルコニーを活用した例  
(ビッグアイ)

### 健康的な生活を営む

UDによる建物づくりでは利用のしやすさや使い勝手にとらわれがちですが、気候や自然環境との調和や利用も大切です。夏の日差しを遮るための軒やひさしを設けることや通風や換気を考えた開口部等を設けることは「夏涼しく、冬暖かい」建物づくりの基本であるとともに、省資源、省エネルギーのうえからも大切なことです。

また水の再利用や雨水利用など水資源の有効利用、緑地の保全、植栽による緑化など自然環境への配慮も大切なことです。

さらに、木材の利用など自然素材の利用により、健康的で安らぎを与える生活空間をつくることも重要なことです。

(屋上緑化の状況)



屋上緑化と木材の多用等により環境に  
配慮したトイレ(草千里公衆トイレ)  
写真家:宮井政次

### コミュニティとアメニティ

市街地においては、特にアメニティの創出やコミュニティの形成に配慮することが大切です。道路空間と一体となった緑地や小公園(ポケットパーク)を設け、少しの間、だれもが憩え、人々と交流できる空間を創出していくような配慮が必要です。

また「くまもとカラーガイド」等を活用し、周辺環境と建物との調和を図ることも必要です。



敷地内に公開空地を設けた例(九州電力熊本支店)

# 第1章 ユニバーサルデザインによる建物づくり

対話によるデザイン、さりげないデザイン、追い求めるデザインを実現するために

この章のポイント:

- ・ 建物づくりのプロセス
- ・ 利用者ニーズの把握や評価手法

## 1 建物づくりのプロセス

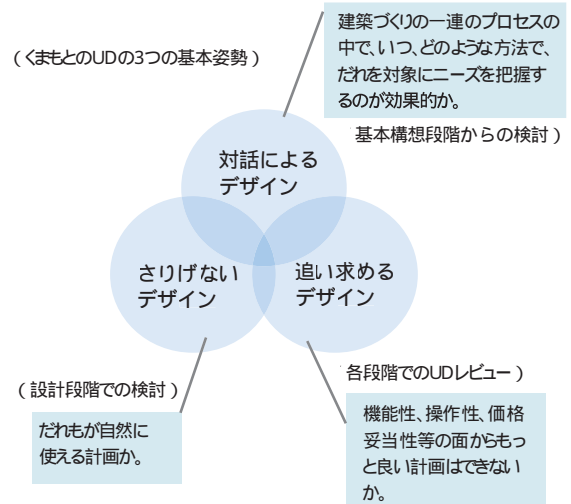
### (1) 対話によるデザインを進めるための基本構想の策定

多くの人が利用する建物といっても、建物に求められる機能や性能は、用途や規模、利用の仕方によって異なります。

このため、建物の基本設計を始める前に、UDの視点からどのような建物にしたいのか、また、いつ、どのような方法で、だれに意見を聴いて、設計に反映させるのか、といったUDの観点からの事業コンセプトを明確にする必要があります。

最初からUDの視点で、できる限り特別な設備や仕様を用いず、設計を工夫することで、余計な初期投資を押し返すことができ、改修や維持管理に要する費用を軽減することができるなどトータルなコストの低減を図ることが可能となります。

UDの基本姿勢を活かした建物づくり



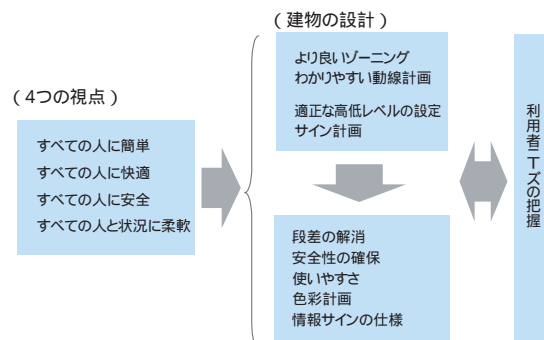
利用者ニーズ把握のための方法と効果はP 13、14を参照

### (2) さりげないデザインのための設計の進め方

基本設計の段階では、基本構想に従い、具体的に平面計画をまとめていくことになります。利用者の行動を考えながら、より良いゾーニング、わかりやすい動線計画、適正な高低レベルの設定、サイン計画等を行います。基本設計ができたなら、「すべての人に簡単」、「すべての人に快適」、「すべての人に安全」、「すべての人と状況に柔軟」という4つの視点で細部計画をまとめていきます。移動空間や生活空間での段差解消、安全性の確保、各設備の使いやすさ、情報装置の選定や仕様が適切かどうかを確認し、アイデアを盛

り込みながら実施設計を進めていきます。設計に際しては、利用者の意見を聴き、計画に反映させていくことが大切です。

設計におけるUDの視点



### (3) 工事の施工段階での検証

平面的な図面から立体的な空間を正確にイメージすることは、なかなか難しいことです。

このため、ある程度形がみえてきた工事の段階で実際に建物に入り、サインの位置や形状、建物細部のデザイン、設備機器の位置、床や壁の仕上げ等について、利用者の意見を直接聴くワークショップ<sup>1</sup>を行うことが有効といえます。



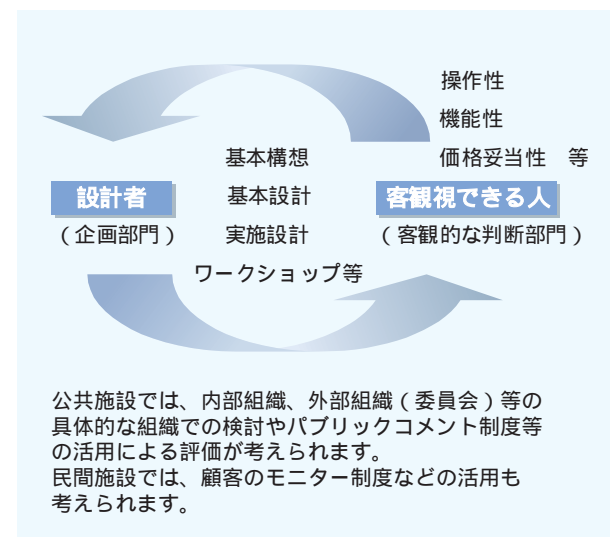
サインの見本により設置位置や表記のわかりやすさを検証

### (4) 追い求めるデザインのためのUDレビュー(見直し、評価)の実施

設計者又はプロジェクトチームが提案した計画内容は、基本構想、基本設計、実施設計、工事又は利用者の声を聴いた段階で、別の人からUDの観点から望ましい設計であるかどうか評価したり、同じ機能若しくは機能をアップしてもっと安価な方法はないかという価格妥当性を視野に入れて見直していくことが、UDを実現していくうえで高い効果が期待できます。

最初から標準仕様のしやすさを設けたり、誘導ブロックをはりめぐらすのではなく、まずは徹底的に設備のない状態を考えて、そのうえで必要な設備や空間を考えていくことも重要です。

#### UDレビューのシステム



### (5) 建物管理者との情報の共有

利用者の意見を多く取り入れ、優れた建物が完成しても、十分に機能を発揮し、意図したとおりに利用されるかどうかは、建物管理者の意識の仕方で大きく左右されます。

あらかじめ管理者がわかっている場合には、企画、設計等の段階から参加を呼びかけ、また、既存の建物の改善点を探するときにも、管理者の意見を取り入れましょう。

<sup>1</sup> ワークショップとは、専門家と利用者が共通の目的に向かって可能性を探り、知恵を出し合い、議論を尽くす仕掛けづくり。利用者の参画意識を高め、より具体的な提案が行えるよう工夫することが必要です。

## 2 利用者ニーズの把握や評価の方法

### (1) アンケートや聞き取り調査

施設利用者に対するアンケートや聞き取り調査では、できるだけ簡単に答えられるよう工夫する必要があります。そのためには、聴きたい内容を絞り込み、わかりやすい文字や表現を使い、できるだけ選択肢により回答しやすくします。また、視覚や聴覚に障害のある人を対象にアンケート調査を行う場合は、アンケートを行う場所や方法に工夫が必要です。少人数のグループで面接形式でヒアリングを行うとより多くの意見が得られます。

障害者に協力をお願いする場合の配慮について

障害者ご本人とコミュニケーションをとることが重要であり、介助者等がいても、ご本人に話しかけましょう。聴覚に障害のある人が、すべて手話で話し、視覚に障害のある人がすべて点字を読めるわけではないので、事前に確認することが必要です。

視覚障害者には、なるべく正面に立って話をし、「あっち」「こっち」などの代名詞は使わず、物の場所を時計の文字盤の位置で説明したり、「前方へ10歩のところ」など具体的に伝えましょう。

聴覚障害者には、筆談、手話、口話、身振り手振りなどがコミュニケーションの手段となります。筆談では、丁寧な文より簡潔な表現を用います。口話は口の動きがよく見えるように配慮することが必要です。

### (2) ワークショップの進め方

ワークショップは、企画段階での利用者ニーズの把握や工事の施工段階での細部計画の確認など、その目的によって実施する時期や参加者を検討する必要があります。できる限り幅広い人に参加を呼びかけることが必要です。施設を見てまわるときは10人程度のグループとし、参加者全員が同じ問題意識を共有しながら討論ができるようにします。一回のワークショップで施設全体を見て回れないときは、回を重ねたり、グループで担当を決めたりして参加者の負担を少なくする配慮も必要です。また、ワークショップでの意見に対しては、「できるもの」と「できないもの」を明確に答え、参加者に伝えることが必要です。

ワークショップの進め方

#### ワークショップを企画する。

(いつ行うのか)

- ニーズの把握: 企画設計段階
  - 使い勝手等の検証: 工事段階
  - 次回への反映: 建物使用段階
- (だれに参加してもらうのか)
- 高齢者、障害者、子ども、介助者(ボランティアを含む)
  - など目的に応じて

#### ワークショップを実施する。

(どのように行うのか)

- 時間やルートの設定(2時間以内)
- グループ分け(10人程度以下)
- アドバイスを行う専門家の参加の要否
- 意見の聞き取りの方法の検討
- ・ 様式への記入、録音、代筆など

(参加者への配慮)

- ・ 車いすの人は筆記者がいた方が望ましい
- ・ 資料の文字を大きく、わかりやすい表現で
- ・ 聴覚障害者には手話通訳者の参加やホワイトボードを用意など

#### ワークショップの結果を反映させる。

(建物への反映)

- ・ 工事段階で手すりや衛生機器の仮設置を行った場合はできる限り工事に反映させる。
- ・ 竣工段階でも手直しができる場合は反映させる。

(建物へ反映できない場合)

- ・ 参加者には結果は必ず知らせる。

### (3) 建物を使い始めてからの検証と効果

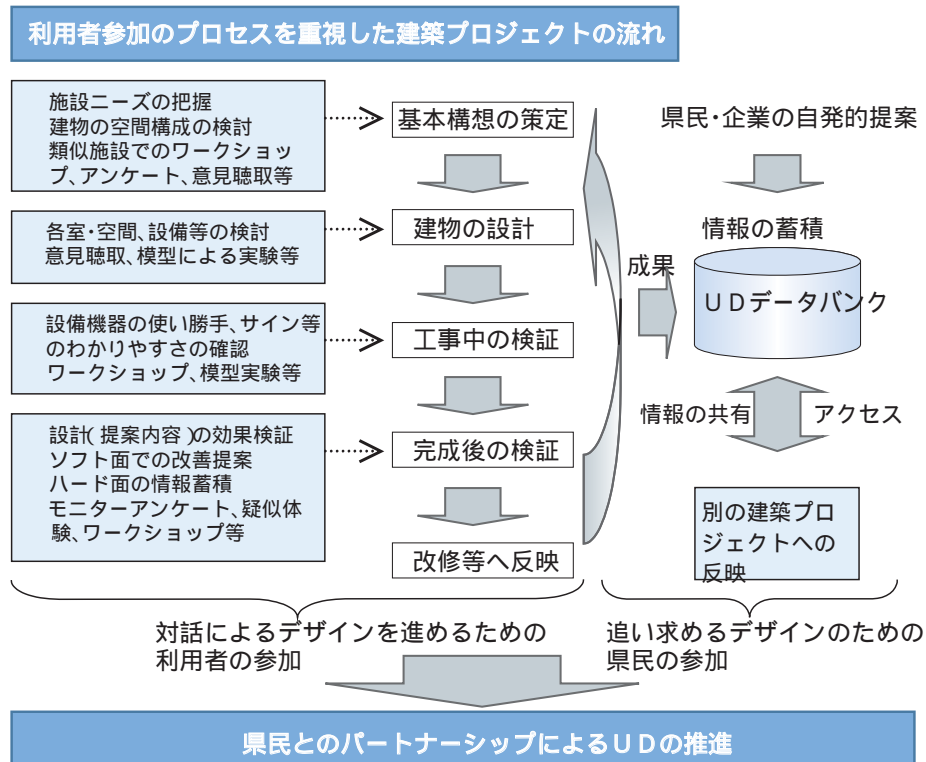
完成した建物を実際に使い始めると、新たな課題や改善点がみえてくることがあります。この段階で、ワークショップやアンケート調査などを行い計画内容を検証することは、利用者にとっても参加しやすく、より具体的な提案も望めるため、将来の改修計画を立てるうえでも貴重なデータとなります。

また、この情報を多くの人が共有できれば、次に建物を計画する人は、効率的に新たな企画を行うことができます。ワークショップ等に利用者が参加する機会を増やすことで、それぞれが日常的に利用している建物の自発的な改善提案にもつながっていきます。



ワークショップにおいて問題点を把握するための高齢者疑似体験の様子

建物づくりの各段階での利用者(県民)参加のシステムとUDの拡がり



利用者参加の手法や時期は、個々の建物の用途や利用のされ方で検討する必要がありますが、基本構想から設計の早い段階までの間で利用者参加による意見聴取等を行うことが望ましいといえます。



### 3 改修工事の留意点

UDによる建物づくりは、新築や建て替えの時だけではなく、既存の建物の改修の時にも取り組んでいく必要があります。

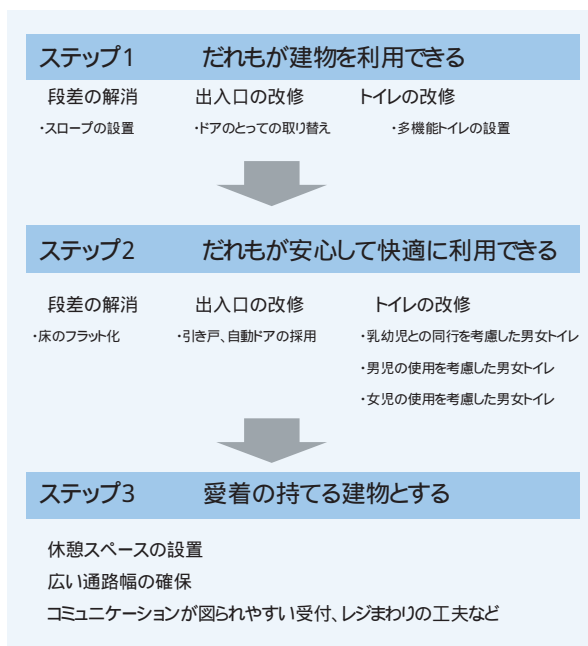
改修では、建物の構造的な制約があるため、すべてを満足させることは困難ですが、実際に建物があるため、利用者の声を十分に活かすことができるなどのメリットがあります。

構造や規模等の制約が多い場合でも、出入口等の移動経路やトイレ等を中心に工夫していくと、高齢者や車いす使用者等が今まで利用できなかった店舗や飲食店なども利用できるようになります。

ニーズを把握するために、教育研究機関、NPO、子育てサークル、老人会、障害者団体等の人に協力を求めたり、管理者や従業員等が自ら疑似体験を行うことで問題点を探すことも重要です。

新たに設ける設備等は、配置、形状等をさりげなくデザインし、既存の建物に馴染ませる工夫が必要です。

#### 既存建物での改修工事の視点



屋根の付いた車いす使用者用駐車場とスロープを設置した例

## 第2章 建築空間におけるユニバーサルデザイン

建物は利用するひとが中心。だからユニバーサルデザイン。

この章のポイント：

- ・ 移動空間におけるユニバーサルデザイン
- ・ 生活空間におけるユニバーサルデザイン
- ・ 情報装置とユニバーサルデザイン

建築空間におけるUDを実現するための具体的なポイントを移動空間、生活空間、情報装置に分けて示しています。

それぞれの項目では、特に重要な視点を「基本事項」として整理し、その後具体的な配慮事項を示しています。

本ガイドラインに示されている寸法等は、ハートビル法<sup>1</sup>や交通バリアフリー法<sup>2</sup>に基づく誘導的な数値基準等を参考としていますが、空間の使われ方や諸設備等の役割を十分に理解したうえで、できる限り多くの利用者の意見を聴き、より使いやすい、より安全で、しかも美しい建築を設計する姿勢を持ち続けることが重要です。

### 施設設備計画の構成

建 物		
1. 移動空間	2. 生活空間	3. 情報装置
基本事項（共通事項） 1 アプローチ 2 駐車場 3 玄関 4 廊下等 5 出入口 6 エレベーター・エスカレーター 7 階段 8 スロープ 9 レジ通路・改札口等 10 プラットフォーム等 11 手すり	基本事項（共通事項） 1 トイレ 2 多機能トイレ 3 更衣室・シャワー室 4 浴室 5 宿泊施設・客室 6 観覧席・客席 7 カウンター・水飲み場 8 授乳室等 9 家具 10 操作ボタン・スイッチ等	基本事項（共通事項） 1 視覚情報サイン 2 触覚情報サイン 3 聴覚・嗅覚情報サイン 4 情報機器

※1 ハートビル法とは、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年法律第44号)

※2 交通バリアフリー法とは、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年法律第63号)

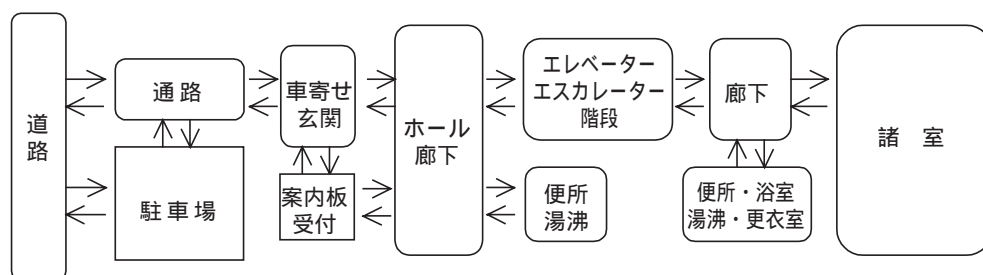
## みんなが同じ動線で移動

移動経路については、高齢者、子ども、障害者をはじめ、すべての人ができる限り同じ経路で移動できることを前提とした連続性のある移動空間を計画します。

### ○連続性のある移動空間の確保

道路や公共通路から建物出入口へは、アプローチしやすい配置とし、建物内の各室までの利用者の移動経路は、連続性のある（段差の解消・手すりの設置が統一して行われている）空間とします。車いす使用者やベビーカー・買物カートの利用者が遠まわりにならないようさりげなくデザインするとともに、移動のしやすさや安定性を考えた床の材質や仕上げを選択します。

<連続性のある空間領域>



### ○移動の基本は水平移動と直交

高齢者や車いす使用者にとって、垂直移動はできる限り避けたいものです。そのため、計画の初期段階から水平移動を基本として計画することが重要です。

また、視覚障害者にとってわかりやすい移動経路は、頭の中に建物の地図を描きやすい直交する移動経路が基本です。

### ○ゆったりとした移動空間の確保

移動のための情報提供を受ける場所では、不慣れな人や理解に時間を要する人のため、ゆったりとしたスペースを確保するようにします。

また、人の動作速度には幅があるため、自動扉の開閉速度やエスカレーターの速度への配慮が必要です。

### ○休憩スペースの設置

高齢者や障害者に限らず、長時間の移動やショッピングなどは疲労を伴います。エレベーターホール、玄関等の移動経路にはベンチ等の休憩スペースを設けるよう配慮します。

### ○避難防災上の検討・計画

車いす使用者、視覚や聴覚に障害のある人の避難誘導については、避難の方法及び経路の連続性について十分な検討と計画が必要であるとともに、人的な対応のほか、文字情報や音声など複数の手法による誘導が大切です。

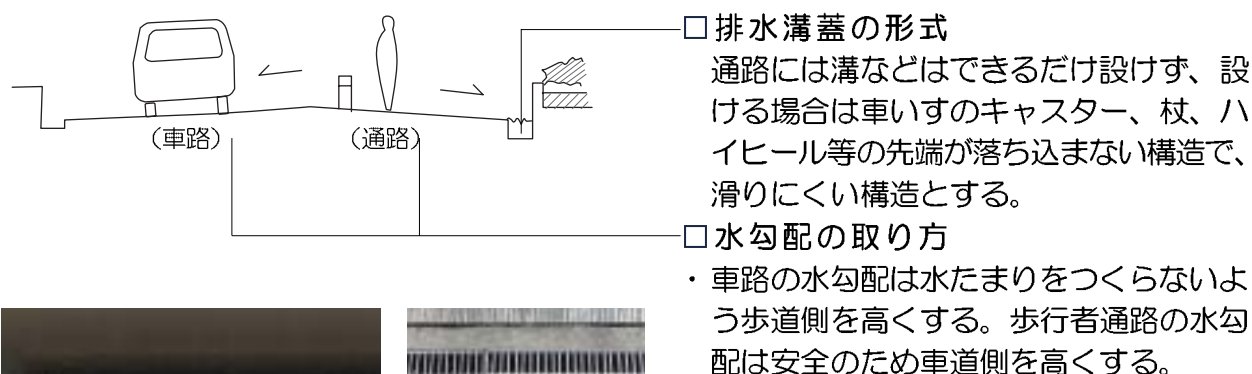
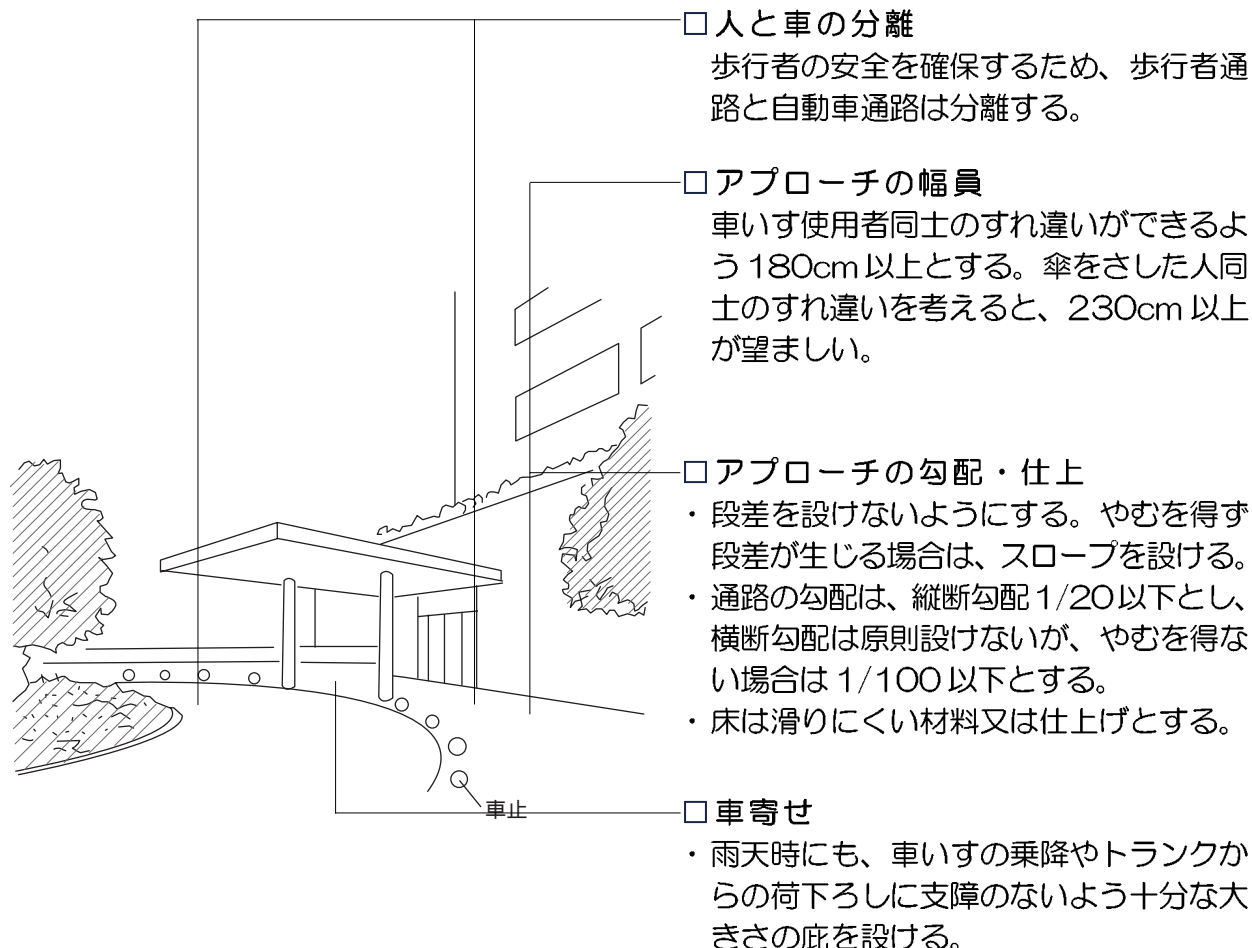
※情報機器は、P47を参照。



光の方向や床材に工夫がされた移動空間  
(ビッグアイ)

## 段差のない安全で便利なアプローチ

道路から建物玄関まで、すべての人が安全に同じ経路でアプローチできることを目指します。できる限り段差をなくすとともに、傾斜路とする場合は緩やかな勾配とします。



段差のないアプローチ



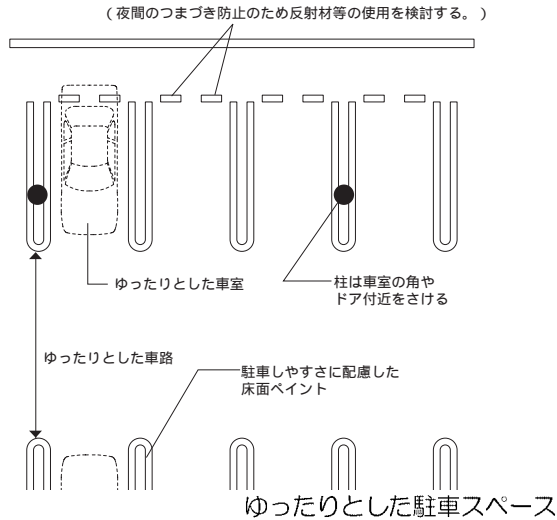
車いす等を考慮した溝蓋

- サイン  
・ 施設名称などの情報サインは美観に配慮したうえでわかりやすい位置に設ける。

※視覚障害者誘導用ブロック等の設置は「情報装置」の項を参照。

## 道路からも建物からもアクセスしやすい駐車スペース

駐車場は床段差を少なくして利用しやすくするとともに、車いす利用者専用の駐車スペースを出入口から利用しやすい利便性の高い場所に安全に配慮して設けます。



### □ 駐車場

- ・ キャスター付きの荷物でも運びやすいように床に段差を設けないようにする。
- ・ 歩行者専用通路を設ける。
- ・ 見通しに配慮したゆったりとした車路・車室とする。
- ・ 床面ペイントも駐車しやすいさに配慮したのものとする。



誰もが利用しやすい屋根付きの駐車場例

### □ 車いす使用者用駐車スペース

#### （駐車スペースの位置）

- ・ 玄関等の近くで利用しやすい位置に設ける。

#### （駐車スペースの数）

- ・ 駐車スペースの総数の2%以上を目安とする。

#### （駐車スペースの大きさ）

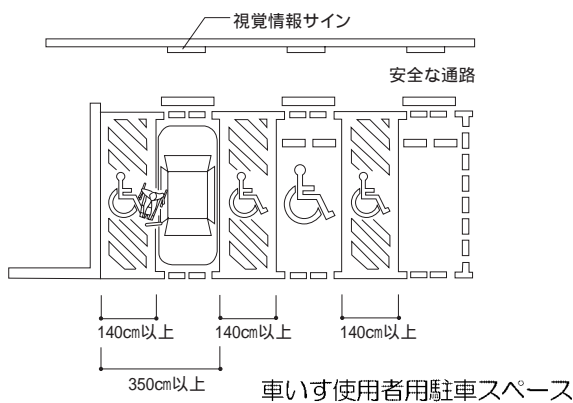
- ・ 後部からの車いすの積み下ろしを考え、幅は350cm以上とし、奥行きは600cm以上とする。
- ・ 車輛両側に乗降者用スペースを設ける。

#### （アプローチ）

- ・ 段差を設けないようにする。やむを得ず段差が生じる場合は、スロープを設ける。
- ・ 必要に応じて手すりを設ける。
- ・ 雨天時利用のために庇を設ける。

#### （サイン）

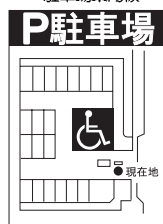
- ・ 車いす使用者用駐車スペースのサインの設置、床面への障害者マークの表示、乗降スペースの表示等をわかりやすく行う。



車いす使用者用標識



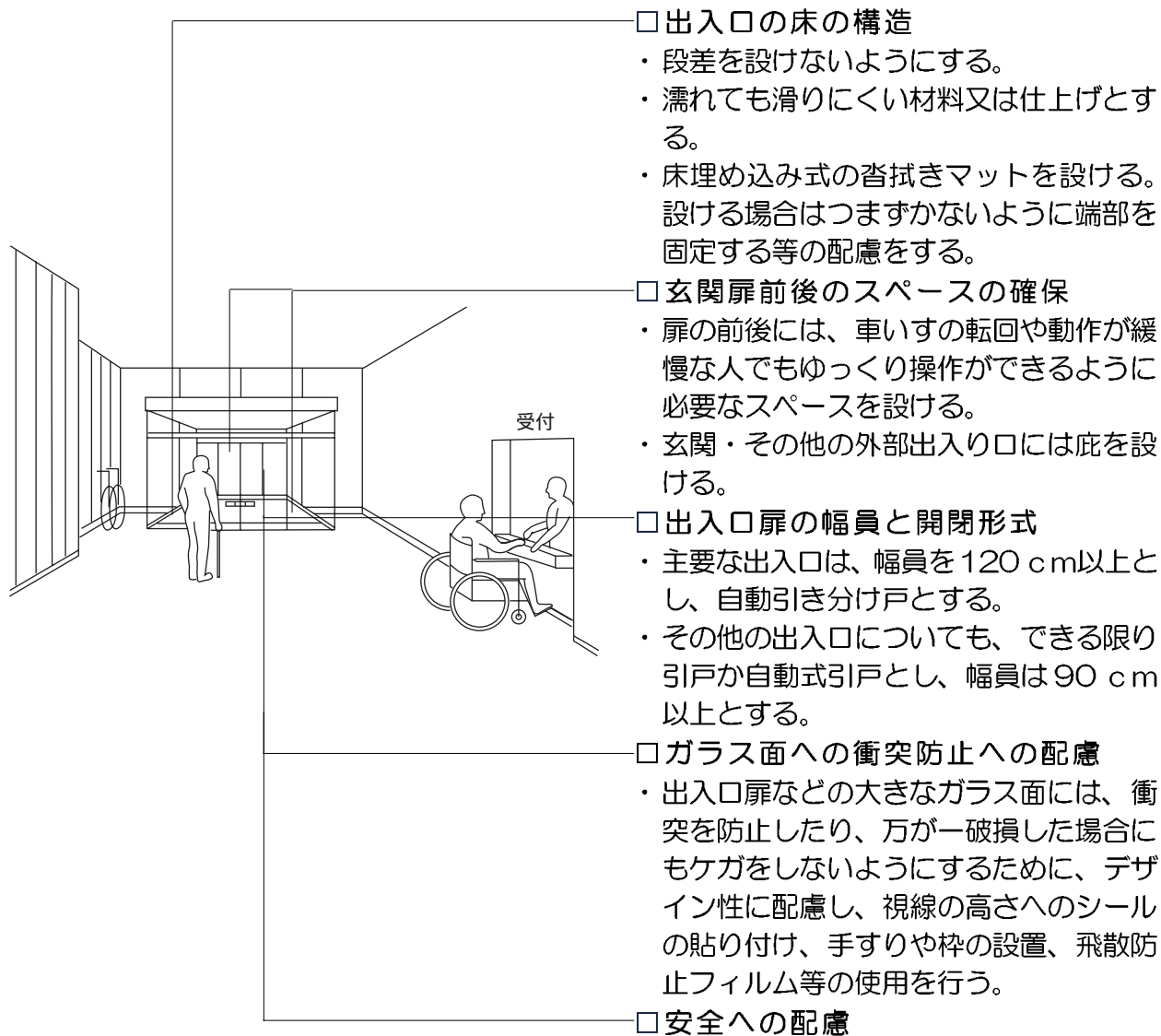
駐車場案内板



車いす使用者用駐車スペースの視覚情報サイン

## わかりやすい玄関

玄関はわかりやすい位置に設け、道路から安全な動線を確保します。玄関扉の前後では、動作に時間がかかる人が円滑に移動するためのスペースが必要です。



①引戸式扉の召合わせ部にクッション材等を設ける。

②ドアクローザーを設ける。

③自動ドアの引き込み部は挟み込み防止をする。

□ サイン

・ 玄関には総合的な情報サインを設ける。案内サイン前には立ち止まって見れるよう十分な空間を確保する。

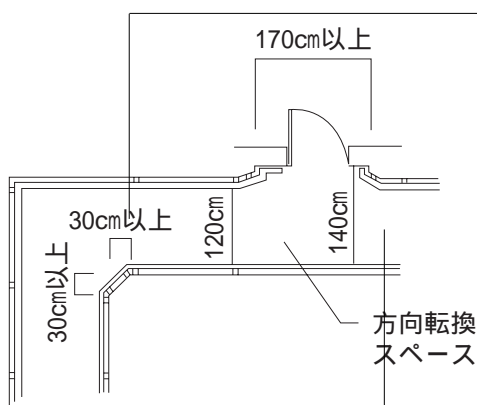
※視覚障害者誘導用ブロック等の設置は「情報装置」の項を参照。



利用目的別に色分けされた、わかりやすいサイン(運転免許センター)

ゆったりとした廊下

建物の用途、規模、利用状況などに応じた十分な幅員を確保し、廊下途中での幅員の変化を避けるとともに、設備機器等の突出物は避けます。



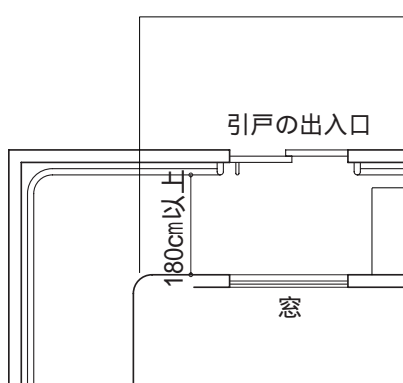
□廊下の幅員

- ・車いす使用者同士がすれ違えるよう、できる限り180cm以上とする。180cm以上確保できない場合は、少なくとも120cm以上とし、車いすの転回ができる140cm以上のスペースを廊下の先端付近及び50m以内ごとに設ける。
- ・手すり等を設置する場合は、手すりの内側で幅員を確保する。

□床の仕上げ

- ・段差を設けないようにする。やむを得ず段差が生じる場合は、スロープを設ける。
- ・床は滑りにくい材料又は仕上げとする。

計画上余裕のない廊下の場合



□壁面等の出隅の処理

- ・壁や柱の出隅部は面をとるかコーナーガードを設ける。

□突出物をなくす

消火器等は壁埋め込み式を採用し、室利用の案内板も床置き式ではなく、室名ボード等を活用したものにすることで、廊下での移動をスムーズに行えるように配慮する。

少しゆったりとした廊下の場合



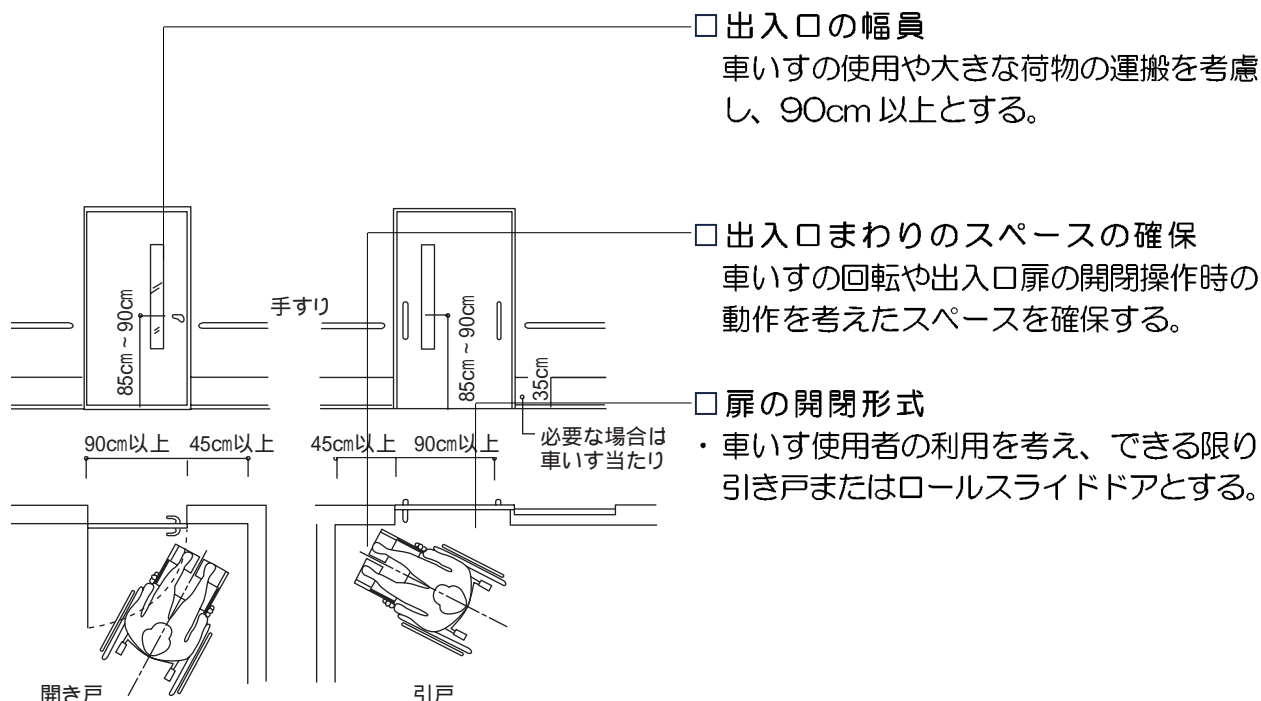
行事案内に使用できるペーパーホルダー付きサインを設置し、廊下から立て看板をなくした例(パレオ)

※廊下等の環境計画

弱視や光を感じることでできる視覚障害者にとっては、中廊下ではなく片廊下とし、一方から自然採光を行ったり、片側の壁面のみ色を変えることで、方向性を認識しやすくなります。また、廊下は必要な照度を確保するとともに、日射などによるまぶしさへの対策も必要です。

## 入りやすく出やすい出入口

車いすでの利用を考慮し、必要な幅を確保するとともに、高齢者や子どもにとっても操作しやすい出入口扉とします。



室内の状況がわかる半透明ガラスを採用した引き戸と衝突防止を兼ねた手摺の設置例(パレア)

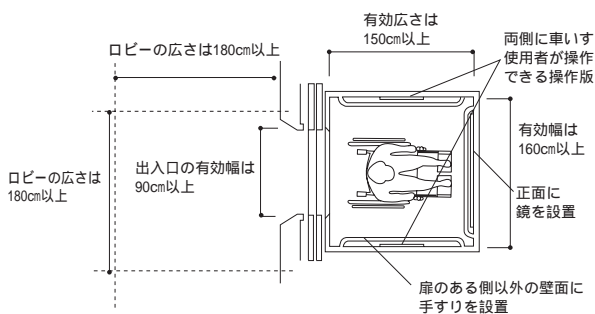


### すべての人が使いやすいエレベーター・エスカレーター

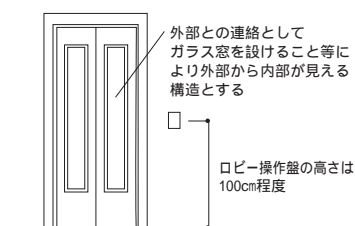
エレベーターやエスカレーターは、上下階への移動手段として利用頻度の高い、非常に重要な設備です。

わかりやすい位置に設置し、すべての人が使いやすいものとする必要があります。

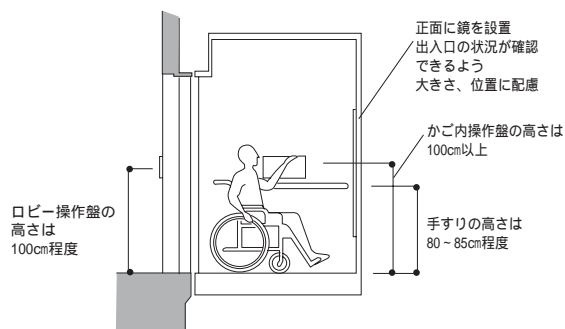
エレベーターの平面の詳細



エレベーターの正面の例



エレベーターの断面の例



### □エレベーター・エスカレーターの設置

- ・低層建物の場合でもできる限りエレベーターを設ける。少なくとも一台は、車いす使用者・視覚障害者等が一人で利用できるような形態や設備を設けたものとする。
- ・エレベーター、エスカレーター、階段は、利用者が選択できるよう、わかりやすい位置に近接して設ける。
- ・動線上効果的な場合には、2方向出入口エレベーターの設置を検討する。空間のわかりやすさや防犯に配慮し、シースルーエレベーターの設置を検討する。

### □エレベーター乗降ロビー

- ・ゆったりとした空間を確保し、少なくとも車いす使用者同士のすれ違いや転回ができる180cm角以上とする。

### □かごの大きさ

- ・車いすの転回ができるよう、できる限り13人乗り以上とする。少なくとも車いす使用者と介助者が同乗できるよう11人乗り以上とする。

### □扉の幅員

車いすの使用や大きな荷物の運搬を考えて少なくとも90cm以上とする。

### □操作盤及び操作ボタン

- ・操作ボタンは、手の甲やひじでも押すことができる大きなものとし、わかりやすい表示を行い、設置高さは100cm程度とする。
- ・点字表示を行う。



管理部門と来客部門の間に設けられた2方向エレベーターの設置例(R&B熊本ワシントン通)



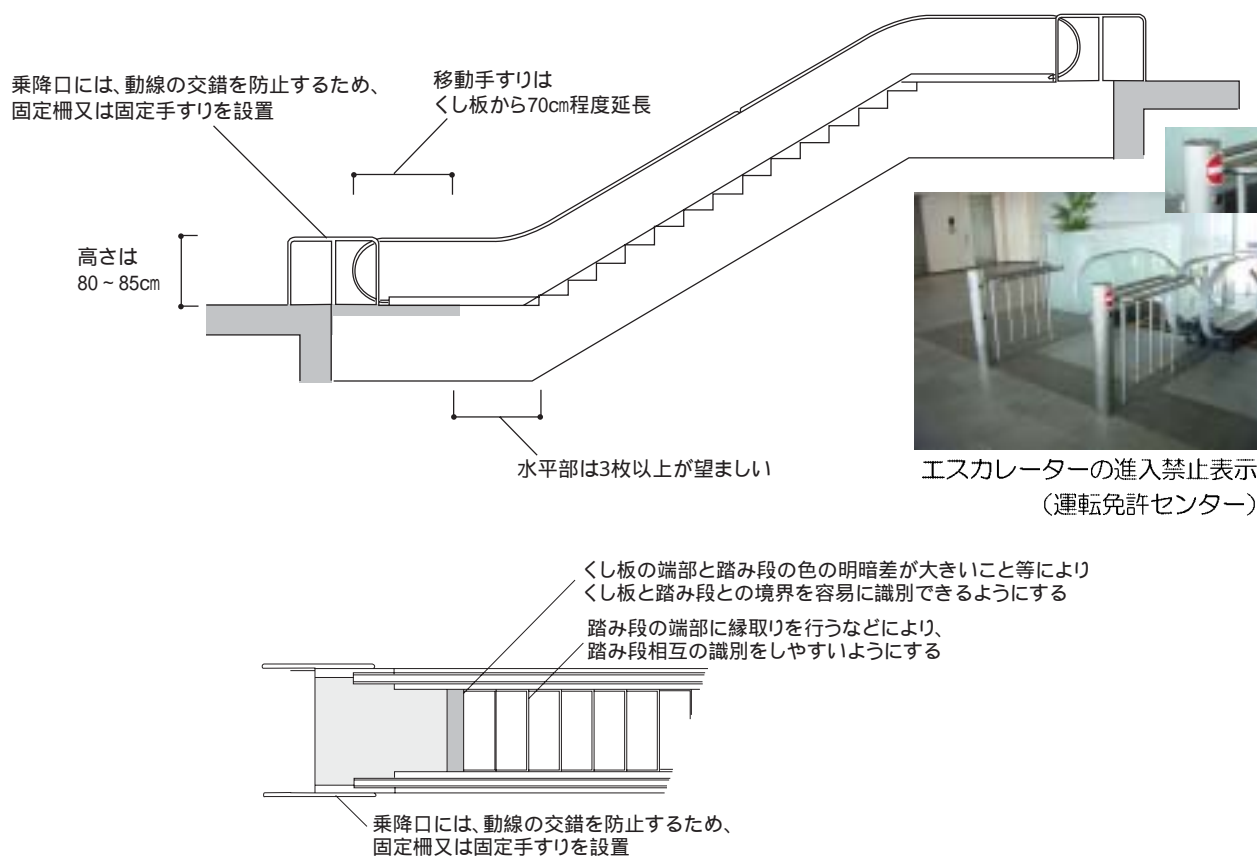
光庭と一体的に整備されたシースルーエレベーター(KKRホテル熊本)

## □エスカレーターの形状

- ・高齢者や子ども連れの乗降を考慮し、水平部分のステップ数を3枚以上とする。

## □エスカレーターの手すり

移動手すりは、乗り口と降り口の水平部分に120cm以上設け、固定手すりは、乗降場のステップの前後に100cm以上設ける。



エスカレーターの進入禁止表示  
(運転免許センター)

## □その他のエレベーター設備

- ・カゴ内で車いすの転回ができないものは、出入口を確認するための鏡を設ける。
- ・カゴ内に手すりを設け、必要に応じて腰掛け等の設備を設ける。
- ・防犯上の配慮が必要な場合には外部からの視認性を確保するため、ガラス窓を扉に設ける。

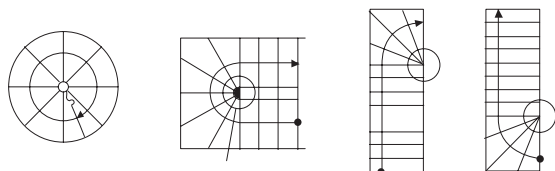
## □情報

- ・エレベーターには音声案内、音響案内、昇降方向表示等の情報サインを設けるとともに、緊急時の連絡のための情報機器を設ける。
- ・エスカレーターには、上端及び下端の近接する部分への進入可否の表示や音響案内等の情報サインを設ける。

## 安全に利用できる階段

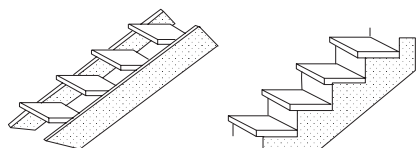
階段は、昇降するという動作を行う場所で、動作の性格上、転倒する危険が高い場所であるため、できる限り、ゆったりとした幅や勾配で利用しやすいものとしします。

### 〈好ましくない階段形式〉



※まわり階段や異なる踏面寸法が採用されている

### 〈足元のひっかかりやすい構造〉



### □ 階段の形式

- ・ 介添のしやすさ等を考慮し、回り階段は採用せず、踊り場面に勾配や段差は設けないようにする。

### □ 階段の段の形状

- ・ 主な階段の蹴上げは16cm以下、踏面は30cm以上とする。
- ・ 寸法を途中で変えることは避ける。
- ・ 蹴込板のない階段や透明なガラス板の階段はできる限り避ける。

### □ 階段の仕上げ

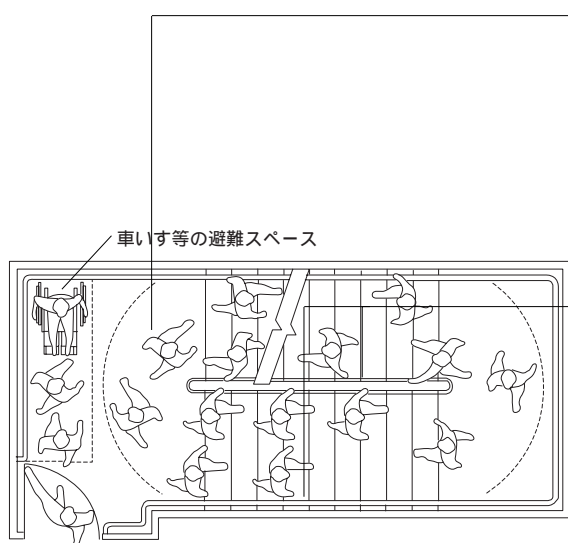
- ・ 床面は滑りにくい材料又は仕上げとする。
- ・ 転倒を防止するために、段鼻、蹴上、踏面がはっきり分かる色使いとし、踏面の先端には滑り止めを設ける。

### □ 手すり

- ・ 両側に連続する握りやすい手すりを設ける。手すりの端部は段の終わりから45～60cm程度延ばし、下方又は壁方向に曲げる。
- ・ できる限り、2段（高さが85cm程度と65cm程度）手すりとする。
- ・ 落下防止に有効な形式とする。

### □ 明るさの確保

- ・ 階段では、特に移動時の安全上の配慮が必要であることから、自然採光の利用や照明装置の工夫などにより、足もとの明るさを確保する。



車いす等の避難スペース

## 段差を楽に移動するためのスロープ

段差は、できる限り設けないように計画することが必要です。スロープは段差を楽に移動できるものですが、長さや勾配、前後の安全性にも配慮したスペースの確保が必要です。また、スロープが利用しにくい人もいるので、できる限り階段を併設しましょう。

## □スロープの形式・勾配

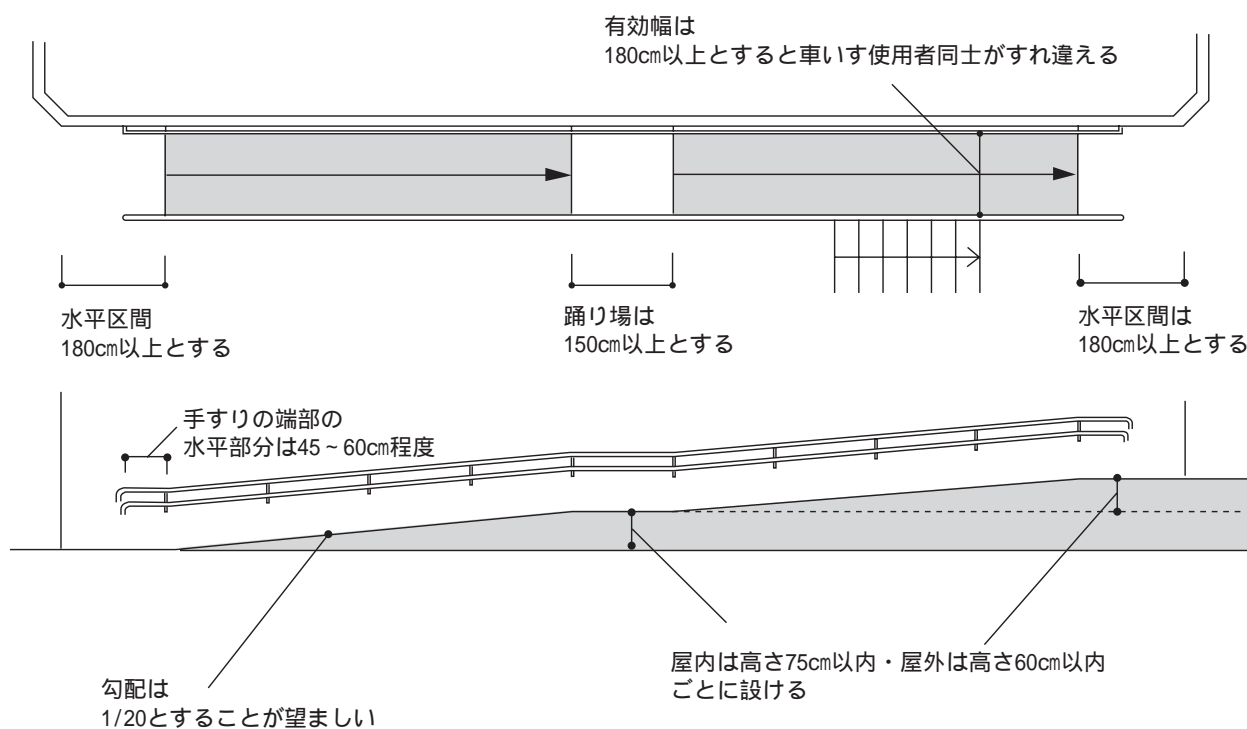
- ・スロープは、段差が比較的小さな場合に設け、できる限り直線で、勾配は1/20以下とする。

## □スロープの床仕上げ

- ・床面は滑りにくい材料又は仕上げとする。屋外の場合は濡れたときにも滑りにくいものとする。

## □スロープの形状・踊場

- ・スロープの始終点、折り返し部分、他の通路との交差部及び高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の踊り場を設ける。
- ・車いすの脱輪防止のため、立ち上がりを設ける。
- ・屋内の場合は側壁側に車いす当たり（床上10cm程度から35cm程度までの範囲）を設けることで美観を維持する。

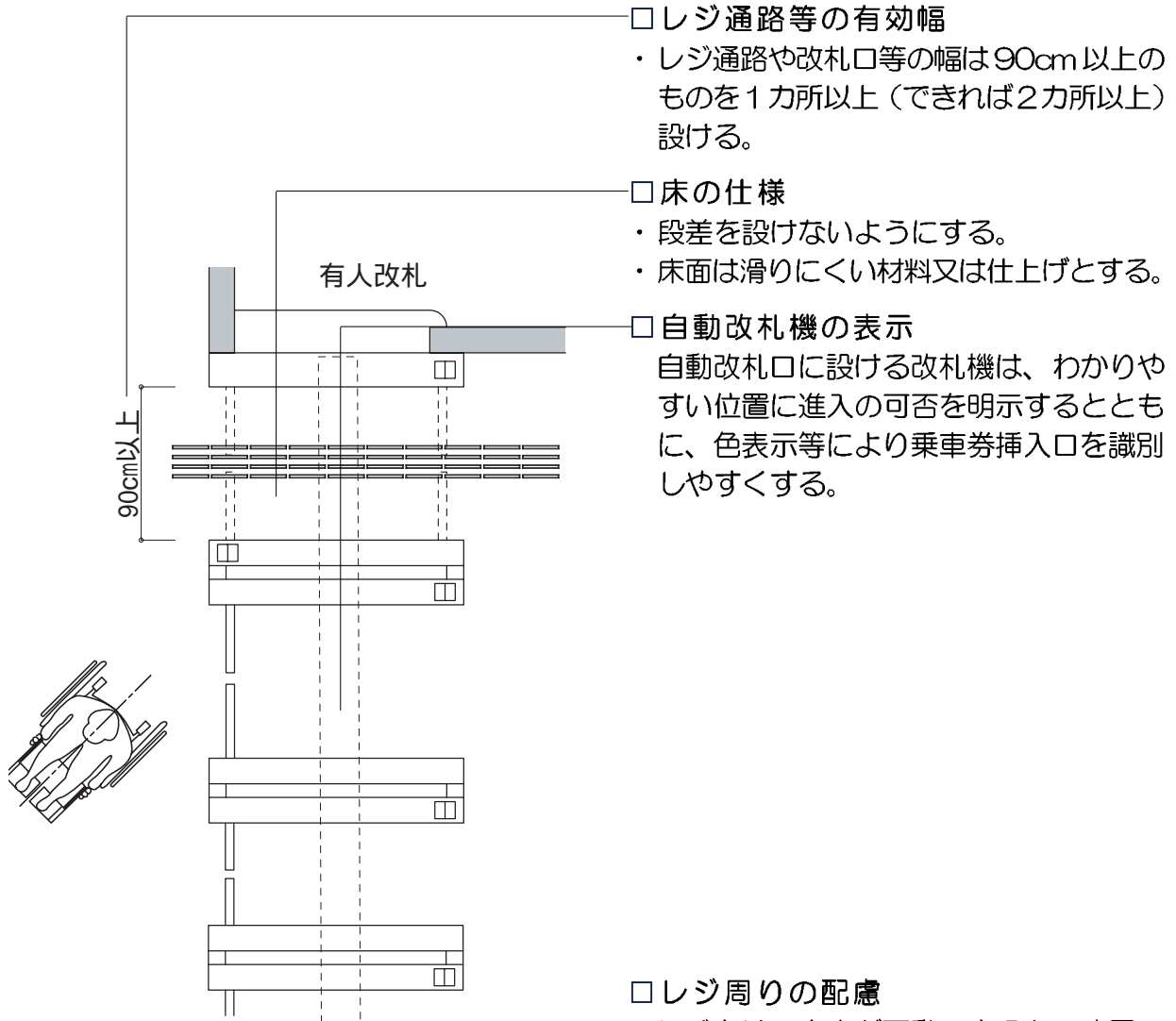


## □手すり

- ・両側に連続する握りやすい手すりを設ける。手すりの端部は段の終端から45cm程度延ばし、下方又は壁方向に曲げる。
- ・できる限り、2段（高さが85cm程度と65cm程度）手すりとする。
- ・転落防止に配慮した形式とする。

## スムーズに通過できるレジ通路、改札口等

スーパーのレジ通路や駅舎等の改札口についても、大きな荷物を持った人、乳幼児と一緒に、車いす使用者の通過がスムーズに行えるよう配慮が必要です。



## □ レジ周りの配慮

レジ台は、高さが可動できるものや買い物かごを置きやすい高さとする。



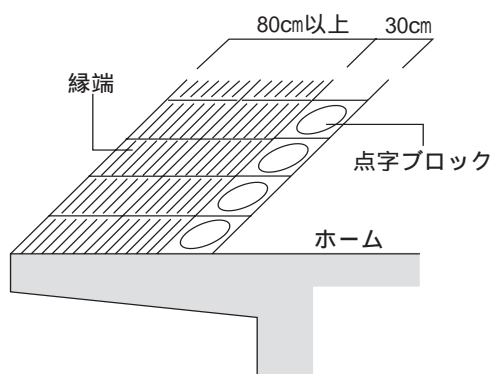
車いす使用者の移動を考慮した改札口



広いレジ通路の整備例

## プラットホーム等

プラットホーム等は、転落など、人命にかかわる事故の発生が考えられる場所であるため、安全に対しては特に配慮が必要です。さらに、快適に利用するためには、待合い場所や誘導案内などに配慮が必要です。



ホームドア(神戸新交通六甲アイランド線駅舎)



プラットフォーム横に設けられた一時待避所(阪急伊丹駅)



スロープでのアプローチや床材を工夫した駅(阪急伊丹駅)

参考マニュアル:公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン

### □床の構造

- ・電車とホーム等の床面の隙間や段差は、できる限り少なくし危険防止に配慮する。
- ・床の表面は粗面とし、滑りにくい材料で仕上げとする。

※注意喚起用床材の両側で床材の硬さを変えると、視覚障害者への注意喚起ができません。

### □転落防止

- ・プラットホームには、端部から80cm以上離れた場所に注意喚起用床材を敷設する。
- ・できる限りホームドア※1や可動式ホーム柵を設ける。
- ・線路側以外のプラットホーム両端には、転落防止柵を設ける。
- ・ホームドアや可動式ホーム柵が設置できない場合は、転落時の安全確保のため、一般の人にもわかりやすい位置に緊急通報装置等を設け、転落者のための待避場所を設ける。

### □待合室等

- ・プラットホーム全体に上屋を架けたり、風や雨が避けられるような待合室を設ける。
- ・座席と座席の間に荷物置きのあるベンチを設ける。

### □可変式情報表示装置

- ・利用者が視覚情報を得て行動するために適切な位置に文字等が均等な明るさで鮮明に見える輝度を確保した可変式情報表示装置を設ける。背景色が黒の場合、青い色の電光表示は高齢者には見にくい場合があるので、表示色にも注意する。

### □避難誘導

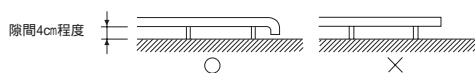
- ・高架式の駅のプラットホームでは、災害時のための2方向避難の確保や外部からの救出が可能な一時的な避難待機場所等を設ける。

※1 転落防止のため、列車等が到着したとき列車に乗車できるよう開閉されるホームに設けられたドア

## 移動を補助する連続した手すり

手すりは、高齢者、視覚障害者、子どもなどの移動や立ち座り動作の補助あるいは転倒防止などのために必要です。また連続して設置することで視覚障害者の誘導案内にも利用できます。

〈壁との関係、端部〉

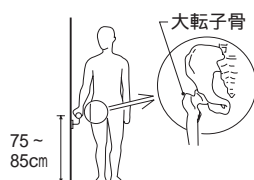


## 手すりの高さ

〈一般的な歩行用手すり〉

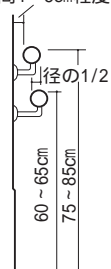
（1段の場合）

廊下の手すりの高さは、一般的に大腿骨付け根の大転子骨の高さが最適。使う人が限られている場合は、その人に適した位置に合わせる。



（2段の場合）

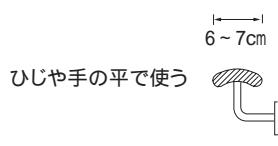
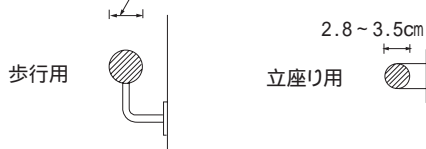
隙間4~5cm程度



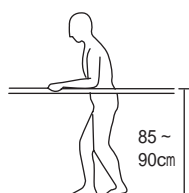
## 手すりの形状と支持方法

- ・目的に合った、握りやすい大きさと形状とする。
- ・細すぎたり太すぎると握りにくい。

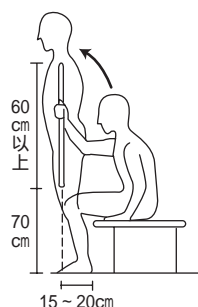
しっかり握る手すりは直径3~4cm



〈もたれかかって使う手すり〉  
もたれかかって使う場合は肘で支えることが多い。  
この時は85cm~90cmと高く設定する。



〈立座り用手すりの位置〉  
手すりが台の横だと立ったときに後ろに体を引っ張られてしまうので前寄りにつける。



## □連続した手すりの設置

- ・移動経路に設置する手すりは、できる限り連続して設ける。
- ・設備機器・点検扉によって分断されないよう配慮する。

## □手すりの設置方法

- ・手すりは、体重がかかっても大丈夫なようにしっかり取り付ける。
- ・壁との隙間は、4cm程度とし、握りながら移動できる支持方法とする。

## □手すりの設置高さ

- ・できる限り2段の手すりを設ける。
- ・手すりの設置高さは、75~85cmとし、2段の場合には、下の手すりを60~65cmとし、径の1/2程度上段の手すりより廊下側に設ける。

## □手すりの形状・仕様

### （手すりの大きさ）

しっかり握る手すりは直径を3~4cm程度とし、立ち座り用の手すりは直径2.8~3.5cm程度のものを使用する。

### （手すりの端部）

そでなどが引っ掛からないように端部は曲げる。

### （手すりの材質）

耐久性や耐食性に優れ、冷たく感じない材質のものとする。

### （サイン）

必要に応じて点字表示を行う。

### ひとの行動を考え、さりげなくデザインする

人の動作には幅があります。高齢や障害のため体の自由がきかない人、大きな荷物を抱えた人、乳幼児と一緒にいる人など、人によって異なる動作の正確さ、安定性、寸法、速度を設計に配慮していくとともに、快適さや美しさをも備えたさりげないデザインである必要があります。

#### ○ 利用者のところへの配慮

休憩室はくつろげる空間、宿泊室は疲れを癒す空間、執務室は落ち着ける空間、相談室は緊張感を与えず話しやすい空間など、利用する人の気持ちを考え、それぞれの生活空間の目的に応じた部屋の大きさ、室内の配色や照明、窓等の位置や形状とするなどの配慮が必要です。特に子どもが利用する部屋では、好奇心を持たせる仕掛けづくりなどにより、情操を豊かにする配慮も大切です。

#### ○ 動作の正確さ

正確な動作は、状況を認知し、判断し、動作するという一連の行動のすべての段階が正確に行われることで実現します。言い換えると、「人は必ずミスをする」という認識も必要です。

正確な動作を促すために、わかりやすいことが重要です。どこに何があるのかを一目でわかるような計画がなされていれば安心して行動できます。

また、ミスがあることを前提に、ミスを起こした場合の対応のしやすさや安全の確保についても考慮する必要があります。

#### ○ 動作の安定性

身体の内力が弱くなると、握る・押す・引くなどの動作がうまくできなかつたり、力が入らないことが多くなります。その際さりげなくデザインされた手すりや体をささえる台などがあると、動作が安定し、ケガを防止することにつながります。

#### ○ 動作域の幅

大人と子どもでは動作域が異なるように、必要な寸法・最適な寸法にも幅があります。すべての人が使用できるよう動作寸法に配慮した計画や多様な選択肢を設けることが必要です。

#### ○ 動作速度の幅

トイレは男性と女性で使用時間に違いがあります。トイレの計画に際しては利用者数・時間を考慮したスペース計画が必要です。

また、障害がある人に限らず、高齢者や子どもは動作がゆっくりしている場合があるので、ゆっくり判断したり、動作できるようゆとりのあるスペースづくりを心掛ける必要があります。



必要とする機能が一目でわかる  
(ビッグアイ)



必要な箇所にさりげなく設置された手すり  
(ビッグアイ)

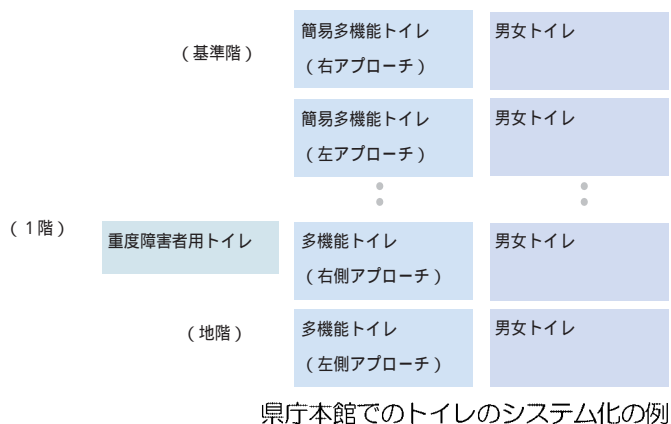


利用者・管理者とも、楽に使えるカウンター  
(ビッグアイ)



## ゆとりのあるいろいろなタイプのトイレ

トイレは、だれもが日常必ず使う生活空間であると同時に、不自由な動作を伴う場所です。そのため非常に細かな配慮が必要です。また、人によって不自由な動作に違いがあるため、その人にとって使いやすいトイレを選択できるように建物全体を計画します。



## □トイレの位置と形態

- ・利用者数に対応したトイレの数とする。  
(ホール等の場合は男女数の可変も有効)
- ・各階のわかりやすい位置に配置し、周囲からの緩やかな見通しの確保など安全に安心して使える配慮を行う。
- ・できる限り多機能トイレと一般トイレは区別しないように配置する。
- ・扉を設けないトラップ型の平面型としてゆとりをもたせて計画する。
- ・利用者が使いやすい方を選択できるように、多機能トイレは設備の位置が左利きのものと右利きのものを設ける。
- ・女性トイレ内部には、必要に応じて、男児用の小便器を設ける。



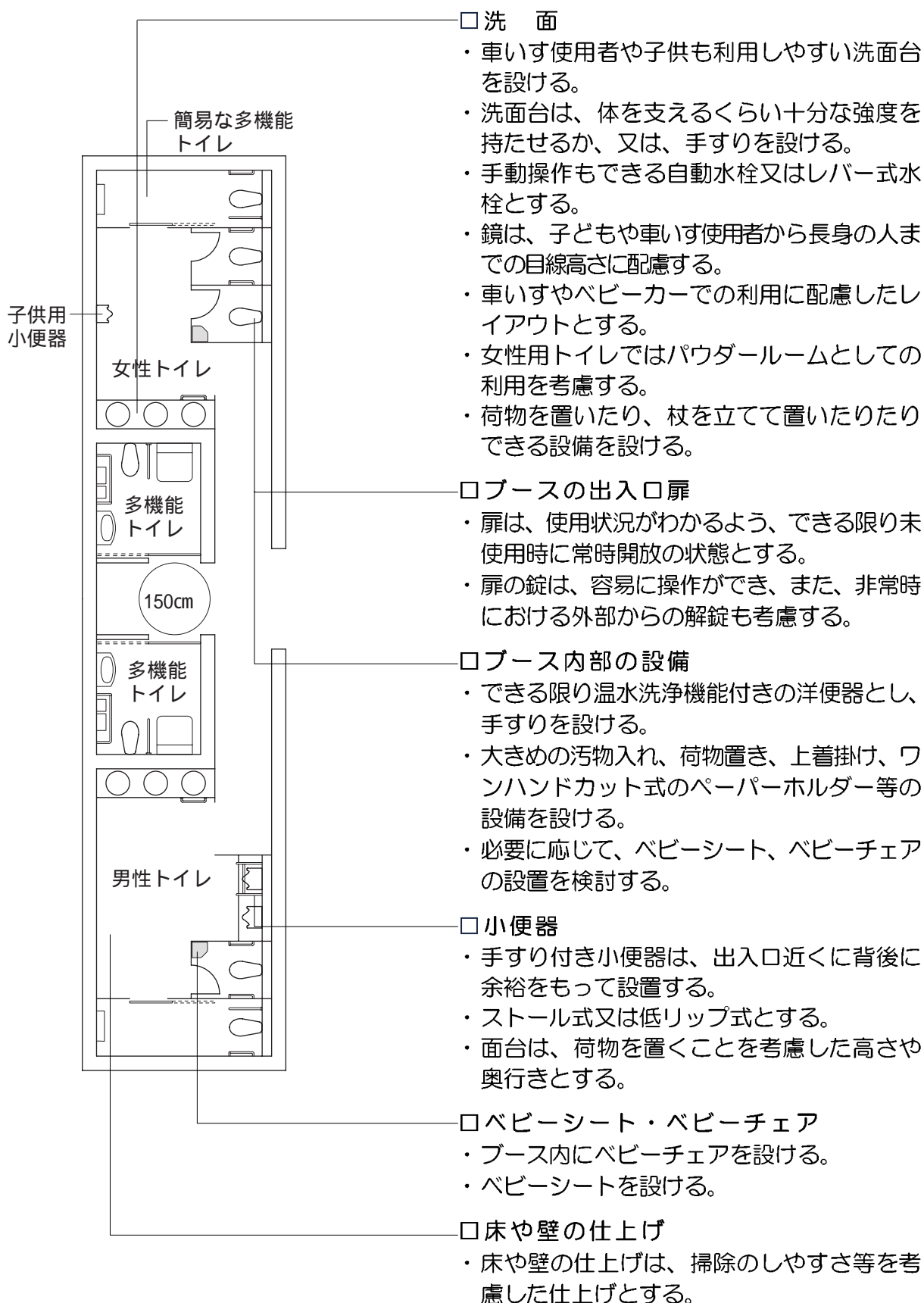
洗面台の杖立（ビッグアイ）



女性トイレ内に設けられた子どもと一緒に利用できる簡易な多機能トイレ（鶴屋百貨店東館5F）

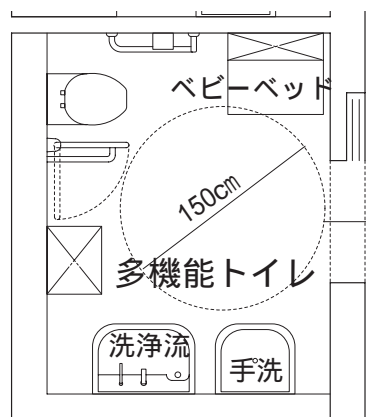


ゆったりとした明るい印象のトイレ（ビッグアイ）



## みんなが使える多機能トイレ

車いすでの使用が可能なトイレは、だれもが使える共用型・多機能トイレとして計画し、使い方を良く検討しながら必要な設備を使いやすい位置に設置することが必要です。



県庁舎本館の  
多機能トイレ  
の整備例



ベビーシートと温水洗浄機能付便座まわり車いす使用者等が便座に座ったまま手洗いができる。



靴が脱げ簡易な更衣ができるチェンジングシート。スペースを有効に使うため倒して使用する。



洗面台横に設けられたオストメイト対応汚物流し。温水シャワー機能付で衣類が汚れても洗うことができる。

## □ ブースの大きさ

ブースの中での車いすの転回を考慮し、少なくとも直径150cmのスペースを確保できる大きさとする。

## □ 出入口扉

できる限り、自動扉で自動解錠できるものとする。

## □ 便器・水洗装置

正面からのアプローチができ、右又は左からの側面移乗ができる場所に便器を設置し、温水洗浄機能付き便座とする。水洗は、大型のレバー式、自動感知式とする。操作ボタンはわかりやすく表示し、必要に応じて使用方法を明示する。

## □ 手すり

手すりは便器の両側に垂直・水平に設け、片側は可動式とする。

## □ 鏡

平面鏡とし、床上80cm程度から上方へ目線の高さの鏡を取り付ける。

## □ 装置

## (非常呼出ボタン)

腰掛けたまま利用できる位置及び転倒した場合でも利用できる位置に設ける。

## (ペーパーホルダー)

ワンハンドカット式とする。

## (荷物台)

車いすの利用に支障がない場所に荷物台やフックを設ける。

## (チェンジングシート)

更衣のためのチェンジシートも必要に応じて設ける。

## (汚物入れ)

オストメイトの利用を考慮し、大きめのものとする。

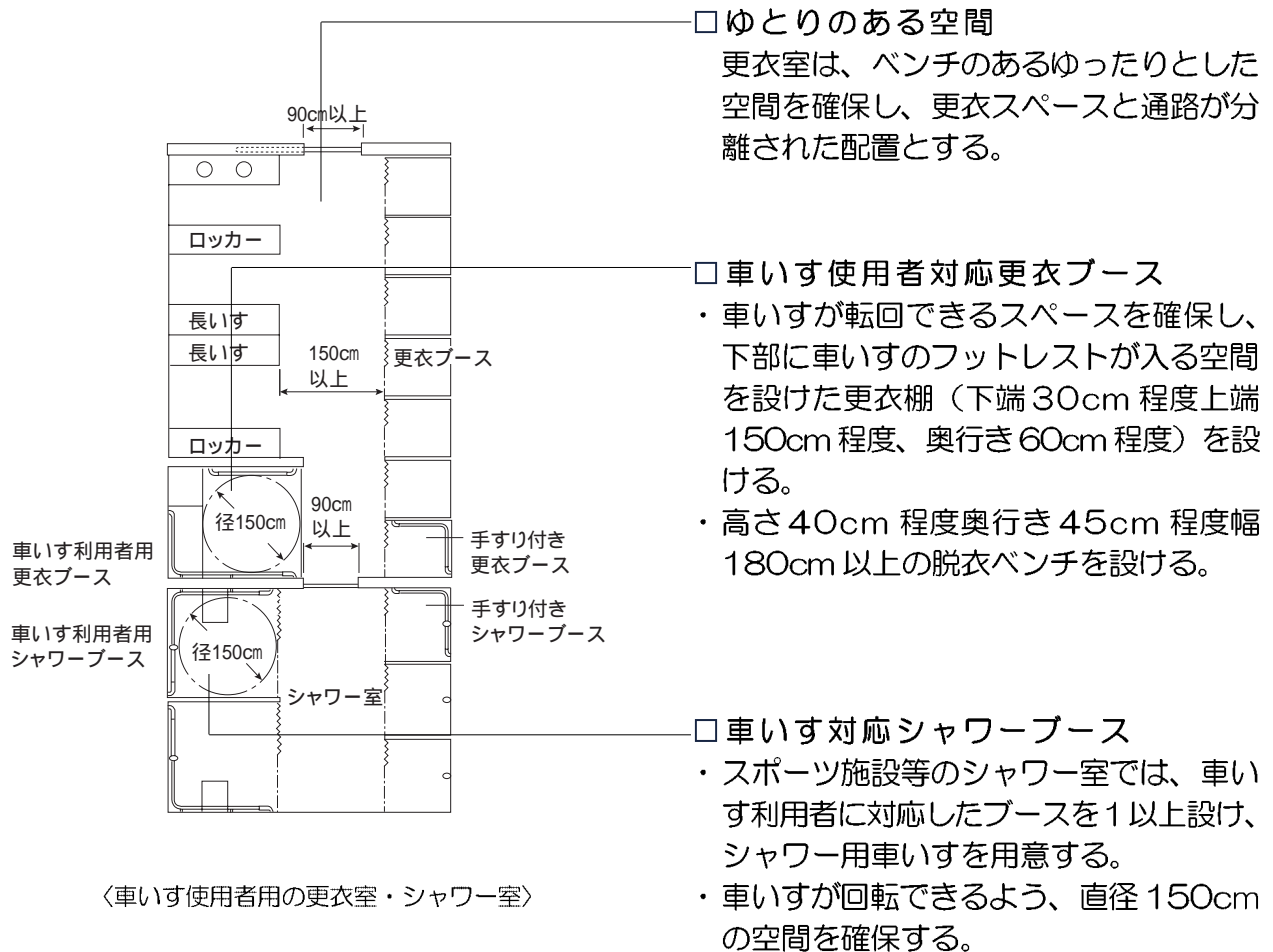
## (オストメイト対応設備)

パウチ(袋)等の洗浄が可能な設備を設置する場合は、立った姿勢でも洗浄が可能な高さに設け、温水機能が付いたシャワー式水栓とする。

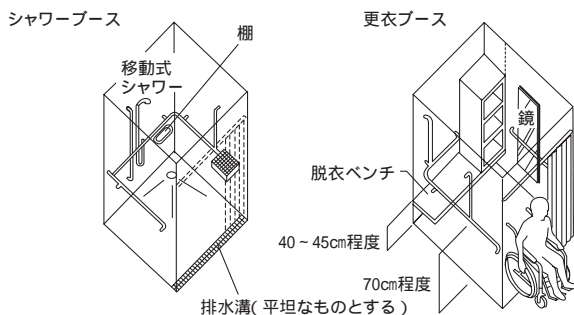
※多機能トイレの詳細はP64～P69に参考例を掲載しています。

ゆとりをもった更衣室・シャワー室

着衣の人・脱衣の人が同時に多人数で使用する更衣室やシャワー室は、みんなが清潔で快適に使用できることが必要ですが、更衣の際の個人のプライバシーが確保できるような配慮が必要です。



〈車いす利用者用の更衣室・シャワー室〉



□ シャワーブース内の棚  
シャンプーなどを置く棚のほかに、衣類、バスタオルなどを濡れない状態で置くことのできる棚、カゴ、フック等を設ける。

□ 手すり  
できる限り連続した手すりを設け、出入口から更衣室、シャワー室へと誘導し、更衣ブース、シャワーブースにも手すりを設ける。

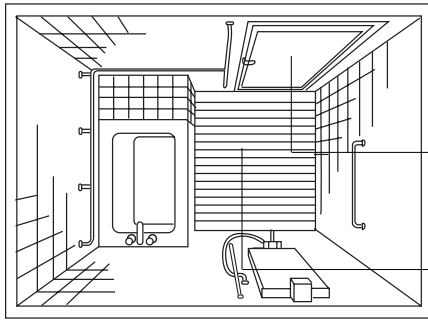


車いす対応シャワーブース (アクアドーム)

安心してゆっくり使える浴室

浴室は、必ず水やお湯を使うため、滑りやすい場所でもあり、脱衣や入浴による温熱環境の変化による体調の急変も考えられます。だれもが安心して利用でき、リラックスして、リフレッシュできる空間となるような配慮が必要です。

〈個人用浴室〉



□浴室の大きさ

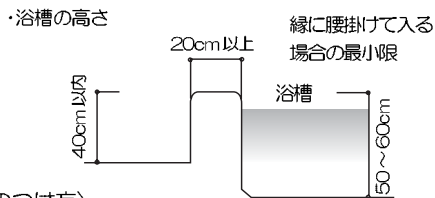
浴室の大きさや必要な設備は、施設の内容により異なるため、特に介助必要となる場合等は、利用者の声を聞きながら検討し決める。

□扉

扉にガラスを用いる場合には、樹脂製等の安全なガラスを採用する。

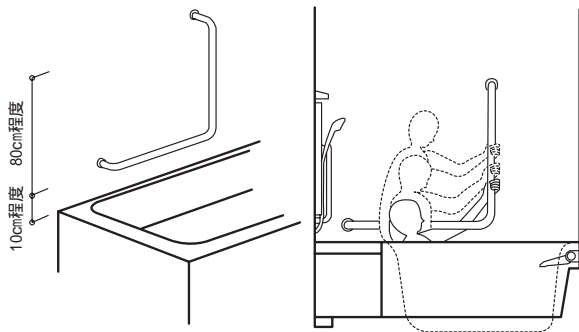
□床の仕様

- ・床は、濡れても滑りにくい材料又は仕上げとし、段差は設けない。
- ・廊下と脱衣室は下足場の仕上げで区別し、脱衣室と浴室は素足で触れても冷たくない樹脂製等の排水溝で処理する。



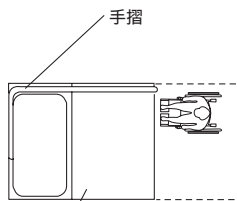
〈手すりのつけ方〉

- ・浴槽から立ち上がるための手すり



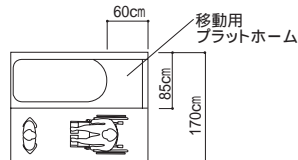
〈特別な浴室の例〉

- ・主として車いす使用者に対応した例



H=40~50cm  
移動用  
プラットフォーム

- ・車いす、杖使用に対応した例



□個人用浴槽

- ・和洋折衷式とし、浴槽に座って入れるように腰掛け台を設けたり、動作補助のために手すりを設ける。
- ・建物内に複数設ける場合は、設備の位置が左利きのものと右利きのものを設ける。

□大浴場における配慮

- ・使いやすいものが選択できるように洗い場の水栓やシャワーフック等は複数の高さを用意する。

□水栓

温度調節が容易にできるものとし、わかりやすく操作のしやすいレバー式水栓とする。

□シャワー

高さを変えることのできる縦スライド式のものとする。

□室温に対する配慮

血圧等の急な変化を防ぐため浴室内外での温度差にも配慮する。

□手すり

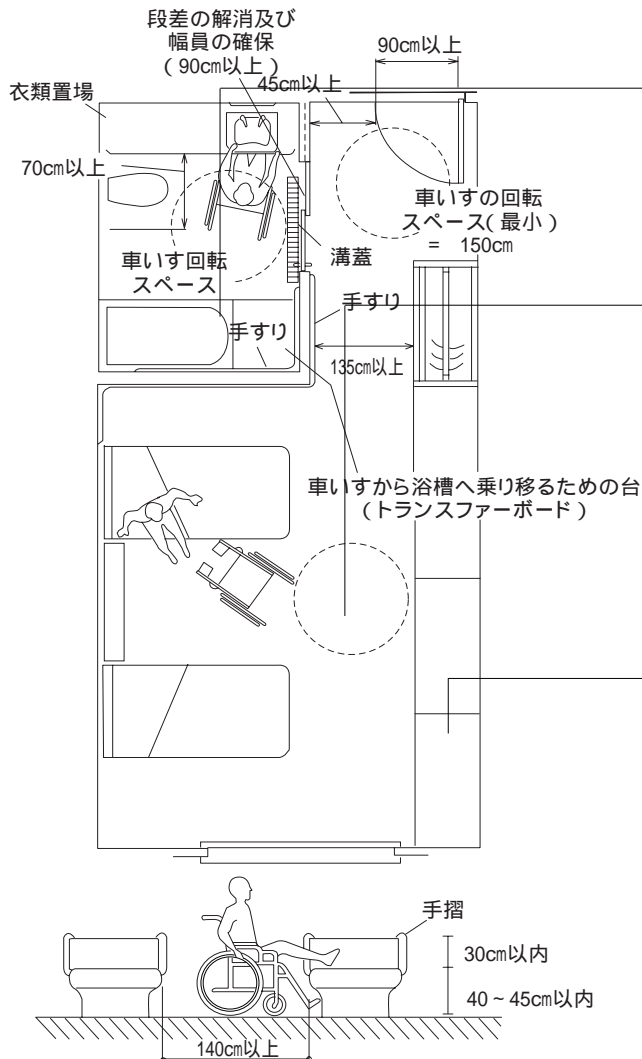
浴室出入り・浴室内の歩行・浴槽への出入り・入浴中の体の安定のための手すりを設ける。

## 使いやすい快適で居心地の良い客室

ホテルや旅館、保養所等の客室や宿泊室、社会福祉施設等の居室、病院の病室等は、睡眠、休息、入浴、トイレなど生活のためのあらゆる動作が行われることに配慮して計画・デザインすることが必要です。重度障害者用の客室以外でも車いす使用者が利用できる仕様とすることが必要です。

## □ 客室の大きさ・仕様

客室の大きさや必要な設備は、施設の内容により異なるため、利用者のニーズを把握し決める。



## □ 浴室

扉は、できる限り引き戸や折戸とし、出入口の幅は90cm以上とする。車いすから浴槽に乗り移るための台を設ける。

## □ ベッド及びベッドサイドの寸法

- ・ ベッドは、高さ40～45cm程度とし、ヘッドボードは、ベッドから寄りかかりやすいよう高さ30cm程度とする。ベッドの下部は、フットレストが入るよう高さ10～15cmを空ける。
- ・ 車いすが転回できるようベッドサイドに直径150cmのスペースを確保する。

## □ 家具

家具についても車いす使用者の利用を考慮し下部の空間を確保する。家具は、前面をそろえ、クローゼットは、引き戸とする。

## □ 照明

プライベートな空間にふさわしい室内照明であるとともに安全に配慮した照度を確保する。

## □ 手すり

ベッドサイドからトイレにつながる手すりを設ける。扉の取っ手の横に開閉時の体の安定のために縦型の手すりを設ける。

## □ 設備機器等

利用者が使いやすい方を選択できるよう、設備機器やベッド等の位置が左利きのものと右利きのものの室を設ける。

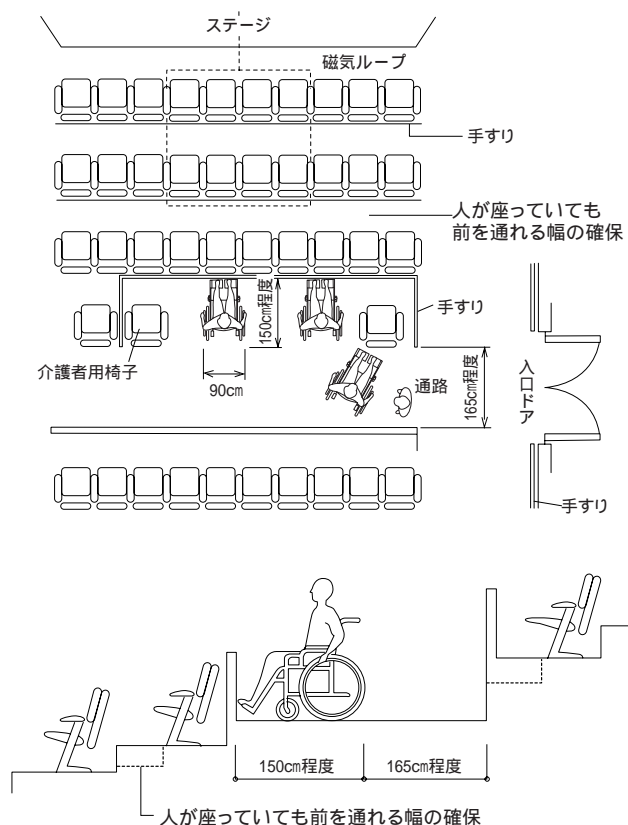


車いす利用者も利用しやすく、多様な使い方ができる客室(テルサ)

※操作ボタン等は、P40を参照。

## だれもが楽しめる観覧席・客席

劇場の計画においては、観客席すべてから舞台がよく見えるように、客席はスロープまたは段床とすることが求められます。そのため段差が多く、室内を暗くするところであることに留意したうえで計画します。



スロープを設置し、多様な使い方ができるよう改修されたホール。演台は高さを変えられる(県庁)

□座席  
通路側の座席のひじ掛けは、跳ね上げ式とする。

□スロープ  
出入口から車いす対応の客席、ステージまでの経路に高低差がある場合は、スロープを設ける。

□車いす対応の客席スペース

- ・一台あたり、幅90cm、奥行き150cm程度とし、出入口から段差なく到達できる場所で、避難がしやすく、舞台が見やすい位置とする。
- ・利用者が場所を選択できるような座席形式の工夫を行う。
- ・転倒防止のため、手すり、ストッパー、キックプレートを設けるとともに、介護者用座席を隣接して設ける。

□聴覚障害者設備  
必要に応じて、聴覚障害者用集団補聴装置（磁気誘導ループ）やFM補聴装置等を設ける。

□舞台及び楽屋  
段差解消機の設置を含め、舞台と客席、楽屋間の移動については、車いすでの移動を可能とする。

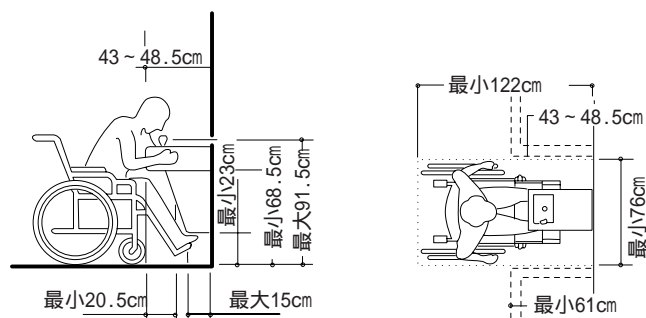
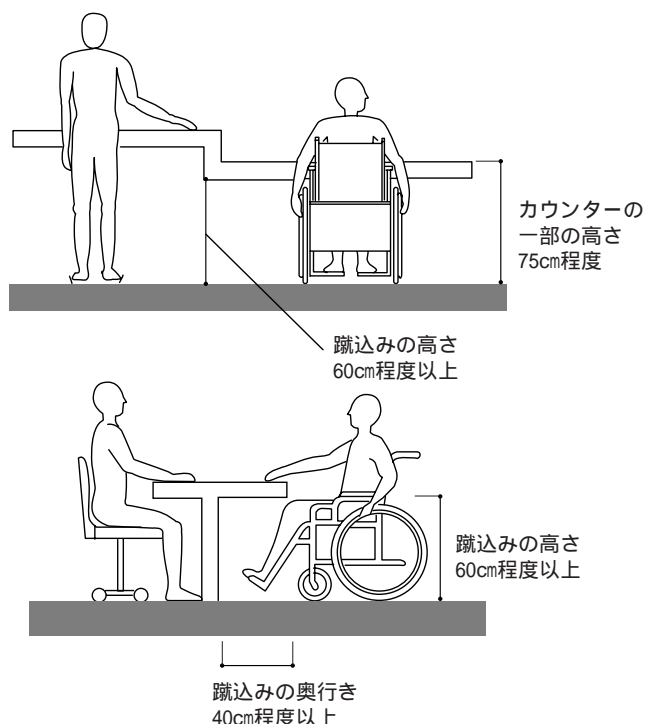
□親子室  
子どもと一緒に観客も楽しめるよう親子室を設ける。

□手すり  
高齢者が楽に安全に移動できるよう手すりを場内の壁面に設ける。

□照明設備  
安全に移動できるよう足元灯を設ける。

## 自然な姿勢で利用できるカウンター等

受付のカウンター、手洗いや洗面台等の高さや構造については、子ども、車いすの使用者、杖等を使用している者なども利用しやすいような配慮が必要です。



子どもや車いす使用者の利用に適したカウンター（パリア）

## □ 座位のカウンター

高さ75cm程度（下部は60～65cm、奥行き40cm程度の空間を確保したもの）で車いすを引き寄せることにより利用できる手すりやカウンター下に車いすあたりを設ける。

## □ 立位のカウンター

身体の支えとなるよう台は固定し、カウンターは体を支えやすい形状とするか手すりを設ける。カウンターでの客との対応は、視線が出来るだけ同じ高さとなるよう配慮する。

## □ カウンターの形式

・施設の種類により、座位のカウンターとするか、立位と座位の併設カウンターとするか選択する。

## □ 水飲み場

子どもや車いす使用者が飲みやすい高さのものを併設する。

## □ 電話台

車いすでの利用が可能な電話台は、高さが70cm、奥行き45cm程度で下部に高さ60～65cm程度の空間を持ったものとし、プッシュホンの中心が90～100cm程度となるようにする。立位で使用する場合には、体を支える手すり、壁面、台等を設ける。必要に応じて、携帯電話用のプライベートブースなども設ける。

## □ 荷物置き場

カウンター等には荷物置き場を設ける。



子どもや車いす使用者の利用に適した水飲み機（県庁）



使いやすく、プライバシーに配慮した授乳場所

乳児を連れて人が利用する施設では、授乳や乳児の着替えの場所と設備の確保に配慮が必要です。また、授乳室等は、男女とも利用することを想定した上で、母乳を与える女性のプライバシーの確保にも配慮が必要です。

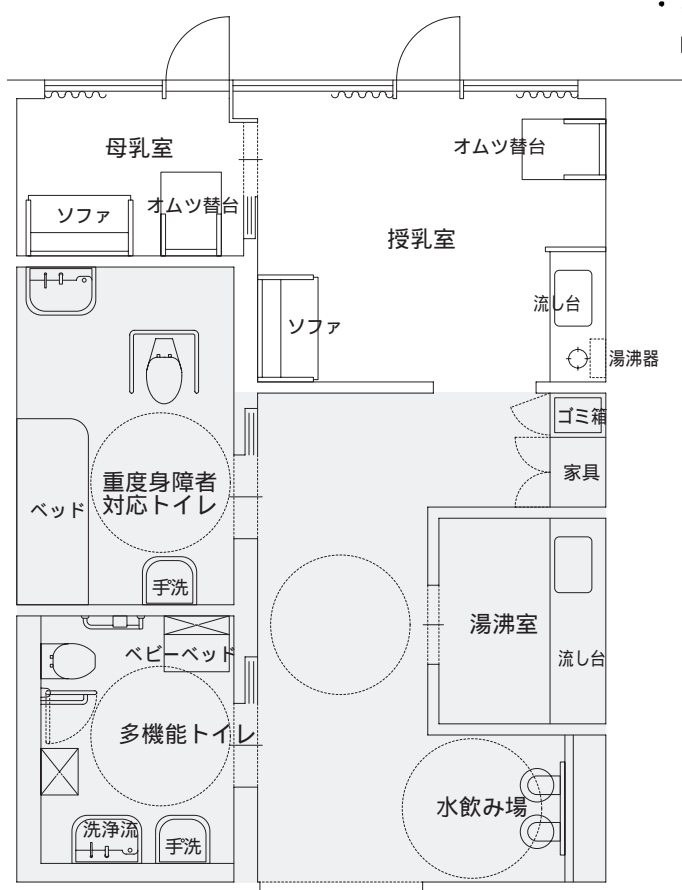
□授乳室等

- ・授乳室やおむつの交換のできる場所を設ける。

※湯沸室等に隣接して設ける方法や湯沸かし設備のある和室(警備員室)等を利用してサービスする方法も考えられます。

□設備・備品等

- ・授乳を行うためのベビーベッド及び椅子等を設ける。
- ・瞬間湯沸器・電気ポット・流し台等も設ける。
- ・授乳室は男性の利用も考慮し、母乳を与えるスペースは別室とするか、又は、プライバシーの確保のため、カーテン等を設ける。
- ・ベビーベッド等の柵は縦格子とし、隙間の幅は7cm以下とする。



水まわりユーティリティスペースを集約した例（県庁）

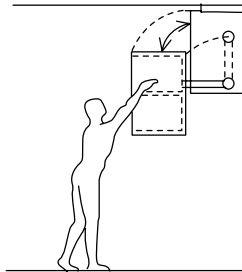


おむつ替えや授乳ができる部屋とその奥に設けられた授乳用の個室（鶴屋百貨店東館）

使いやすい棚や家具

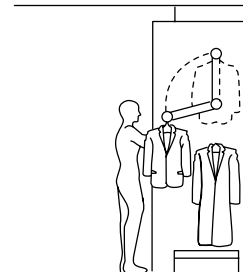
棚や家具については、背の高い人や低い人、高齢者、車いすの使用者などだれもが操作が簡単で安全に使えるような配慮が必要です。

アップダウン式吊り戸棚

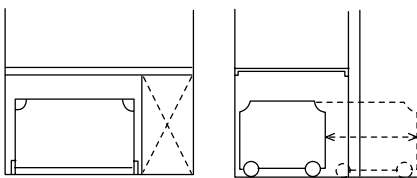


吊り戸棚の背面に手動昇降装置を取り付ける

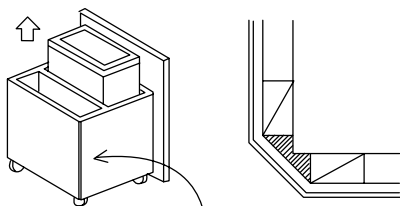
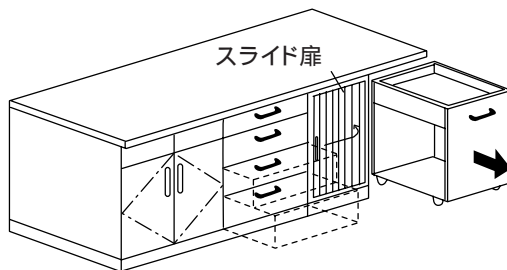
コートリフトハンガー



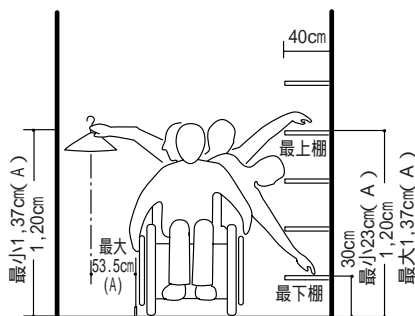
スライド収納



無理な姿勢をとらずに収納を引き出せる



家具のコーナーは削る



〈収納棚およびクローゼットの寸法〉

□高い棚と低い棚

高い棚では、上部棚の有効利用のため、下げられる工夫を行い、低い収納では使いやすくするため引き出して、上から使用する形態とする。

□操作性の配慮

収納高さ、150cm以下の使いやすい場所で引き出しやすい取っ手のついたキャスター付きワゴンなどを活用する。

□安全性の配慮

家具は角を丸くし、凹凸を少なくする。

□動作への配慮

移動のしやすさを考慮し、必要に応じて家具にも手すりを設ける。

□いす

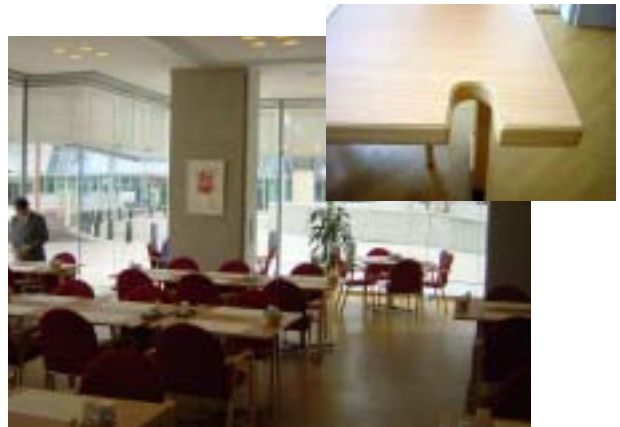
立ち上がりには便利なひじ掛け式いすとし、立ち上がりが楽な高さや固さとする。

□飲食店のテーブル

車いすでの利用を考慮した形状とする。

□ショーケース・陳列段

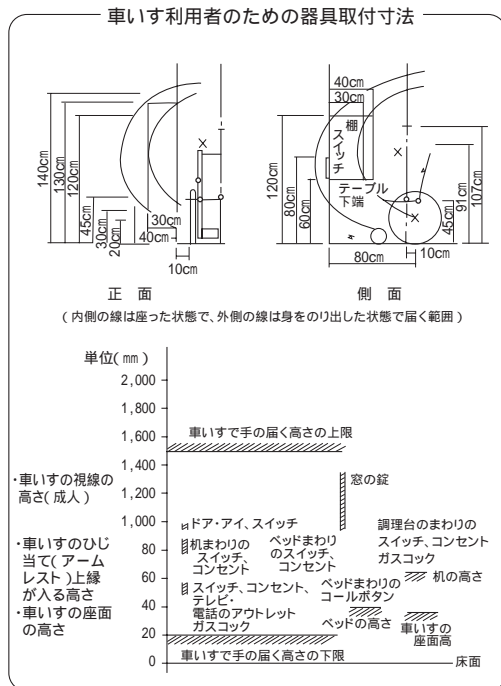
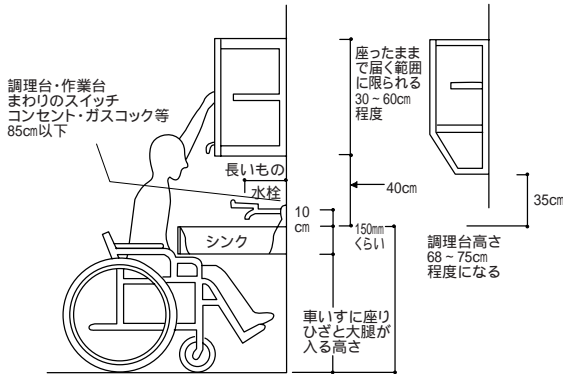
車いす使用者や子どもにも商品が選びやすい高さや形状の棚等とする。



テーブル天板に設けられた既製品の杖立（ビッグアイ）

操作が簡単でわかりやすいスイッチ等

スイッチやコンセントなどは、だれにでも、また、手荷物をもっている状況でも間違わずに簡単に操作できるよう、取り付け位置、スイッチなどの形状や大きさ等に配慮が必要です。



□スイッチ類

- ・高さ100cm程度に設け、大型で操作性の高いものを使用し、ワンタッチスイッチで暗い場所でもわかるパイロットランプ付きとする。
- ・空調機のスイッチ等は、ダイヤル式など指先に力が必要なものを避け、だれもが使いやすい形状のものを採用する。

□コンセント類

- ・冷蔵庫、洗濯機等の機器用や差込頻度の高いコンセントは、車いすでの操作性も考慮し、床上35～100cm程度の高めの位置に設ける。
- ・室内の使用状況に応じて、コンセントの数、設置位置、可変性を検討し、引き抜け防止機能を設ける。

□券売機等のボタン

- ・各種チケットの券売機、自動販売機の金銭投入口や選択ボタン、呼出ボタンなどは、車いす利用者や子どもなどの利用に配慮した高さや形態とする。
- ・タッチパネル式の券売機では、点字表示付きテンキーを設置し音声案内を設ける。
- ・駅舎等では、券売機横に点字運賃表を設ける。

□非常操作スイッチ

- ・警報装置や緊急操作スイッチは必要な場所を特定し、わかりやすい位置に設け、わかりやすい表示をする。
- ・緊急時操作スイッチと照明スイッチなどは、間違っって押すことのないような位置とする。

□サイン

- ・スイッチ等は判別しやすいよう大きな文字で表示し、できる限り点字表示、浮き文字表示を行う。
- ・運賃等の主要ボタンには点字表示を行う。点字ボタンの料金表示は周囲との明度差を大きくする。
- ・スイッチの種類に応じて、動作状態の表示を行う。



低めのボタンや手すりか設けられた自動販売機 (パレオ)



高い位置のコンセントとワイドスイッチ

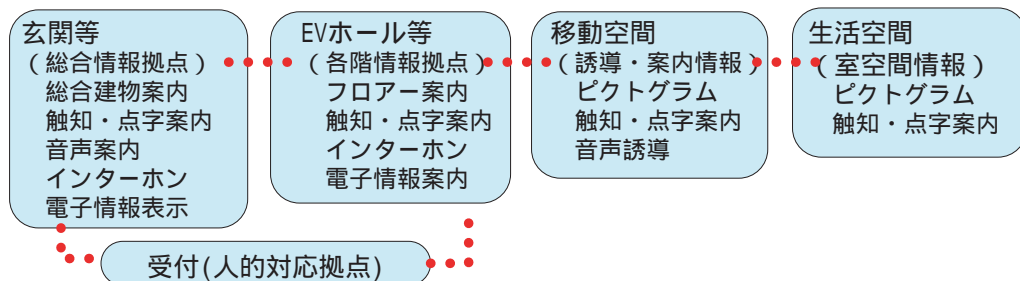
## 五感で感じるコミュニケーション手法

視覚情報サイン、点字案内、誘導ブロックなどの情報提供装置は、だれにでもわかりやすく情報を伝えることが目的です。そのためデザインは、よく使われる一般的なものを原則とし、同一の建物にあっては、統一する配慮が必要です。また、いろいろな人に正確に情報を伝えるためには、複数の手法を検討し、視覚、触覚、聴覚など人の五感で感じることができるよう配慮が必要です。

### ○情報装置（サイン）計画の3つのキーワード

- ①明解で美しいデザイン  
単純で、直感的に理解でき、そして美しくデザインされた個別の装置がまず求められます。
- ②体系化し連続して設置  
個別の情報装置を、目的別に体系化し、統一感を与え、連続して設置し、確実な誘導・案内を行います。
- ③複数手法での情報提供  
「見る」「聞く」「触る」という複数の感覚を刺激する情報提供を行うことで、多くの人に伝えます。

□連続した移動空間に沿ってシステム化されたサイン



### ○トータルにデザイン（情報装置間の連携）

火災等の安全に関わる非常に重要な情報を利用者に伝達する防災設備機器等も情報装置を体系化するという観点からは、一体的に計画することも必要です。

### ○五感を刺激する空間計画

創意工夫による誘導・案内がなされるべきですが、そもそも空間設計自体から、移動する人々に理解しやすいよう配慮することが必要です。

たとえば、直交する廊下の交差点において天井高を変えることによる反響音の違いや水音で視覚障害者に伝えるという工夫がされている建物もあります。

このように光・風・音という環境要素を常に意識し、空間をデザインすることでも、方位感・定位感のとりやすい建築となります。

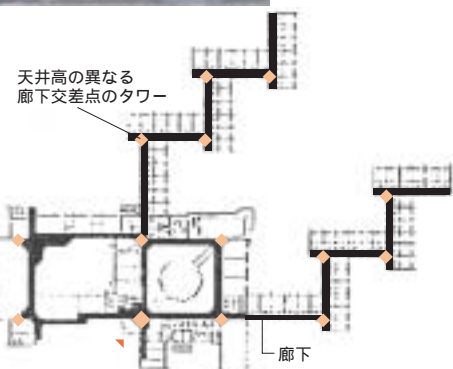
### ○コミュニケーションであるという認識

多くの情報装置は、提供するだけのものですが、双方向に情報のやりとりができる装置の設置は非常に有効です。誘導・案内を受ける側にとって一番安心できるのは、「人による案内」であるためソフトを含めた検討・計画が重要です。

□光と反響音によって空間を感じることができる設計例  
(デンマークのフルサングセンター)



タワー外観



タワー見上げ

天井高の違いによる足音の反響音の違いとトップライトによる光の効果で廊下の曲がり角であることをさりげなく伝える。

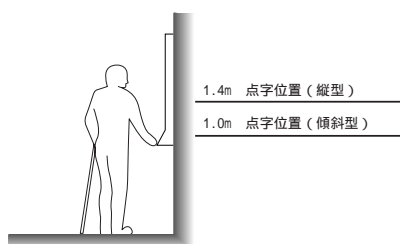
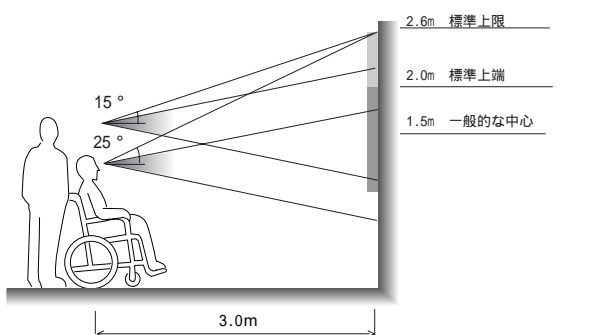
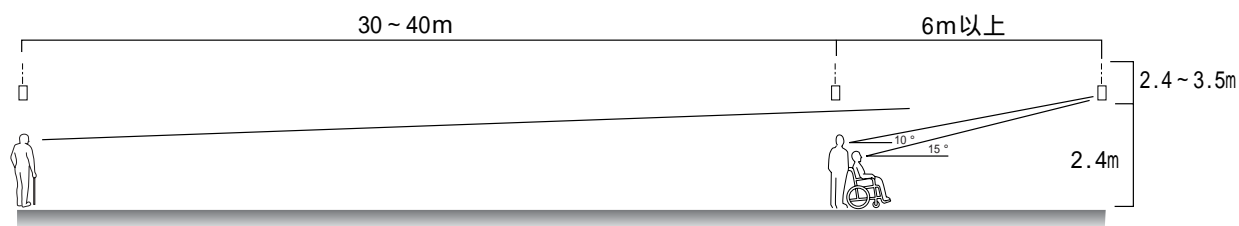


わかりやすいビジュアルサイン

視覚情報サインの主なものは、美しく体系的にデザインされたビジュアルサインです。高齢者となると視覚機能にも衰えが生じます。サイン本体の色彩や設置場所の照明等への配慮も必要です。

□サインの設置間隔（遠距離を誘導する場合）

見通しのよい直線部では、30m~40m以内に次のサインを設置し、サイン設置間隔の最短距離は概ね6m以上とする。

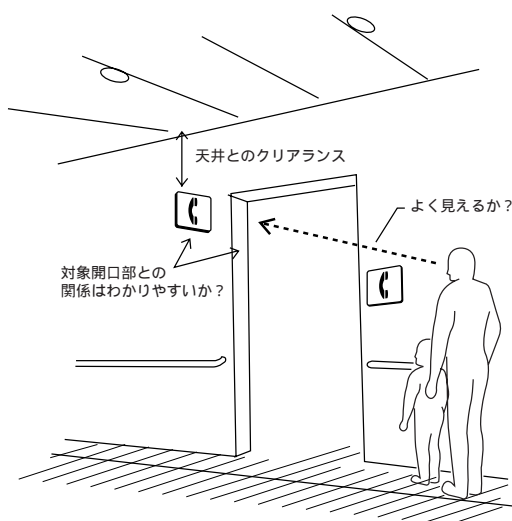


□サインの設置高さ

- ・ 遠くから見るつり下げ型又は突出型のサインの設置高さは、床からサイン下端までは衝突などに対する安全の確保できる高さとして2.4m（低くとも2.1m）を標準とする。
- ・ 近距離で見るものは、車いす利用者や子ども等に配慮し、壁付型の上端は2.0m（高くとも2.6m）、点字を表示する場合は、中心が縦型で1.3~1.4m、傾斜型で1.0mを標準とする。
- ・ 視野が狭い人が容易に判別できるよう目線の高さに近い位置に表示する。

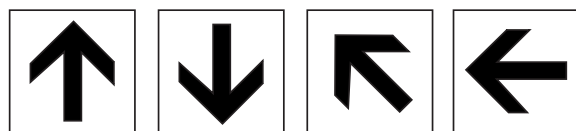
□突き出しサインの位置

- ・ 開口部と突き出し型のサインは、高さはそれぞれの上端を合わせ、位置は進行方向に対して奥側を標準とする。
- ・ 扉がある場合は、開けながら見ることでできる位置が望ましい。



□サインの視認距離

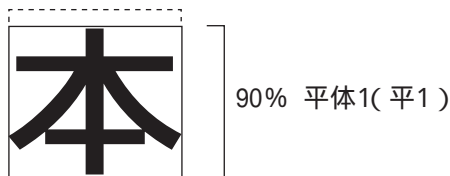
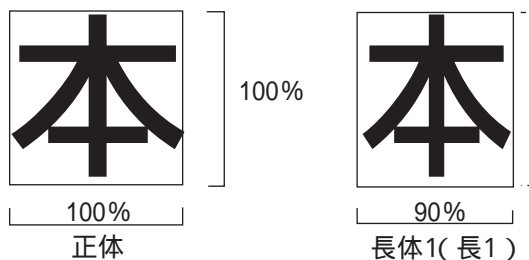
- ・ 遠くから視認するつり下げ型等の誘導サインや位置サインなどは20m以上、近くから視認する自立型や壁付型等の案内サインなどは視認距離を4~5m以下に設定する。



前方又は上方 下方又は手前 左前方又は上方 左

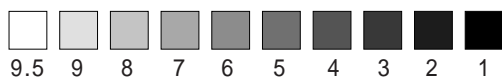
視認距離別文字高のめやす

視認距離	図記号の基準寸法	和文文字高	英文文字高
遠距離( 30m )	360mm以上	120mm以上	90mm以上
中距離( 20m )	240mm以上	80mm以上	60mm以上
近距離( 10m )	120mm以上	40mm以上	30mm以上
近距離( 5m )	60mm以上	20mm以上	15mm以上
至近距離( 1~2m )	35mm以上	10mm以上	7mm以上



・書体の変形例

(明度差 2) (明度差 5) (明度差 2)  
7 : 9      2 : 7      1 : 3



□ 図記号 (ピクトグラム) の活用

- ・幅広い年齢層や外国人にも直感的にわかるよう案内用図記号 (JISZ8210) 等を使用する。
- ・図記号と図記号や矢印を組み合わせる場合には、基準となる枠を同寸法にして組み合わせる。
- ・図記号には、その理解を深めるために、同じ視距離から読める大きさの和文、英文等を併記する。

※ 5m以上の視認距離で図記号と和文、英文を組み合わせる場合は、3 : 1 : 0.75程度の大きさ比率を保つレイアウトが基本とされています。普通名詞的に使用するのか、固有名詞的に使用するかでレイアウトの比率は異なりますので、詳細は、標準案内用図記号ガイドブック等を参照下さい。

□ 文字の書体

- ・遠くから見るサインは、角ゴシック系で太めの書体を用い、近くで見るものや、抜き文字で表現する文字は、やや細めの書体を使用する。
- ・文字間隔は、文章に比べ広くとるようにする。

※ 遠くから見るサインの和文書体は、正体よりも平体1程度が読みやすいとされています。

□ 色彩環境等

- ・高齢者や弱視の人への見やすさを考慮し、文字や図と地の明度差は5程度以上を確保する。
- ・日本工業規格で定められた安全色や交通機関での特定の意味を持つ色彩等を考慮し、統一性ある色彩計画を行う。
- ・サイン周辺は、適切な明るさを確保し、グレア (まぶしさ) 等の対応を行う。

□ サイン設置時の立ち会い

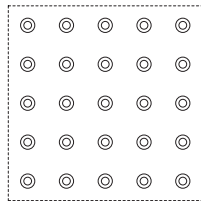
- ・サインを設置する時は、できる限り利用者の参加を求め、サインの見やすさ、わかりやすさを原寸大のサンプルで確認する。

トータルに計画された触覚情報サイン

触覚情報サインの主なものは、視覚障害者誘導用ブロック（以下：点字・誘導ブロック）と点字サインです。建築空間においては、点字・誘導ブロックだけで誘導案内することにとらわれず様々な方法を利用者とともに工夫することでデザインの幅が広がります。

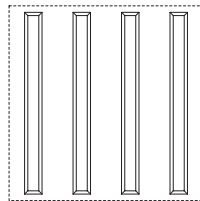


床材の違いによる視覚障害者の誘導  
(R&B熊本ワシントン通)



点字ブロック  
(点状ブロック)

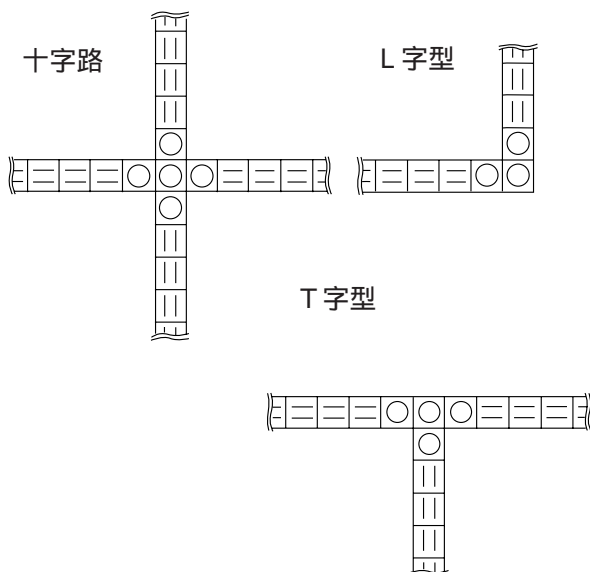
段差等の危険箇所・動線の分岐点等の注意を喚起する場所に用います。



誘導ブロック  
(線状ブロック)

ある方向へと誘導する場所に用います。

視覚障害者誘導用ブロックの形状



視覚障害者誘導用ブロックの一般的敷設方法 (40 cm角)

□誘導の方法

- ①点字・誘導ブロック
  - ②床材の違い（触感、足音の違い等）
  - ③手すり（点字サイン併用）
  - ④明度差を大きくした色分け
- などが考えられます。

□点字・誘導ブロックの基本事項  
(意味と形状)

- ・点字ブロックは、誘導ブロックの分岐部や屈曲部、継続的な移動に警告を発したり、注意を促す部分（道路と敷地境界、階段やスロープの上下端、点字案内板、エレベーターの操作ボタン前等）に設ける。
- ・点字ブロックは、警告や注意喚起等の対象となる部分から30 cm程度離れた位置に敷設する。
- ・点字・誘導ブロックは、J I S T 9 2 5 1 に規定された形状のものを使用し、色は、黄色を標準に、背景色との明度差や連続性も配慮する。

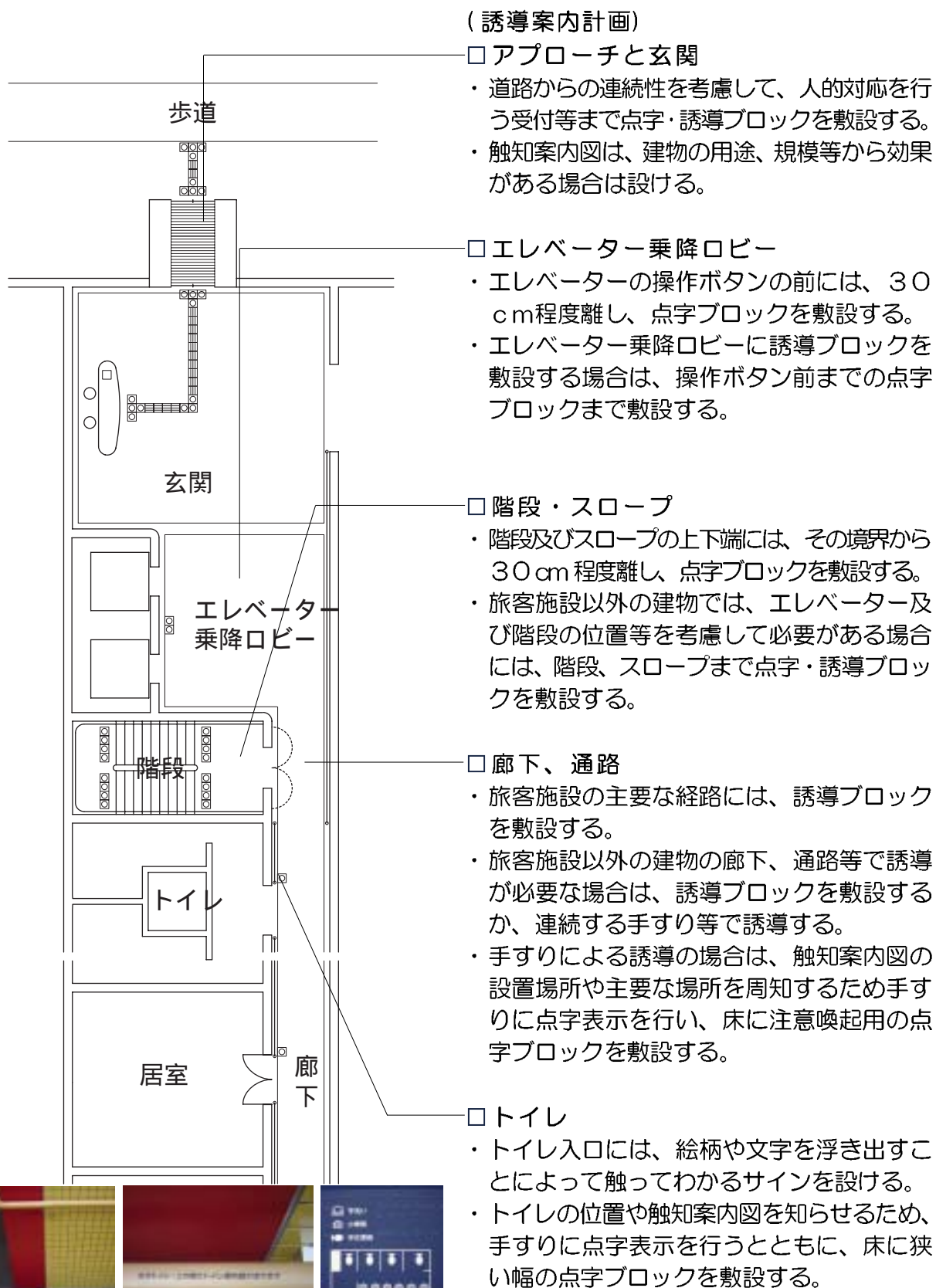
(敷設)

- ・点字・誘導ブロックは、視覚障害者が利用しやすいようにできる限りカーブを避け、人的な対応ができる受付等の部分まで敷設する。
- ・建物内の誘導では、人的対応の可否や用途により誘導が必要な部分を設定し、車いす使用者、ベビーカーや買物カートの通行のしやすさ、高齢者のつまずき、荷物運搬台車等の移動性も考慮し、誘導ブロックだけではなく、触感や足音の違う床材の採用や手すりによる誘導も検討する。

※旅客施設では、交通バリアフリー法の移動円滑化基準及び同ガイドラインによる。

□点字サイン・触知案内図の基本事項

- ・一度に多くの情報を提供せず、優先順位の高い情報を提供する。
- ・トイレなどの限られた空間を認知するために触知案内図を設ける。

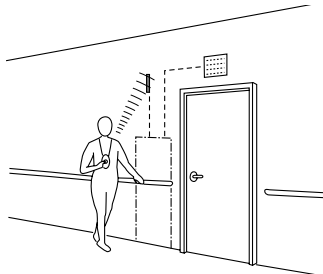


トイレ案内図（浮き出した絵柄と点字）を手すり点字と床面の点状ブロックで視覚障害者に知らせる仕組み（ビッグアイ）

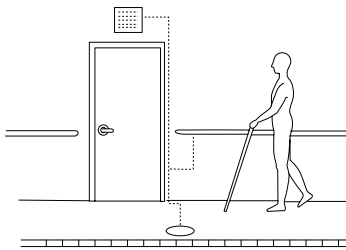


視覚だけに頼らない情報コミュニケーション

人が外部から受け取る情報の約80%は視覚からといわれていますが、視覚情報が得られない場合でも一定の情報を得るための情報コミュニケーションが必要です。



ペンダント式



杖式

磁気誘導式



赤外線式



磁気誘導式及び赤外線式システム図

□音響誘導案内システム等

- ・方向やサービス情報を音声により提供することが効果的な場所では、音声誘導案内システム、タッチ式音声案内システム、人感知式音声案内システム等を設ける。
- ・音声誘導案内システムは、施設用途に応じて、建物内に設置された設備機器が音声メッセージを発するものや視覚障害者が携行している受信機に音声メッセージを送信するものなどから選択し、音声をはっきりと聞き取れ、音声発生場所が明確に把握できるような音響装置とする。
- ・改札口やトイレ入口では、必要に応じて、チャイム等により移動経路の場所を示す音響案内装置を設ける。

□音による空間認知

- ・いつも流れている音楽や水の音等により、空間を認知させる場合には、複数の音情報が氾濫することで視覚障害者が混乱しないよう、音量、音質又は方向性に配慮する。

□聴覚障害者用情報伝達システム

- ・聴覚障害者の移動の円滑化や会議室での補聴などを目的として、必要に応じて、磁気誘導式や赤外線式の補聴システムを設ける。

□嗅覚による情報認知

- ・廊下の曲がり角等に香りのある花を置いたり、階毎に違った香りを漂わせることなど建物の用途によっては嗅覚による情報認知にも配慮する。



廊下交差点部に花を設置している事例イメージ

## 非常時に有効な情報伝達装置

日常的な使用に便利のように設置されるサイン・情報装置ですが、非常時（地震・火災他）には人命に関わる重要な情報を提供します。即時性、確実性はもちろん、あらゆる人に情報が伝わるような配慮が必要です。



床に埋め込まれた避難誘導用発光装置（ビッグアイ）



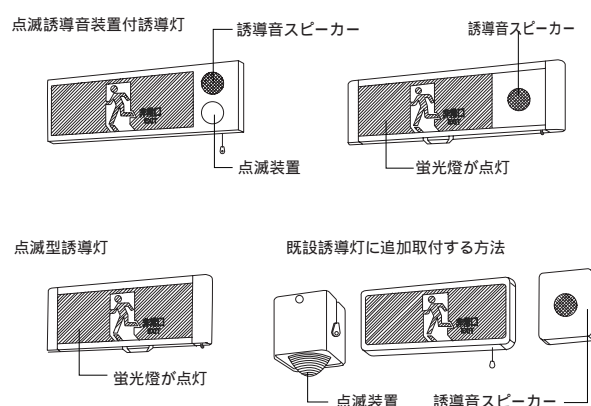
外付け型の情報ディスプレイ（パレア）



固定型の情報ディスプレイ（運転免許センター）

## □ 防災設備機器

- ・ 避難誘導灯は、障害のある人に配慮し、スピーカーや発光器を併設したものを使用する。
- ・ 情報が伝わりにくい客室等では、光による警報装置やテレビ画面を使用した情報伝達を検討する。



## □ 非常連絡装置等

- ・ トイレブース、シャワー室、浴室等で利用者が一人で使用する部屋では、非常連絡装置を設ける。
- ・ 非常連絡装置は、人が倒れた場合にも操作ができるよう設置高さや操作性に配慮する。
- ・ 建物出入口には、案内、誘導等を行うためのインターホン設置し、点字表示を行う。

## □ 情報ディスプレイ

- ・ 非常時の警告や避難誘導等にも効果が高い情報ディスプレイをできる限り設ける。

※ IT技術を用いた情報機器類は、急速に進歩しているため、常に最新の情報を入手し、将来のシステム変更への対応や他のサインとの連携を考え、採用する必要があります。

## 第3章 UDデータブック

---

### ユニバーサルデザインのアイデアを広げる基礎資料

この章のポイント:

- ・ 利用者のタイプ別行動特性と企画設計上の配慮
- ・ 参考となる数値基準
- ・ 車いすの移動を考慮した必要幅等の参考数値
- ・ トイレのディテール
- ・ 案内用図記号
- ・ 国際障害者交流センター(ビッグアイ)でのプロセスと成果
- ・ 県内のユニバーサルデザインによる施設整備の概要
- ・ 商店街・店舗についての施設整備要望

### 3 - 1 利用者のタイプ別行動特性と企画設計上の配慮

だれもが利用しやすい建物づくりを行うためには、様々な人の行動特性を把握し、設計に反映させていく必要がありますが、ある程度共通する行動を取る人のまとまりごとに利用者タイプを分類し、基本的な設計の配慮事項をあらかじめ把握しておくことが効果的です。

#### 利用者のタイプ

##### 【高齢者】

加齢が進むと、筋力の低下により、つまづきや滑りやすくなるなど「身体機能の低下」、目が見えにくくなったり、高音域が聞こえにくくなったり、温度感覚の反応が鈍くなるなど「感覚機能の低下」、頻尿や失禁などをしやすくなる「生理機能の低下」、記憶力、判断力、理解力が低下し、新しい環境や機能などへの対応能力が低下するなど「心理機能の低下」、などの症状がみられます。また、「痴呆症状」が現れる場合もあります。高齢者の場合は、こうした様々な機能の低下から、あらゆる状況に対応できにくくなる傾向がみられます。

##### 【肢体不自由者】

上肢が不自由で細かい作業や操作が苦手である「上肢不自由」、自分の体を支えたり、立ったり、座ったり、座位を保つことが困難である「体幹不自由」、歩いたり立ったり座ったりが困難な「下肢不自由」などが肢体不自由者の中に含まれます。建築計画上は、移動時の歩行形態で、車いす使用者と歩行困難者を分けて考える場合があります。

##### 【視覚障害者】

全く視力のない「全盲」、視力が弱く、暗いと物が見えにくい「弱視」、色の見分けが難しい「色覚異常」、見える範囲が狭い「視野狭窄」の方などが該当します。

##### 【聴覚障害者・音声又は言語機能障害者】

音声がかたかた聞こえない、又は聞き取りにくい「聴覚不自由」、音声機能や言語機能が喪失され、場合によっては言葉が話せなかったり、音声などにより意思を伝えにくい「言語不自由」などが該当します。

##### 【内部機能障害者】

心臓、腎臓、呼吸器官、膀胱、直腸、小腸の各機能障害により、日常生活活動が著しく制限を受け、人工臓器の対応を考慮する必要があります。また、疲れやすい傾向があります。

##### 【知的障害者】

一般的には、判断能力や理解能力が弱い傾向にあります。

##### 【精神障害者】

総合失調症(精神分裂病)、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、精神病質その他の精神疾患を有する方とされています。

##### 【妊婦、乳幼児と一緒にいる親】

妊婦の場合、機敏な動作が出来なくなったり、判断能力が衰えたりする場合があります。乳幼児は環境変化への対応能力が弱く、体調の変化や授乳等への配慮が必要となります。乳幼児と一緒に行動する場合、一般的に荷物が多くなる傾向があります。

##### 【子ども】

一般的には、判断能力や理解能力が弱く、設備機器利用の際の高さ等にも留意する必要があります。

##### 【その他に配慮が必要な人】

だれもが利用しやすい建物づくりを進めるためには、ケガをした人、大きな荷物を抱えた人、外国人等にも配慮する必要があります。

分類	考慮すべき事項	配 慮 事 項		
高齢者 / 低下している機能に応じて各種不自由者に準じる	身体機能の低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の起こりにくい計画(床材料、段差、階段、障害物)とする。</li> <li>・手すりを設ける。</li> <li>・負担の少ない設備機器や家具を採用する(いす、ベッド、便器)。</li> <li>・各種器具の寸法、取り付け位置に配慮する。</li> <li>・使いやすい家具や器具類の使用に配慮する。(引戸建具、大型スイッチ、レバー式とつ手、大型水栓)</li> <li>・自動化された機器を使用する。</li> <li>・階段の踏面、蹴上寸法、踊り場の形状に配慮する。</li> <li>・休憩スペースを確保する。</li> </ul>		
	感覚機能の低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明るく均整のとれた照明を採用する。</li> <li>・輝度の高い光源が直接目に入らない工夫をする。</li> <li>・足下灯を設ける。</li> <li>・明るく温かみのある色彩計画とする。</li> <li>・色による識別を確保する。</li> <li>・暖房の温度を高めに設定する。</li> <li>・温湯を自動調節とする。</li> <li>・警報音の音は大きくし、低周波の音とする。</li> <li>・耳が聞こえにくくなり、大声で話したり、テレビなどの音を大きくして聞くため部屋の遮音性能を向上させる。</li> </ul>		
	生理機能の低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便所等の位置を考慮する。</li> <li>・便所、浴室等の出入口は、引戸とし、非常時の解錠に配慮する。</li> <li>・各室の温度差をできる限り小さくする。</li> <li>・日照、通風等の良好な室内環境を確保する。</li> </ul>		
	痴呆症	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便所の位置や設備を工夫する。</li> <li>・明解な動線、避難ルートの確保する。</li> <li>・設備操作を自動化する。</li> </ul>		
	肢体不自由者	車いす使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段差、急斜面の移動困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道の縁石、建物出入口の段差を解消する。</li> <li>・階段、歩道橋での移動ルートを確保する。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすキャスターのはまりこみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーターのかごと床の隙間を小さくする。</li> <li>・グレーチングの溝の隙間を小さくする。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動困難、通行不能箇所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路面の凹凸や砂利道、ぬかるみ、未舗装の道をなくす。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・床と車輪との摩擦による移動・回転の困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毛足の長いじゅうたんは使用しない。</li> <li>・畳は使用しない。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・回転スペースの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下の曲がり角、出入口ドアの前後、ベッド周りの広さを確保する。</li> <li>・トイレブース内のスペースを確保する。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・通行幅の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口開口幅、廊下の幅を確保する。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・横方向への移動が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンター、商品陳列棚、図書室の書架、自動販売機の形状や仕様などを配慮する。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動時に両手がふさがる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨の日に傘なしで移動できる内外空間とする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・手の届く範囲が限られる(低い)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・棚、物入れ、引き出し、公衆電話の高さを配慮する。</li> <li>・エレベーターの操作ボタン高さ FL + 1.0m程度以下を配慮する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・手の届く範囲が限られる(高い)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・下方の引き出し、コンセントの高さ FL + 35 ~ 100cm程度を配慮する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・手の届く範囲が狭く(横方向や前後)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・台所の棚、商品陳列棚、図書室の書架、水飲台に車いすのフットレストや肘受けがつかえない幅を確保する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・膝、肘受けの高さが通常の座位より高い</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・机、テーブル、流し、手洗い器の下にスペースを確保する。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いすからの移動スペースが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベッド、便器の周囲、浴室、駐車場でのスペースを確保する。</li> </ul>			

### 第3章 UDデータブック

分類		考慮すべき事項	配慮事項
肢体不自由者	歩行困難	・段差や斜面の移動困難	・勾配の緩和や手すりを設ける。
		・つまづきによる転倒の危険	・路面の凹凸や段差の段鼻の形状を配慮する。
		・杖先の滑り	・床仕上げの考慮、砂利道、ぬかるみを排除する。
		・杖先のはまりこみ	・グレーチングの溝の隙間、エレベータの隙間を小さくする。
		・松葉杖の通行・回転スペース	・廊下、出入口幅、トイレ内のスペースを確保する。
		・しゃがめない	・洋式トイレを採用する。
	・手の届く範囲に限られる(高い)	・下方の引き出しやコンセントの位置を工夫する。	
上肢不自由	・細かい作業が苦手	・使いやすい家具、器具類を採用する。 ・機器を自動化する。	
	・握力等の力が弱い	・ドアのとっ手等のサイズ、操作しやすさ、開閉方法を配慮する。	
視覚障害者	全盲	・位置、状態等の確認が困難	・道路、通路の形態、段差、溝、障害物等の確認方法を工夫する。 ・案内方法を検討する。 ・緊急時の対応設備を設ける。
		・記述事項の確認が不可能	・点字や音声による案内等を行う。
		・小さな文字を読むことが出来ない	・大きな文字を採用する。 ・注意喚起のため色彩計画を工夫する。
	色覚異常	・色が見分けにくい ・赤、青緑、青、赤紫が灰色に見える	・判別しにくい色を使わない。
視野狭窄	・視野が狭い	・周辺の事情やサインを認識しやすいように配慮する。	
聴覚言語不自由	聴覚不自由	・音が聞こえない	・非常時の音声以外の情報伝達方法を検討する。 ・視覚によるわかりやすい情報伝達方法を採用する。
	言語不自由	・言葉が話せない	・ソフト対応を充実(人の配置など)する。
内部機能障害者		・疲れやすい	・休憩スペースを確保する。 ・階段、スロープの勾配、形状を配慮する。
		・体調の急変への対応	・緊急時の対応設備を設ける。
		・人工臓器での排泄への対応	・トイレの位置とトイレ設備を検討する。
知的障害者		・判断能力や理解力が弱い傾向にある	・わかりやすい平面計画、色彩計画とする。
精神障害者		・疲れやすい	・休憩スペースを確保する。
		・対人関係が苦手	・ソフト面での対応のしやすさを確保する。
妊婦や乳幼児と一緒にいる人	子どもを抱いた人	・一時的な子どもへの対応	・ベビーベッドの設置、託児スペースを設ける。
		・授乳への対応	・授乳室を設ける。 ・大きめの汚物入れ等を設ける。
	ベビーカー利用者	・ベビーカーの配置 ・移動性の確保	・ベビーカーを置く場所を設ける。 ・車いす使用者と同様の配慮を行う。
妊婦			・高齢者と同様の配慮を行う。
子ども		・理解力や判断力が一般的に低い	・わかりやすい動線、サイン計画とする。
		・機器のサイズや手の届く範囲が狭い	・子どもが利用しやすい設備機器の位置、設備機器を工夫する。
		・安全対策の充実	・落下防止等の安全性を確保する。
その他	ケガをした人		・肢体不自由者に準じる配慮をする。
	大きな荷物を持った人		・トイレ、洗面所、電話等の時の荷物を置く場所を確保する。
	外国人	・日本語がわからない	・わかりやすいサインとする。 ・外国語でのサイン、アナウンスを行う。
・日本式の設備がつかえない		・洋式トイレを採用する。	

### 3 - 2 参考となる数値基準

UDによる施設整備を行う上で参考となる法令に基づく数値基準は次のとおりです。

特定施設又は整備施設	ハートビル法( 1 )		交通バリアフリー法( 2 )関連( 抜粋 )	
	利用円滑化基準	利用円滑化基準( 共通事項 )	利用円滑化基準( 共通事項 )	ガイドライン( 抜粋 )
1廊下等	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 階段又は傾斜路の上端に点状ブロック等を敷設する。 <sup>4</sup>			
2階段	踊り場を除き、手すりを設ける。	構造上やむを得ない場合を除き、手すり( 端部には点字貼り付け )が両側に設けられていること。	両側に2段手すりを設置し、階段幅が4mを超える場合には中央にも設置する。 踊り場の壁側の手すりは、連続して設置する。 手すりの高さは、上段は85cm、下段は65cm程度とする。 手すりは、丸状で直径4cm程度とする。 手すりの材質は、冬の冷たさに配慮した材質とする。 手すりを壁面に取り付ける場合は、壁と手すりのあきを5cm程度とする。 手すり端部は、壁面側又は下方に巻き込み、端部は水平部分を60cm程度以上とする。 視覚障害者誘導手すりには、行き先を点字で表示する。( 2段手すりは上段 ) 点字にはその内容を文字で併記する。 蹴上げは、16cm程度以下、踏面は、30cm程度以上とする。 端部は、全長はわたり十分な大きさで周囲部分との色の明度差により段差容易に識別できるものとする。 蹴込み板は必ず設け、段鼻は突き出しをなくす。 点状ブロックは、階段の端部から30cm程度離れた位置に敷設する。 らせん、回り階段は避け、直階段又は折れ曲がり階段とする。 側壁がない場合は、5cm程度まで立ち上がり方を設ける。 階段の幅は、120cm( 150cm )以上とする。	
不特定多数の者又は主として高齢者身体障害者等が利用する部分 <sup>6</sup>				
	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	表面は、滑りにくい仕上がりになっていること。		
	階段の端部とその周囲の部分の明度差などにより、段が容易に識別できるものとする。	踏面の端部とその周囲の部分の明度差などにより、段が容易に識別できるものであること。		
	段鼻の突き出しがない等、つまづきにくい構造とする。	段鼻の突き出しがない等、つまづきにくい構造であること。		
	段がある部分の上端に近接する踊り場部分には点状ブロック等を敷設する。 <sup>4</sup> 主たる階段は、空間を確保することが困難である場合を除き、回り階段としなない。	上端及び下端に近接する廊下等には、点状ブロックを敷設しなければならぬ。 構造上やむを得ない場合を除き、回り階段でないこと。 側面が壁面である場合を除き、傾斜路の両側に立ち上がり部が設けられていること。		

### 第3章 UDデータブック

- 1ハートビル法: 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年6月29日法律第44号)
- 2交通バリアフリー法: 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年5月17日法律第63号)
- 3やさまち条例: 熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例(熊本県条例第16号(平成7年3月16日公布))

ガイドラインの欄の は標準的内容、 はなお一層望ましい内容を示しています。

<p>階段の始点、終点は通路から120cm程度後退させ、平坦なふたところ部分をとる。</p> <p>十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮する。</p> <p>階段下には、十分な高さのない空間は設けず、柵などを設置する。</p>				
	<p>構造上やむを得ない場合を除き、手すりが両側に設けられていること。</p> <p>表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。</p> <p>側面が壁面である場合を除き、傾斜路の両側に立ち上がり部が設けられていること。</p> <p>上端及び下端に近接する廊下等には、点状ブロックを敷設しなければならない。</p>	<p>勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜のある部分には、手すりを設ける。</p> <p>表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>前後の廊下等との明度差などにより、その存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>傾斜部分の上端に近接する踊場部分には点状ブロック等を敷設する。 4</p>	<p>3階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路(交通バリアフリー法の欄は、傾斜路の基準を示す。)</p>	
<p>点状ブロックは、傾斜路の端部から30cm程度離れた位置に敷設する。</p> <p>身体障害者、オストメイト、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等の使用を配慮した多機能トイレを1以上設ける。(男女共用が望ましい。)</p> <p>男女共用の多機能トイレを2箇所以上設ける場合は、右利き、左利きの車いす使用者の利用を考慮することが望ましい。</p> <p>男子用トイレ、女子用トイレのそれぞれに1以上の簡易型多機能便房を設置することが望ましい。</p>	<p>車いす使用者等の円滑な利用に適した便所及び便房が1以上設けられていること。</p>	<p>車いす使用者用便房を1以上設ける。</p>	<p>4便所 (多機能トイレ等に至る経路)</p>	
	<p>車いす使用者用便所等と移動円滑化経路との間の通路の1以上は移動円滑化経路の通路と同じ構造とする。</p> <p>車いす使用者用便所の出入口幅は80cm以上で、傾斜路を設ける場合を除き、段がないこと。</p> <p>車いす使用者用の便所の出入口には利用に適した便房があることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>車いす使用者用の便所出入口に戸を設ける場合は、幅を80cm以上とし、容易に通過できる構造とし、車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>			
	<p>車いす使用者用の便所の出入口には段がないこと。</p> <p>車いす使用者用の便房には腰掛け便座及び手すり(手すり)が設けられていること。</p>	<p>車いす使用者用便房には、出入口、腰掛け便座、手すり(手すり)が設けられていること。</p>	<p>(多機能トイレ等)</p>	<p>便房は、腰掛け式で前向きに座る場合でも妨げになる器具がないものとし、便座の高さは40～45cmで、便蓋は設けず、背もたれを設ける。</p>



特定施設又は整備施設	ハートビル法( 1 ) 利用円滑化基準	交通バリアフリー法( 2 )関連( 抜粋 ) 利用円滑化基準( 共通事項 )	ガイドライン( 抜粋 )
( 多機能トイレ等 )	<p>車いす使用者用便房には、出入口と腰掛便座の間に車いす使用者を収容可能な空間を設ける。</p> <p>車いす使用者用便房には、便所の出入口等こそその旨を表示した標識を掲示する。</p>	<p>車いす使用者用便房の出入口幅、戸の構造、広さは、当該便所の構造と同じとする。</p>	<p>ガイドライン( 抜粋 )</p> <p>手すり、腐食しにくく、握りやすいものとし、壁と5cm以上の間隔を保ち、壁側はL字型、もう一方は可動式とする。高さは、65～70cmで、左右の間隔は、70～75cmとする。</p> <p>電動式引き戸又は軽い手動式引き戸(自動的に戻らないタイプで、握り手は棒状ハンドル式のものをとする。有効幅は80cm( 90cm )とする。</p> <p>錠は、指の不自由な人も容易に操作できるものとし、非常時に外から解錠できるようにする。</p> <p>電動式ドアの開閉器は、ドアから70cm以上離れた位置に設け、高さは100cm程度とし、使用中の表示装置を設ける。</p> <p>大きさは、200×200cm、スペースが取れる場合は、220×220cmとする。</p> <p>出入口付近には、多機能トイレであることを表示する。</p> <p>水洗スイッチは、便器に腰掛けたままの状態と車いすの双方から操作できるよう設ける。</p> <p>水洗スイッチは、押しボタン、手動式レバーハンドル等を併設した手かざしセンサー式又は押しボタン式、靴べら式とする。</p> <p>蛇口がセンサー式か押しボタン式の小型手洗い器を便座に腰掛けたまま使用できる位置に設ける。</p> <p>洗面器は、車いすの移動に支障のない位置に設け、洗面器下に床上60cmの高さを確保し、洗面器上面の高さを80cm以下とする。</p> <p>洗面器の蛇口は、センサー式又はレバー式とする。</p> <p>洗面器は温水が出る設備とする。</p> <p>洗面器の鏡は、低い位置から設置され十分な長さを持った平面鏡とする。</p> <p>オストメイトのパウチ等を洗浄できる水洗装置( 汚物流し )を設ける。</p>
不特定多数の者又は主として高齢者、身体障害者等が利用する部分	6		

ガイドラインの欄の は標準的内容、 はなお一層望ましい内容を示しています。

<p>オストメイトの汚物流しは、温水が出る設備を設ける。</p>			
<p>ペーパーホルダーは片手で紙が切れるもので、便器に腰掛けたままと車いすから使用できるようにする。</p>			
<p>危険のない位置に荷物を掛けることのできるフックを設ける。</p>			
<p>手荷物を置ける棚などのスペースを設ける。</p>			
<p>汚物入れは、大きいものを設置する。</p>			
<p>洗面器前面の鏡とは別に、全身が映る姿見を設ける。</p>			
<p>乳児用おむつ交換シートを設ける。</p>			
<p>車いすに乗ったままでも置める構造、位置に重度障害者用の折りたたみ式おむつ交換シートを設ける。</p>			
<p>便器に腰掛けた状態、車いすから便器に移乗しない状態、床に転倒した状態から操作できる通報装置(音と光で確認できるもの)を設け、点字表示を行い、また、ボタンは、水洗スイッチ等と区別ができ、指の動きが不自由な人でも容易に使用できる形状とする。</p>			
<p>出入口に男女別表示をわかりやすく表示し、男女別及び構造を視覚障害者がわかりやすい位置に点字案内板等で表示する。</p>	<p>便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字案内板等が設けられていること。</p>		
<p>点字案内板は床から中心までの高さを140～150cmとし、点字ブロックは、案内板から30cm離れた位置とする。</p>			
<p>ぬれた状態でも滑りにくい仕上げで、段差は設けぬ。</p>	<p>床は、滑りにくい仕上げがなされていること。</p>		
<p>入口に最も近い位置に設置する。</p>	<p>男子用小便器のある便所には、手すりが設けられた床置き小便器その他類するものを1以上設けられていること。</p>	<p>男子用小便器のある便所には、その1以上に、床置き小便器その他類するものを1以上設ける。</p>	
<p>トイレ内に腰掛け式大便器を設置し、その便器周辺に垂直、水平に手すりを設ける。</p>			
<p>和式便器の前方の壁に垂直、水平に手すりを設置する。</p>			

(トイレ全般)

特定施設又は整備施設	ハートビル法(1) 利用円滑化基準	交通バリアフリー法(2)関連(抜粋) 利用円滑化基準(共通事項)	ガイドライン(抜粋)
<p>5敷地内通路 (交通バリアフリー法の欄は、 通路の基準を示す。)</p> <p>不特定多数の者又は主として高齢者、身体障害者等が利用する部分</p>	<p>表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 段がある場合は、手すりを設置する。 段の踏面端部とその周囲の部分の明度差などにより、段が容易に識別できるものとする。 段鼻の突き出しがない等、つまづきにくい構造とする。 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え1/20を超える傾斜のある部分には、手すりを設置する。 傾斜路は、前後の通路との明度差などにより容易に識別できるものとする。</p>	<p>表面は、滑りにくい仕上げがなされていること。 段の踏面端部とその周囲の部分の明度差などにより、段が容易に識別できるものであること。 段鼻の突き出しがない等、つまづきにくい構造であること。</p>	<p>ガイドライン(抜粋) 洗面器は、もたれかかった時に耐えらるものが、手すりを設けたものを1以上設置する。 洗面器は、3～4才児の利用に配慮し、上面の高さ55cm程度のものを設ける。 トイレ内に1以上、男女別の場合には、それぞれに1以上、大便器の便房にベビーカーチェアを設置する。(複数の便房と洗面所付近にも設置する。) 床面は、段差を設けず、ぬれた状態でも滑りにくい仕上げとする。 便器に腰掛けた状態、車いすから便器に移乗しない状態、床に転倒した状態から操作できる通報装置(音と光で確認できるもの)を設け、点字表示を行い、また、ボタンは、水洗スイッチ等と区別ができ、指の動きが不自由な人でも容易に使用できる形状とする。</p>
<p>6車いす使用者用駐車施設</p>	<p>車いす使用者用駐車施設を1以上設ける。 幅は、350cm以上とする。 車いす使用者用駐車施設に、当該施設の表示をする。 利用円滑化経路の長さができる限り短くなる位置に設ける。</p>		
<p>1利用円滑化経路の設置</p>	<p>道等から利用居室までの経路、利用居室(又は道等)から車いす使用者便房までの経路、車いす使用者駐車場から利用居室までの経路は、それぞれ1以上を、利用円滑化経路にする。</p>	<p>公共通路と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、身体障害者等の円滑な通行に適するものを乗降場ごとに1以上設けられていること。</p>	

ガイドラインの欄の は標準的内容、 はなお一層望ましい内容を示しています。

2経路の構造	傾斜路又は昇降機を併設する場合を除き、階段又は傾斜路又はエレベータ等を設けなければならない。	床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベータ等を設けなければならない。	床は平で、濡れても滑りにくい仕上げとする。
3出入口	傾斜路又は昇降機を併設する場合を除き、階段又は傾斜路又はエレベータ等を設けなければならない。 幅は80cm以上とする。 戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、かつ、前後の高低差がない。	幅は90cm(構造上やむを得ない場合は、80cm)以上であること。 戸を設ける場合は、有効幅90cm(構造上やむを得ない場合は80cm)以上とし、自動的に開閉する構造等であること。	幅は180cm以上が望ましい。 1以上は感知式等の自動式の引き戸とし、開閉速度を身体障害者、高齢者等が使いやすいよう設定する。 透明な戸は、衝突防止のための横線や模様などで識別できるようにする。 扉前後には120cm(自動式扉でない場合は、150cm)以上の水平区間を設ける。 水切り用の溝ふたは、車いすの車輪や白杖が落ち込まない構造とする。 屋外に通じる出入口には、大きめの庇を設置する。
4廊下等	不特定多数の者又は主として高齢者、身体障害者等が利用する部分の廊下等の構造と同じとする。 幅は、120cm以上とする。 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける。 戸は、自動的に開閉する構造等とし、かつ、前後に高低差がない。	段がないこと。(構造上やむを得ない場合で、傾斜路を併設する場合を除く。)	
5階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路 (交通バリアフリー法の欄は、傾斜路の基準を示す。)	不特定多数の者又は主として高齢者、身体障害者等が利用する部分の傾斜路の構造と同じとする。 幅は、120cm(階段を併設する場合は90cm)以上とする。 勾配は1/12(高さが16cm以下のものでは1/8を超えないこと。 高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに150cm以上の踊り場を設ける。	幅は、120cm(階段を併設する場合は90cm)以上であること。 勾配は1/12(高さが16cm以下のものでは1/8)以下であること。 高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに150cm以上の踊り場が設けられていること。 上端及び下端に近接する廊下等には、点状プロックを敷設しなければならない。	幅は、180cm以上が望ましい。 勾配は屋外では(屋内でも)1/20以下とする。 屋外では60cm以内ごとに踊り場を設ける。 点状プロックは、傾斜路端部から30cm離れた位置に敷設する。 他の通路と出会う部分に、150cm(180cm)以上の水平区間を設ける。 スロープの両側は壁面又は立ち上げを設ける。 側壁がない場合は、立ち上げが93cm以上の幅木状の車いす当りを設ける。

特定施設又は整備施設	ハートビル法( 1 )		交通バリアフリー法( 2 )関連(抜粋)	
	利用円滑化基準	利用円滑化基準(共通事項)	ガイドライン(抜粋)	
6 昇降機及び乗降ロビー (特殊な構造又は使用形態の昇降機を除く。)	かごは、利用居室、車いす使用者用便所又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止する。	かご及び昇降路の出入口幅は、80cm以上とする。	かご及び昇降路の出入口幅は、80cm以上であること。	手すりの構造は、階段に準じる。 庇は、出入口に同じ。
	かごは、利用居室、車いす使用者用便所又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止する。	かごの奥行きは135cm以上とする。	2方向EV等を除き、かごの内法幅は140cm以上であり、奥行きは135cm以上であること。	出入口幅は、90cm以上が望ましい。
利用円滑化経路 7	乗降ロビーは、高低差がなく、幅及び奥行きは150cm以上とする。	乗降ロビーの幅及び奥行きは150cm以上であること。	乗降ロビーの幅及び奥行きは180cm以上とする。	
	かご内及び乗降ロビーには車いす使用者が使用しやすき位置に制御装置を設ける。	かご内に、停止予定階及び現在位置の表示装置を設けること。	かご内及び乗降ロビーには車いす使用者が使用しやすき位置に制御装置が設けられていること。	
	かご内に、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。	かご内に、停止予定階及び現在位置の表示装置が設けられていること。	
	かごは1.83m以上とする。(不特定多数の者が利用する部分)	かごは、車いすの転回に支障のない構造とする。(不特定多数の者が利用する部分)	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声で知らせる設備が設けられていること。	
	かご内に到達する階、出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置を設ける。(不特定多数の者又は主として視覚障害者利用部分) <sup>4</sup>	かご内に到達する階、出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置が設けられていること。	スルー型の場合には、開閉する側の扉を音声で知らせる設備を設ける。	
	かご内及び乗降ロビーの制御装置は、点字表示等を行う。(不特定多数の者又は主として視覚障害者利用部分) <sup>4</sup>	かご内及び乗降ロビーの操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字表示等が行われていること。	操作ボタンは、押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。	
			指の動きが不自由な人も操作できる形状とし、音と光でボタンを押したことがわかるものとする。 かご内の操作盤は、数字等を浮き出させる。	
		ボタンの文字は、周囲との明度差などにより、弱者の操作性にも配慮したものとする。 かご内の操作盤は、高さ100cm程度の位置で、左右壁面中央付近に置き、開扉時間を延長する機能を有したものとする。		

ガイドラインの欄の は標準的内容、 はなお一層望ましい内容を示しています。

		<p>方向EVを除き、かご内に車いす使用者が出入口を確認するための鏡が設けられていること。</p> <p>かご及び昇降路の出入口戸にガラス等がはめ込まれ、かご外からかご内が視覚的に確認できること。</p> <p>かご内に手すりが設けられていること。</p> <p>かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有していること。</p>	<p>かごの出入口部には、車いすのフットレスト部分と身体部の両方の高さに戸閉を制御する装置を設ける。機械式セーフティシューには、光電式、静電式又は超音波式のいずれかの装置を併設する。</p> <p>地震、火災、停電時管制運転を備えている場合は、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設ける。</p> <p>かご内部が確認できるカメラを設けたり、聴覚障害者に状況を知らせる表示装置等を設ける。</p> <p>高さ80～85cm程度に握りやすい形状の手すりを設ける。</p> <p>点状ブロックは、乗り場ボタンから30cm程度離れた位置に敷設する。</p>
<p>7特殊な構造又は使用形態の昇降機</p>	<p>建築基準法施行令129条の3第2項第1号又は第2号に基づくものとする。</p> <p>かこの面積は、0.84㎡以上とする。</p> <p>車いす使用者がかご内で転回する必要がある場合は、転回に支障のない構造とする。</p>		
<p>8エスカレーター</p>		<p>旅客が同時に双方向に移動することがない場合を除き、上り専用と下り専用のものでそれぞれ設けられていること。</p> <p>踏み段の表面及びびくし板は滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。</p> <p>上り及び下り専用でないエスカレーターを除き、上端及び下端に進入の可否が示されていること。</p> <p>幅は80cm以上であること。</p> <p>踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、車止めが設けられていること。</p> <p>上端及び下端に近接する廊下等には、点状ブロックを敷設しなければならない。</p>	<p>1200型以上とする。</p> <p>通路の床面等において、進入の可否を表示する。</p> <p>点状ブロックは、エスカレーター始端部の点検蓋に接する程度の箇所とする。</p>

特定施設又は整備施設	ハートビル法(1) 利用円滑化基準	交通バリアフリー法(2)関連(抜粋)	ガイドライン(抜粋)
利用円滑化経路 7	特定多数の者又は主として高齢者、身体障害者等が利用する部分の傾斜路の構造と同一とする。 通路の幅は、120cm以上とする。 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける。 戸は、自動的に開閉する構造等とし、かつ、前後の高低差はない。 傾斜路の幅は、120cm(階段を併設する場合は90cm)以上とする。 傾斜路の勾配は、1/12(高さが16cm以下のもの)では1/8を超えないこと。 勾配が1/20を超え、高さが75cmを超える場合は、高さ75cm以内ごとに150cm以上の踊り場を設ける。	利用円滑化基準(共通事項) 有効幅は、140cm(一定の基準に適合する車いすの転回スペース等を設けた場合は120cm)以上であること。 戸は、有効幅90cm(構造上やむを得ない場合は80cm)以上とし、自動的に開閉する構造等であること。 構造上やむを得ず傾斜路を併設する場合は、段を設けないこと。	ガイドライン(抜粋) 踏み段端部の縁取りやくし板部との明度差等により表面識別を行いやすくする。 くし板から70cm程度の移動手すり(手すり)を設け、乗降口には、高さ80～85cm程度の固定柵又は固定手すりを設ける。 1以上は30m/分以下で運転可能なものとする。 幅は、180cm以上とする。
1 視覚障害者利用円滑化経路の設置 2 誘導装置 視覚障害者利用円滑化経路 8	道等から案内設備までの経路のうち1以上を、視覚障害者利用円滑化経路とする。不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの) 4 風除室を除き、線状ブロック等及び点状ブロックを敷設し、又は音声等による誘導設備を設ける。	公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成する部分には、視覚障害者の誘導員がいる場合を除き、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声等による誘導設備が設けられていること。 上記の通路等とEV乗降ロビーの操作盤、点字による案内設備、便所の出入口及び乗車券等販売所との間を構成する経路には、視覚障害者の誘導員がいる場合を除き、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しなければならない。	視覚障害者に対して、誘導ブロック、音響音声案内装置、点字案内板及び点字表示を動線に沿って適所に配置し、誘導案内の情報提供を行う。 線状ブロックは、安全でシンプルな造りとしを優先し、JIS規格に合わせ、明度差や輝度比が十分確保できない場合を除き、黄色を原則とする。 線状ブロックは、有人改札、点字表示のある券売機、階段手すりに手が届く位置、EVの点字表示乗降口、便所の点字案内板、出入口及び改札近くの案内板等の正面に敷設する。

ガイドラインの欄の は標準的内容、 はなお一層細かい内容を示しています。

			<p>車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設する。 4</p>	
3敷地内通路	1運行情報提供設備			<p>電気設備等がない場合を除き、車両等の運行に関する情報を文字等により表示する設備及び音声により提供する設備を備えなければならない。</p>
				<p>書体は、視認性の優れた角ゴシック体とする。</p> <p>文字の大きさは、視認距離に応じた大きさとする。</p> <p>弱視者に配慮して、大きな文字を用いたサインを視点の高さに掲出する。</p> <p>高齢者に多い白内障に配慮し、青と黒、黄色と白の色彩組み合わせは用いない。</p>
			<p>昇降機、便所又は乗車券等販売所の付近には利用円滑化設備があることを表示する標識を設けなければならない。</p> <p>容易に視認できる場合を除き、公共用通路に直接通ずる出入口付近には、移動円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板等を備えなければならない。</p> <p>公共用通路に直接通ずる出入口付近には、旅客施設の構造及び移動円滑化のための主要な設備の配置を視覚障害者に示すための点字による案内板等を設けなければならない。</p>	<p>サインは、必要な輝度が得られる器具とすることが望ましく、近から視認するものは、あふしさを感じにくい器具とする。</p> <p>点状ブロックは、案内板から30cm程度離れた位置に敷設する。</p>
		2標識		<p>移動円滑化経路との間の通路のうち1以上は、移動円滑化経路を構成する通路と同じ構造とする。</p> <p>出入口のうち1以上は、幅を80cm以上であること。</p> <p>出入口の戸は、幅を80cm以上で、車いす使用者等が容易に開閉し通過できる構造とし、構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設する場合を除き、段はないこと。</p>
				<p>移動円滑化経路との間の通路のうち1以上は、移動円滑化経路を構成する通路と同じ構造とする。</p> <p>出入口のうち1以上は、幅を80cm以上であること。</p> <p>出入口の戸は、幅を80cm以上で、車いす使用者等が容易に開閉し通過できる構造とし、構造上やむを得ない場合で傾斜路を併設する場合を除き、段はないこと。</p> <p>透明な戸は、衝突防止のための横線や模様などで識別できるように設定する。</p> <p>扉前後には120cm(自動式扉でない場合は、150cm)以上の水平区間を設ける。</p>
				<p>床は平で、濡れでも滑りにくい仕上がりとする。</p> <p>幅は、90cm以上を確保する。</p> <p>1以上は感知式等の幅90cm以上の自動式の引き戸とし、開閉速度を身体障害者、高齢者等が使いやすいよう設定する。</p>



特定施設又は整備施設	ハートビル法(1)	交通バリアフリー法(2)関連(抜粋)	ガイドライン(抜粋)
	利用円滑化基準	利用円滑化基準(共通事項)	
2 券売機	カウンターのうち1以上は、常時勤務する者が容易に対応できる場合を除き、車いす使用者の円滑な利用に適した構造であること。		出札、案内カウンターの蹴込みの一部は高さ60cm程度以上、奥行き40cm程度以上とし、高さは、75cm程度とする。 出札、案内カウンターの1箇所に視覚障害者誘導ブロックを敷設する。 出札、案内カウンターのついたてまでの奥行きは、30～40cmとする。 金銭投入口は、高さが110cm程度とし、硬貨を複数枚同時に入れることができるものとする。
	乗車券等の販売を行うものが常時対応する場合を除き、乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、その1以上は、高齢者、身体障害者等の円滑な利用に配慮したものでなければならぬ。		主要なボタンは、110cm程度の高さを中心に配置し、カウンター下部に高さ60cm程度以上の蹴込みを設ける。 運賃等の主要なボタンは、点字テープを貼り付ける。 点字ボタンの料金表示は、周辺との明度差を大きくし、弱視者の利用に配慮する。 券売機の横に点字運賃表を設置し、弱視者に配慮して、可能な限り大きな文字を示す。 タッチパネル式は、点字表示付きのテンキーを設置し、テンキーを設置した券売機には音声案内を設置する。
3 休憩設備	旅客の円滑な流動に支障のある場合を除き、高齢者、身体障害者等の休憩設備を1以上設けなければならない。		主な経路上に休憩のためのベンチ等を設ける。 水飲み台は、高さ70～80cmとし、壁付きの場合は、奥行き35～40cm程度とする。 授乳室やおむつ替えの場所を設け、ベビーベッドや給湯設備等を設ける。 高齢人やけが人などが休むため、救護室を設ける。 電話機の1台以上は、電話台の高さが70cm程度、電話置台の台下の高さを60cm程度以上、蹴込みの奥行きは45cm以上とする。
その他の旅客設備			

ガイドラインの欄の は標準的内容、 はなお一層望ましい内容を示しています。

			電話のダイヤルやボタンの高さは、90～100cm程度とする。 1台は、音声増幅装置付電話機とし、また、外国人の利用の多い施設では、英語表示可能な電話を設置する。 公衆FAXの設置や携帯電話、PHSなどが利用できる環境とする。
特定施設又は整備施設	やさまち条例( 3 ) 整備基準		
1案内表示	敷地出入口から建物内の目的地に至るまでの案内表示を設置する。		
2客室	非常時に避難しやすい位置に、高齢者及び障害者に配慮した1以上の客室を設ける。 車いすの移動及び転回に支障のない床面積とする。 床は、滑りにくい仕上げで、段差は設けない。 便所は腰掛便器とし、便所、洗面所又は浴室には、手すりを設ける。		
3劇場、集会場等の構造	車いす使用者用客席を、出入口から容易に到達でき、かつ避難しやすい場所に1以上設ける。 車いす使用者用の客席は、幅が85cm以上、興行きが140cm以上とする。 車いす使用者用の客席は、床は滑りにくく、平坦な仕上げとする。 車いす使用者用の客席は、その旨を表示する。 客席出入口から車いす使用者用客席に至る通路は、幅を120cm以上とし、高低差がある場合は、廊下等の傾斜路の構造等と同じとする。		

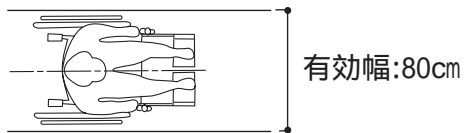
- 4 : 国土交通大臣の告示により、緩和規定がある事項。
- 5 : 一定の要件のもと、設備の変更ができる事項。
- 6 : 交通バリアフリー法では、適用部分の設定がない事項。
- 7 : 利用円滑化経路とは、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる経路をいう。
- 8 : 視覚障害者利用円滑化経路とは、道等から案内設備までの視覚障害者が円滑に利用できる経路をいう。

(その他)  
ガイドラインの欄には、利用円滑化基準と同じ内容は記載していない。  
誘導・位置・案内サイン、可変式情報表示装置の詳細は、ガイドラインを参考とすること。

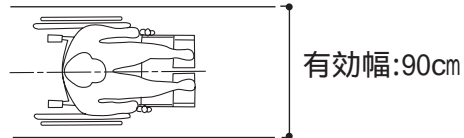


### 3 - 3 車いすの移動を考慮した必要幅等の参考数値

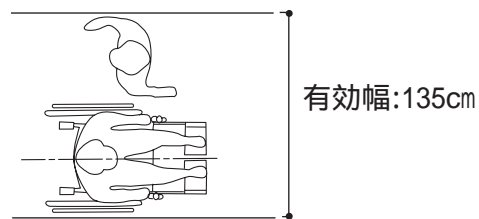
通過に必要な最低幅



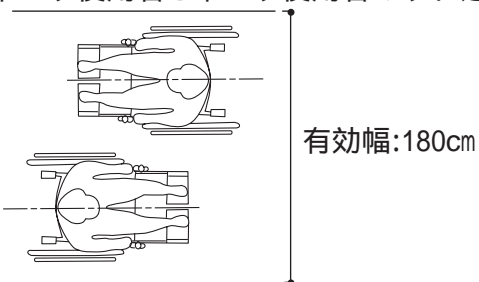
余裕のある通過及び通行に必要な最低幅



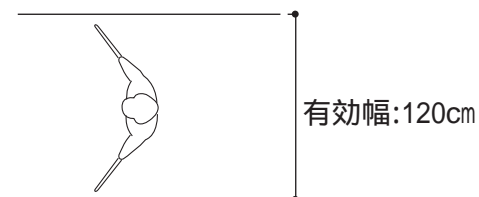
車いすと人のすれ違いの最低幅



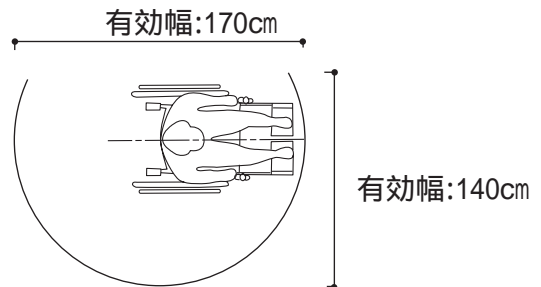
車いす使用者と車いす使用者のすれ違いの最低寸法



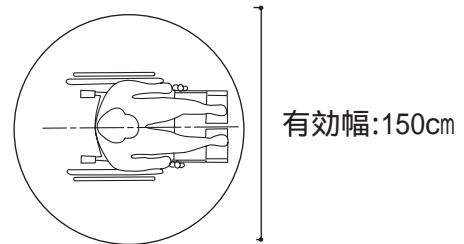
松葉杖使用者が円滑に通行できる幅



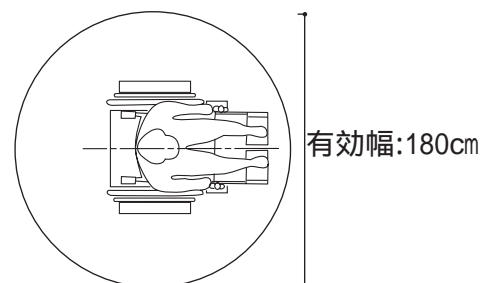
車いすが180度回転できる最低寸法



車いすが360度回転できる最低寸法



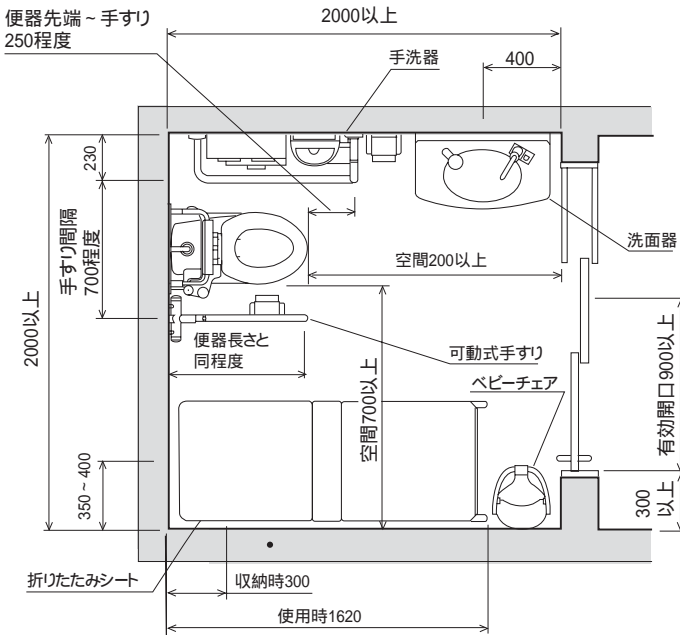
電動車いすが360度回転できる最低寸法



### 3 - 4 トイレの詳細

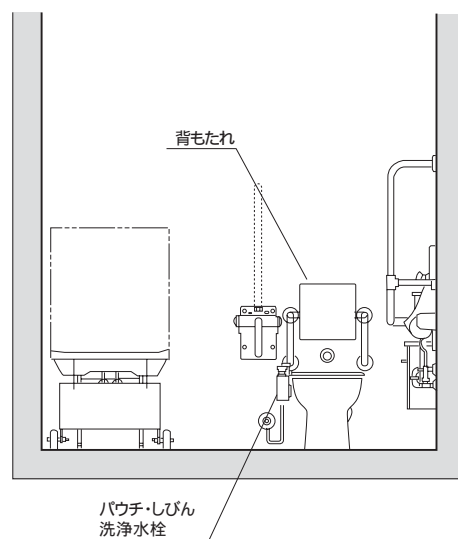
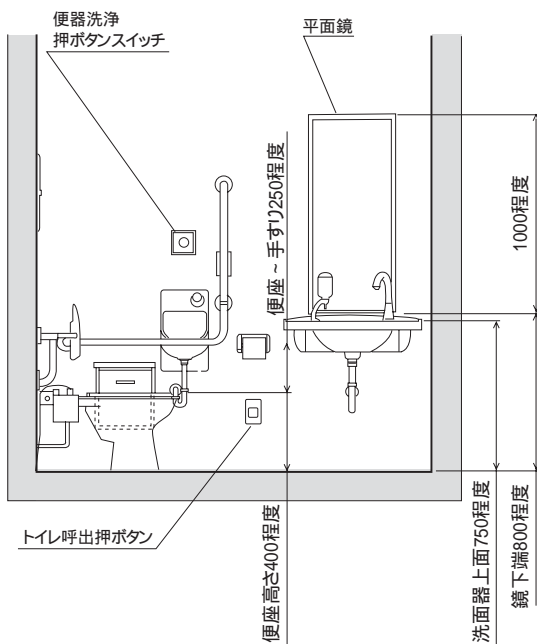
トイレは、UDによる設計が最も要求される場所であり、設備機器メーカーでは、早い時期からだれもが使いやすい商品の開発や空間の提案を行っています。小さな建物や改修工事等で十分な規模が確保できない場合でも次の例を参考に工夫をすることで、だれもが使いやすいトイレにすることができます。

2,000×2,000タイプ

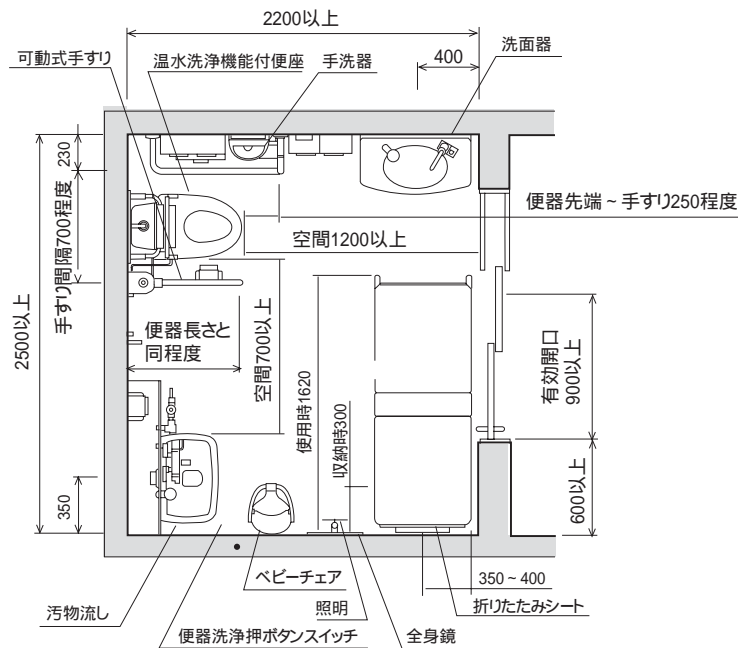


標準的な多機能トイレの例です。トイレに介助が必要な重度障害者の利用できるスペースと設備を設けています。またオストメイトや乳児と一緒にの人への配慮も盛り込まれています。

- 1 電動車いすが円滑に転回するためには、直径180cmのスペースが入る便房が望ましい。
- 2 オストメイト対応設備はできる限り次頁のような専用の汚物流しを設ける。
- 3 トイレ呼出押ボタン等の位置は、利用者の意見を聴き、誤操作がなく、かつ、わかりやすい位置に設ける。

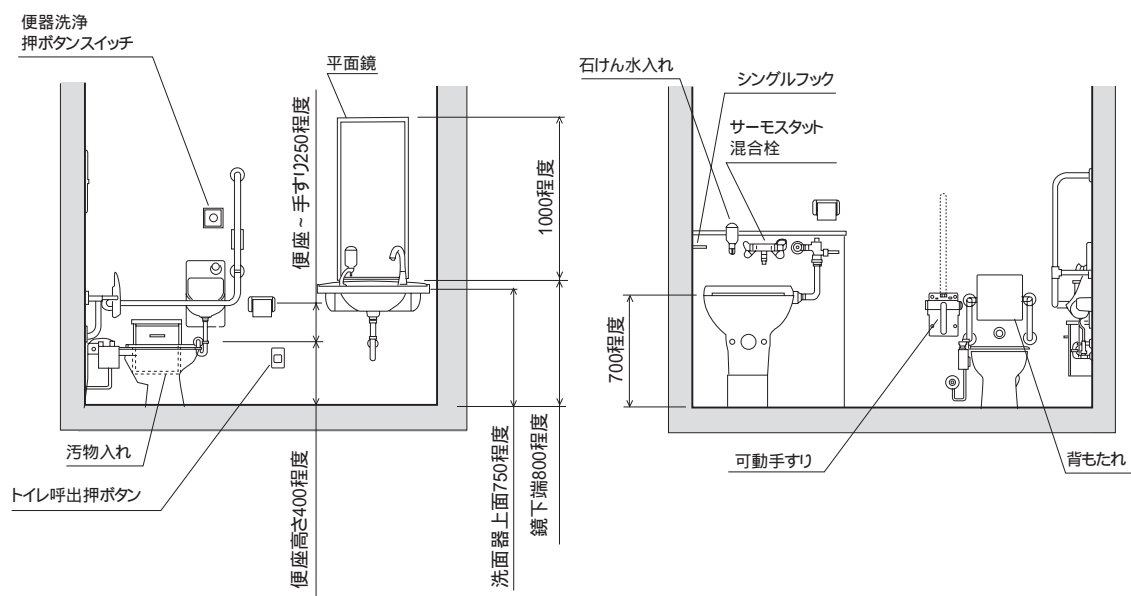


2,500×2,200タイプ

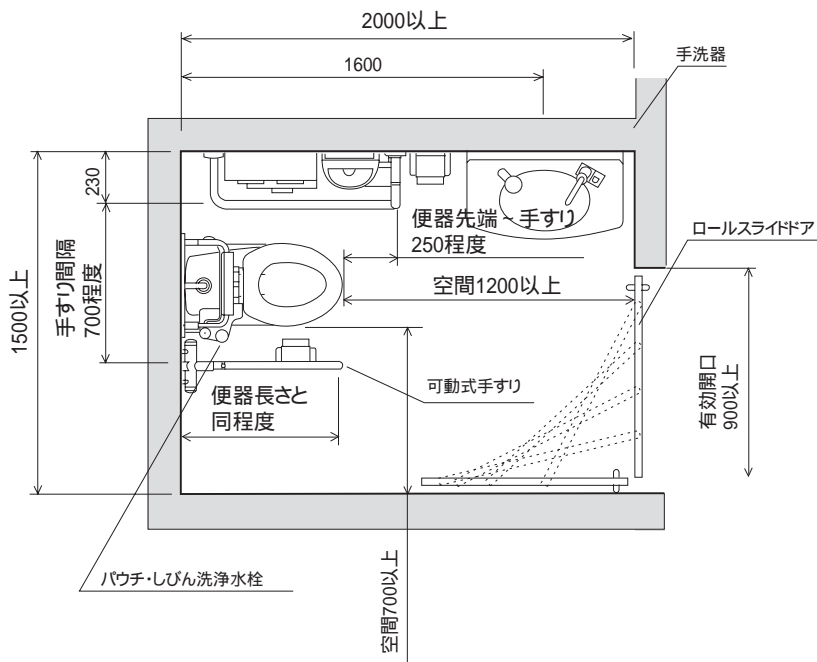


標準的な多機能トイレに、オストメイトの排泄物処理のための汚物流しなどの設備を付加したプランです。

1 トイレ呼出押ボタン等の位置は、利用者の意見を聴き、誤操作がなく、かつ、わかりやすい位置に設ける。



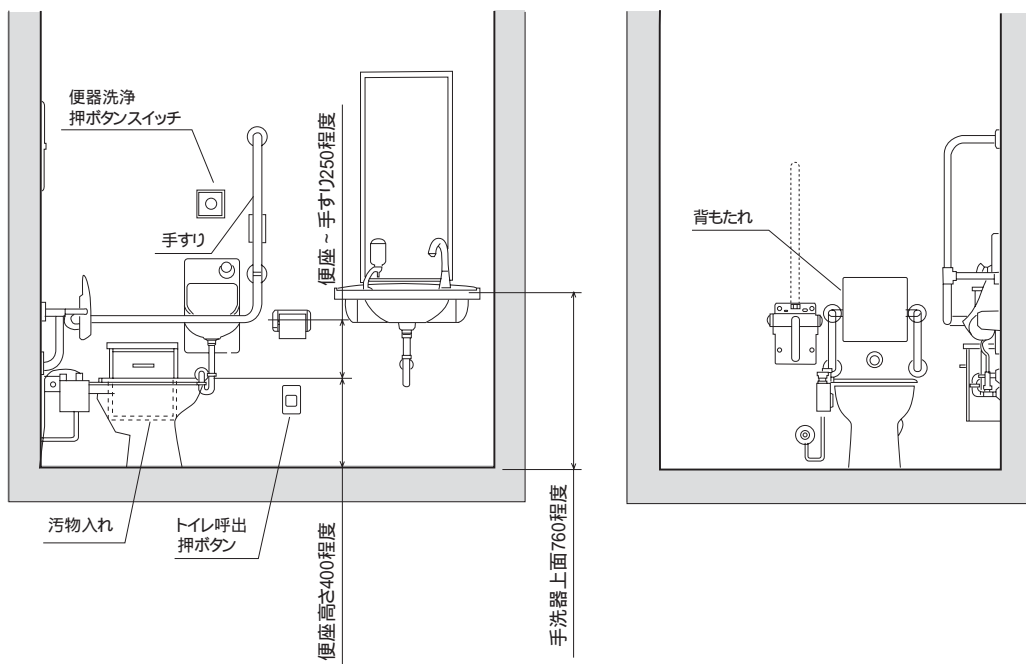
2,000×1,500タイプ



既存トイレの改修や小規模施設など、十分な空間が取れない場合の多機能トイレのプランです。

車いす使用者やベビーカーを押している人も利用は可能です。

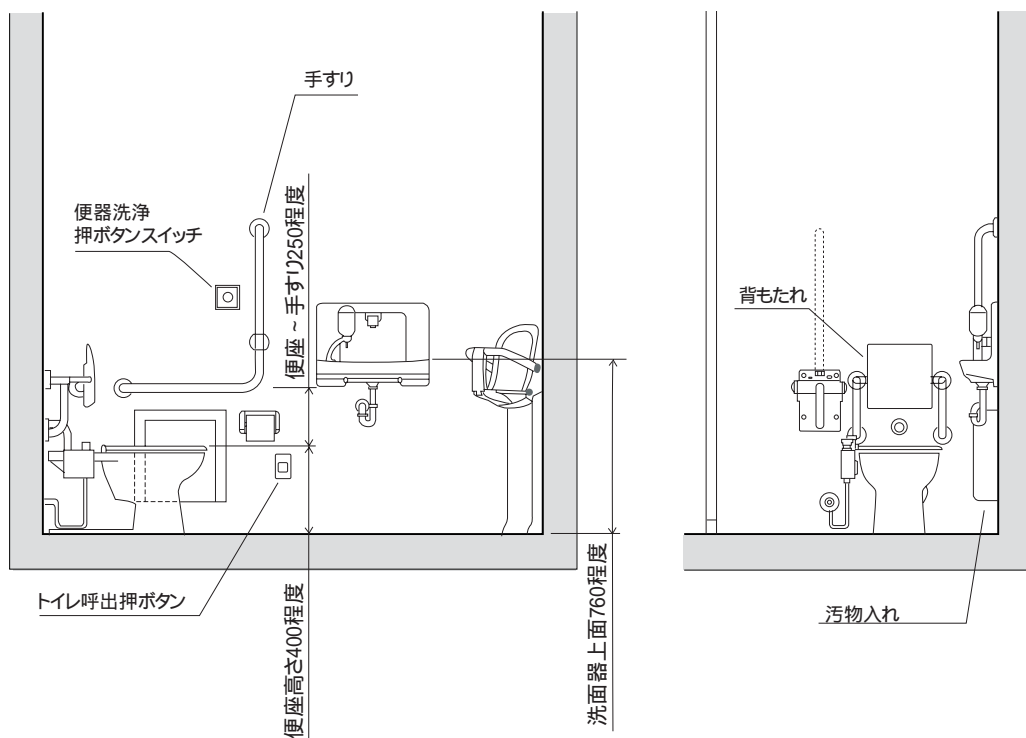
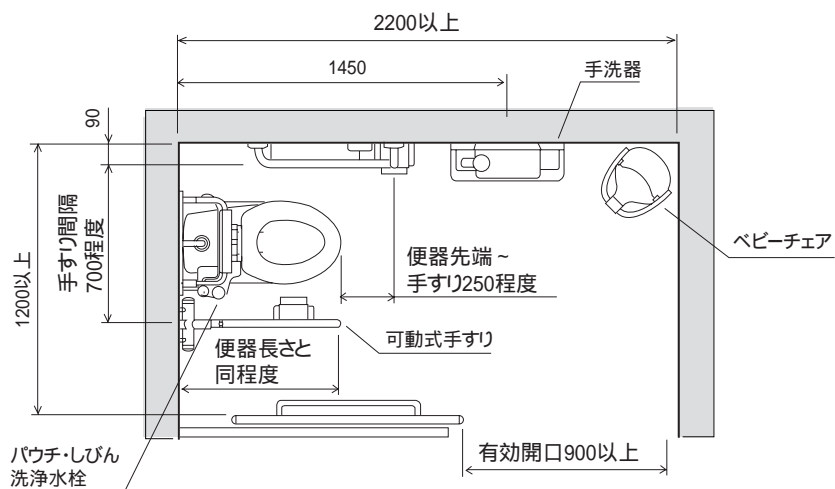
1 トイレ呼出押ボタン等の位置は、利用者の意見を聴き、誤操作がなく、かつ、わかりやすい位置に設ける。



2,200×1,200タイプ

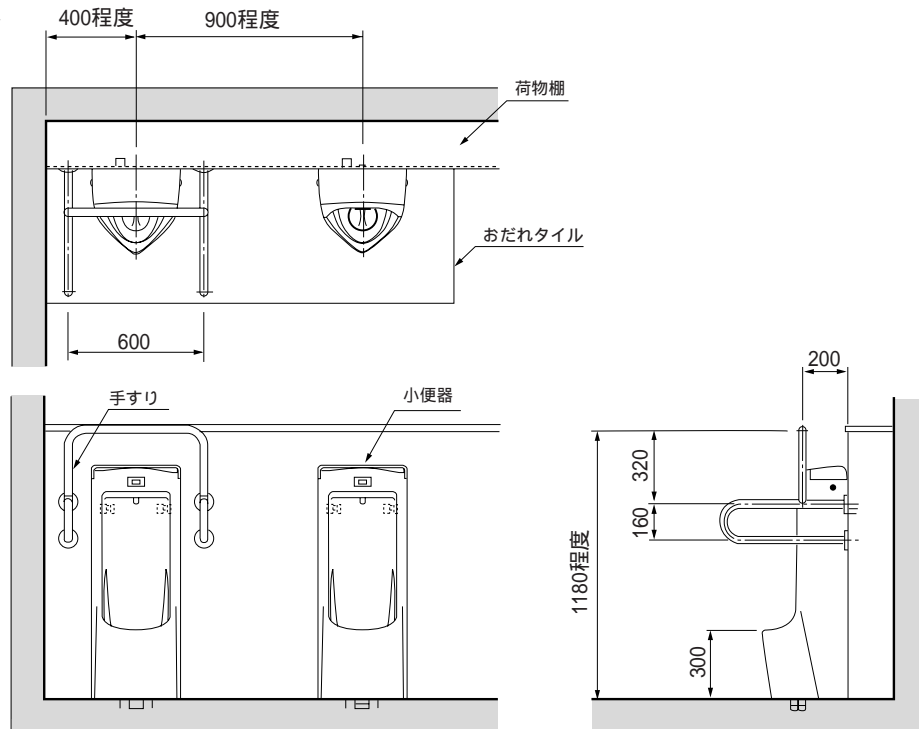
小規模な施設でスペースに制約がある場合の多機能トイレのプランです。  
 一般のトイレブースをわずかに広くし、工夫することで、車いす使用者やベビーカーを押している人の利用も可能です。

1 トイレ呼出押ボタン等の位置は、利用者の意見を聴き、誤操作がなく、かつ、わかりやすい位置に設ける。

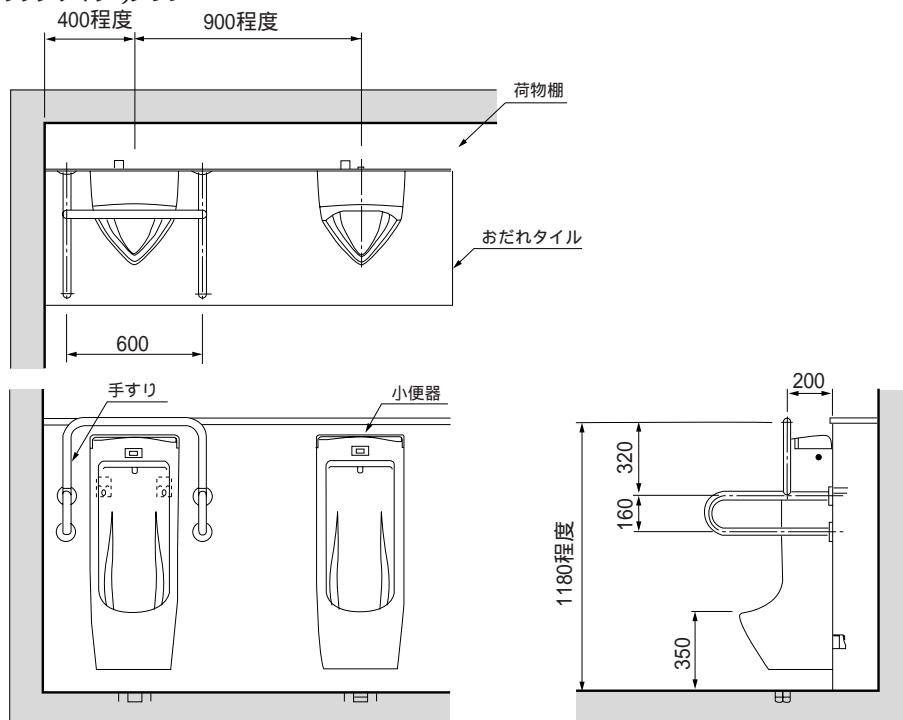




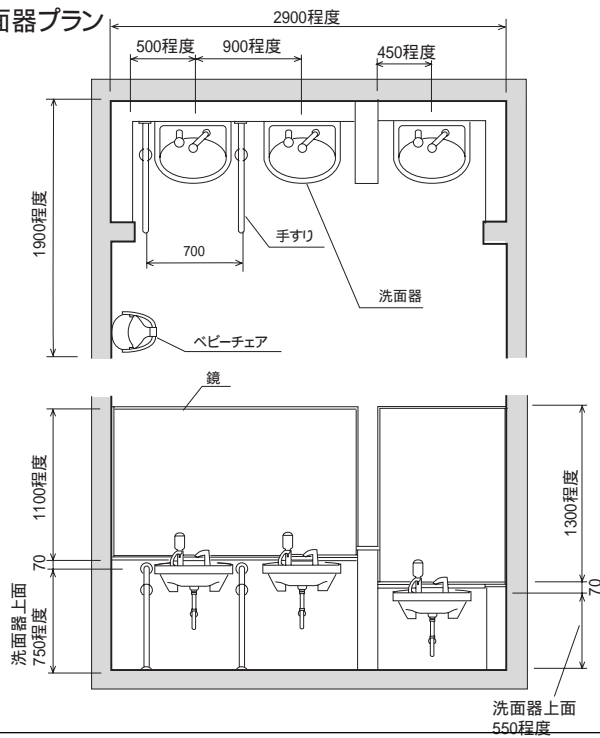
床置き式小便器プラン



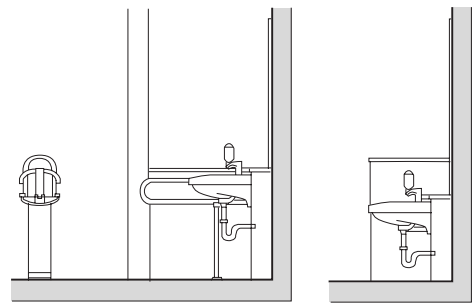
壁掛式小便器(低リップタイプ)プラン



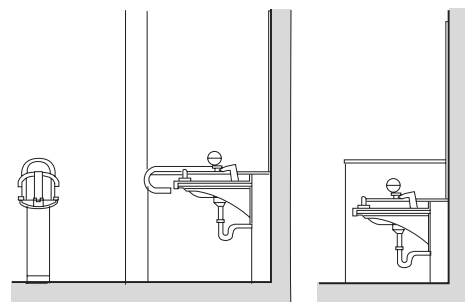
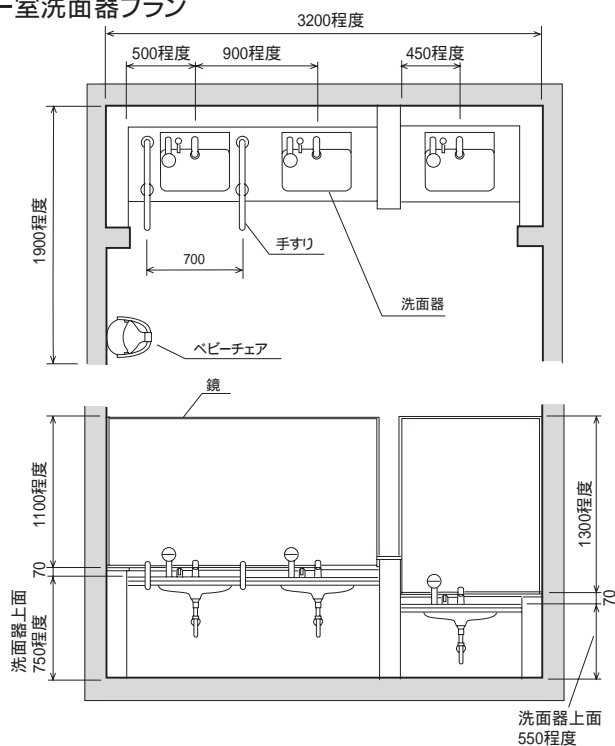
壁掛洗面器プラン



1 手すりの設置については、障害の状態により使いづらい場合があるため、手すりを設けずに、洗面台に体を支える強度をもたせる場合もあります。  
2 自動水栓は、手動でも操作ができるものが望ましいといえます。



カウンター室洗面器プラン



### 3 - 5 案内用図記号

案内用図記号は、年齢や国籍を問わず、一目でその内容を直感的に理解できることから文字情報と併用して使用することが望ましいといえます。現在 J I S Z 8210 に規定されており、J I S 規格の原案ともいえる交通エコロジー・モビリティ財団で定めた「標準案内用図記号」はホームページからダウンロードができます。

なお、標準案内用図記号については平成12年10月に日本で開催された I S O の一般案内用図記号分科委員会において、国際標準化に向け提案されており、現在 I S O において検討が行われています。

案内用図記号

(詳しくは JIS Z 8210 を参照下さい。)

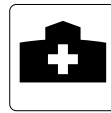
1 公共・一般施設図記号 Public Facilities 40 項目



案内所  
Question & answer



情報コーナー  
Information



病院  
Hospital



救護所  
First aid



警察  
Police



お手洗  
Toilets



男性  
Men



女性  
Women



身障者用設備  
Accessible facility



車椅子スロープ  
Accessible slope



飲料水  
Drinking water



喫煙所  
Smoking area



喫煙所  
Smoking area

(備考)  
火災予防条例で下記の図記号の使用が規定されている場所には、下記の図記号を使用する必要がある。



チェックイン / 受付  
Check-in / Reception



忘れ物取扱所  
Lost and found



ホテル / 宿泊施設  
Hotel / Accommodation



きっぷうりば / 精算所  
Tickets / Fare adjustment



手荷物一時預かり所  
Baggage storage



コインロッカー  
Coin lockers



休憩所 / 待合室  
Lounge / Waiting room



ミーティングポイント  
Meeting point



銀行・両替  
Bank, money exchange



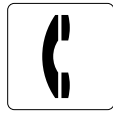
キャッシュサービス  
Cash service

[注2]  
(通貨記号  
差し替え可)

[注2]  
(通貨記号  
差し替え可)



郵便  
Post



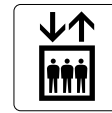
電話  
Telephone



ファックス  
Fax



カート  
Cart



エレベーター  
Elevator



エスカレーター  
Escalator up



エスカレーター  
Escalator down



階段  
Stairs



乳幼児用設備  
Nursery



クローク  
Cloakroom



更衣室  
Dressing room



更衣室(女子)  
Dressing room (women)



シャワー  
Shower



浴室み場  
Bath



Water fountain



くず入れ  
Trash box



リサイクル品回収施設  
Collection facility for  
the recycling products

**2** 交通施設図記号 Transport Facilities 17 項目



航空機 / 空港  
Aircraft / Airport



鉄道 / 鉄道駅  
Railway / Railway station



船舶 / フェリー / 港  
Ship / Ferry / Port



ヘリコプター / ヘリポート  
Helicopter / Heliport



バス / バスのりば  
Bus / Bus stop



タクシー / タクシーのりば  
Taxi / Taxi stop



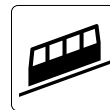
レンタカー  
Rent a car



自転車  
Bicycle



ロープウェイ  
Cable car



ケーブル鉄道  
Cable railway



駐車場  
Parking



出発  
Departures



到着  
Arrivals



乗り継ぎ  
Connecting flights



手荷物受取所  
Baggage claim



税関 / 荷物検査  
Customs / Baggage check



出国手続 / 入国手続 / 検査 / 書類審査  
Immigration / Quarantine / Inspection

**3** 商業施設図記号 Commercial Facilities 5 項目



レストラン  
Restaurant



喫茶・軽食  
Coffee shop



バー  
Bar



ガソリンスタンド  
Gasoline station



会計  
Cashier

[注2]  
(通貨記号  
差し替え可)

**4** 観光・文化・スポーツ施設図記号 Tourism, Culture, Sport Facilities 9項目



展望地 / 景勝地  
View point



陸上競技場  
Athletic stadium



サッカー競技場  
Football stadium



野球場  
Baseball stadium



テニスコート  
Tennis court



海水浴場 / プール  
Swimming place



スキー場  
Ski ground



キャンプ場  
Camp site



温泉  
Hot spring

**5** 安全図記号 Safety 4項目



消火器  
Fire extinguisher



非常電話  
Emergency telephone



非常ボタン  
Emergency call button



広域避難場所  
Safety evacuation area

**6** 禁止図記号 Prohibition 18項目



一般禁止  
General prohibition



禁煙  
No smoking



(備考)  
火災予防条例で下記の図記号の使用が規定されている場所には、下記の図記号を使用する必要がある。



火気厳禁  
No open flame



進入禁止  
No entry



駐車禁止  
No parking



自転車乗り入れ禁止  
No bicycles



立入禁止  
No admittance



走るな / かけ込み禁止  
Do not rush



さわるな  
Do not touch



捨てるな  
Do not throw rubbish



飲めない  
Not drinking water



携帯電話使用禁止  
Do not use mobile phones



電子機器使用禁止  
Do not use electronic devices



撮影禁止  
Do not take photographs



フラッシュ撮影禁止  
Do not take flash photographs



ベビーカー使用禁止  
Do not use prams

[注1]  
(文字による補助表示が必要)



遊泳禁止  
No swimming












キャンプ禁止  
No camping

**7** 注意図記号 Warning 8項目





			
一般注意 General caution	[注1] (文字による補助 表示が必要) 障害物注意 Caution, obstacles	上り段差注意 Caution, uneven access / up	下り段差注意 Caution, uneven access / down
			
滑面注意 Caution, slippery surface	[注1] (文字による補助 表示が必要) 転落注意 Caution, drop	天井に注意 Caution, overhead	感電注意 Caution, electricity

**8** 指示図記号 Mandatory 9項目


			
一般指示 General mandatory	静かに Quiet please		
			
[注1] (文字による補助 表示が必要) 左側にお立ちください Please stand on the left	[注1] (文字による補助 表示が必要) 応用例 (右側にお立ちください variant ( Please stand on the right )		
			
[注1] (文字による補助 表示が必要) 一列並び Line up single file	[注1] (文字による補助 表示が必要) 二列並び Line up in twos	[注1] (文字による補助 表示が必要) 三列並び Line up in threes	[注1] (文字による補助 表示が必要) 四列並び Line up in fours
			
矢印 Directional arrow			

## JIS規格以外の案内用図記号

“標準案内用図記号ガイドライン”に収録されている図記号で、表示事項と機能を変えない範囲で図材を変更できるもの。

3 商業施設図記号 Commercial Facilities 5項目				
				
店舗 / 売店 Shop	新聞・雑誌 Newspapers, magazines	薬局 Pharmacy	理容 / 美容 Barber / Beauty salon	手荷物託配 Baggage delivery service
4 観光・文化・スポーツ施設図記号 Tourism, Culture, Sport Facilities 5項目				
				
公園 Park	博物館 / 美術館 Museum	歴史的建造物 Historical monument	応用例 1 variant 1	応用例 2 variant 2
6 禁止図記号 Prohibition 2項目				
				
飲食禁止 Do not eat or drink here	ペット持ち込み禁止 No uncaged animals			

“標準案内用図記号ガイドライン”に収録されている図記号で、消防法令で定められたもの

5 安全図記号 Safety 1項目

非常口 Emergency exit

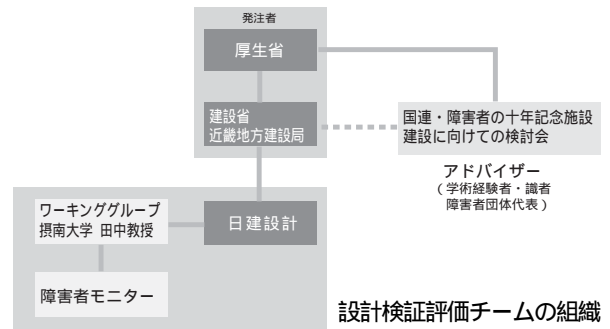
“標準案内用図記号ガイドライン”に収録されている図記号で、ISO7001(一般案内用図記号)に関わるもの

4 観光・文化・スポーツ施設図記号 Tourism, Culture, Sport Facilities 5項目				
				
自然保護 Nature reserve	スポーツ活動 Sporting activities	スカッシュコート Squash court	Tバーリフト T bar lift	腰掛け式リフト Chairlift
3 指示図記号 Mandatory 5項目				
				
安全バーを閉める Close safety bar	安全バーを開ける Open safety bar	徒歩客は降りる Get off	スキーの先を上げる Raise ski tips	スキーヤーは降りる Skiers have to get off



### 3 - 6 国際障害者交流センター(ビッグアイ)でのプロセスと成果

国際障害者交流センターは、公募型プロポーザル<sup>1</sup>により設計者が選定され、障害者を対象とした研修・文化・宿泊施設の整備にあたり、モックアップ<sup>2</sup>による実証実験を実施しています。障害者に実際に使ってもらうことで、設計内容を検証し、実際の施工段階でも幅広く意見が取り入れられるように配慮されています。具体的なプロセスと成果の概要は次のとおりです。



#### Aタイプ宿泊室の原案(S=1 / 140)

#### Aタイプ宿泊室原案に対するヒアリング結果

- 浴室
  - ・ワードローブをデスク横に移し、浴槽横の移乗部分を広く取る。有効60cmは必要。
  - ・動作を考えて、移乗部分、シャワー、カランの位置関係を検討する。
- 洗面台・便所まわり
  - ・洗面カウンターをとりやめる。
  - ・洗面台を小さくして、便器の手すりは可動(垂直)とする。
  - ・洗面カウンター前面、下面のカバーはじゃまにならないか。
  - ・洗浄便座のコントロールパネルをじゃまにならないように。
- ワードローブ
  - ・コートが掛けられる高さがあるか。車いす使用者にはアタッチメントがあれば良い。

---

#### Aタイプ宿泊室の机上検討案(1)(S=1 / 140)

#### Aタイプ宿泊室の机上検討案(1)の検討結果

介助を必要としない車いす使用者や視覚・聴覚障害者などを対象に計画、健常者にも受け入れられるデザイン、機能の中に障害への配慮をさりげなく盛り込むことを意図。

水まわり

- ・浴槽+トイレ+洗面のユニットバス、浴槽外での洗いも可能。
- 浴槽
  - ・ワードローブ位置を変更し、浴槽横に移乗台を確保。
  - 浴槽は大きすぎず小さすぎない大きさに統一(2751・1.05x0.61m)。

シャワー

- ・浴槽移乗台横にシャワーがあれば車いす使用者でも移乗台にてシャワーを使いやすい。
- 一方、ほかの障害者にとっては背面にシャワーがあることになり使いにくい。

洗面

- ・車いすが下にはいる薄型の洗面器に配置。下面カバーはとりやめる。(エプロンH65mm)。
- トイレ
  - ・手すりは乗り移り用の縦型手すり、姿勢保持・移動用の手すり兼用腰壁、はね上げ手すり背もたれ付きとしている。洗浄便座のスイッチは便器横の壁に設置。
  - 縦型手すりは便器先端より200mm程度に設置。
- リフト
  - ・介助を必要としない車いす使用者を対象とし、設置しない
- 手すり
  - ・手すりには「体を支える」「つかむ」という機能があり、腰壁では「つかむ」ことが難しい。
  - L型手すりを多くつけると目障りになるので、周囲に横手すりをまわす方法もある。
- ベッドの配置
  - ・頭の位置に、空調の吹き出しの風がまともにあたる。
  - ・ナイトパネルが各ベッドに1台ずつ必要。
  - ・ベッドの上部にナイトパネルが来るため、車いすでは近寄れない。
  - ・入り口から入ったときに真正面にベッドが見えるため、前室との間に扉が必要となっている。
  - ・ベッドのボトム側のスペースが狭いため、理念の取り替えが不便である。
- その他
  - ・ソファベッド(エキストラベッド)が、横型のものしか置けない。
  - ・ワードローブが引き違い扉でW1,200mmでは車いすで近寄るには狭い。

---

#### Aタイプ宿泊室の机上検討案(2)(S=1 / 140)

#### Aタイプ宿泊室の机上検討案(2)の検討結果

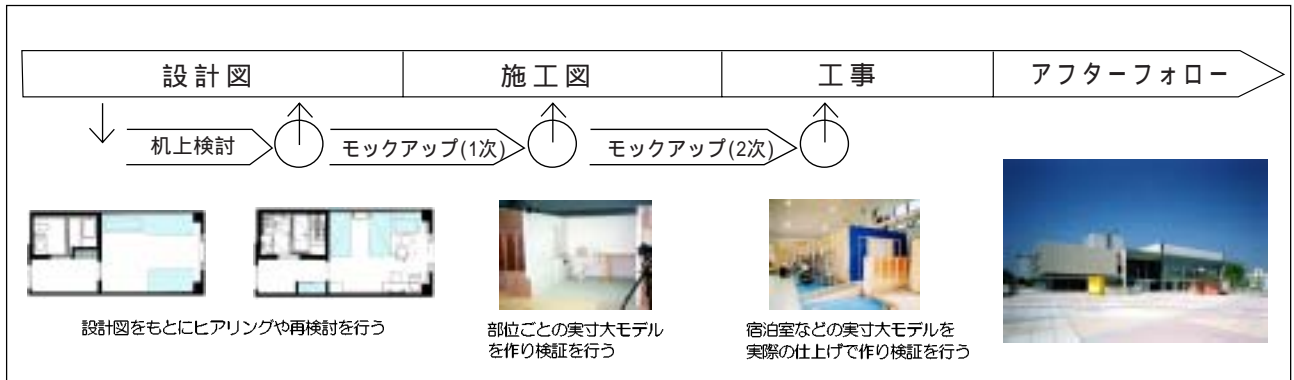
ベッドの配置

- ・吹き出しの風は当たらないようにする。
- ・ナイトパネルは共通で1台とし、車いすでも寄りつけるようにする。
- ・入り口から入ったときにベッドは見えないため、前室とのあいだの扉はやめる。
- ・ベッドのボトム側のスペースは広くする。

その他

- ・ソファベッドは縦型のものとする(マットレスにしたときにテラスへの避難通路が狭いため、モックアップではマットレス幅を780mmと小さくして避難通路を確保した)。
- ・入り口まわりは広くなっている。テレビ台、デスクを一体化したものとする。キャスター付きチェストを置くこともできる。
- ・ワードローブを、引き違いでW1,300mmに広げる。

1 公募型プロポーザルとは特定の人ではなく、多くの人が参加できる提案方式で、作品による提案ではなく、設計主旨や取り組み考え方などで人を選ぶ選定方式。  
 2 モックアップとは実物大の模型。図面では、なかなか設計内容がわかりにくいのが、実物大の室内模型等を作り、使い勝手等を検証することで、より具体的な意見の把握が可能となる。



設計検証評価のフロー

モックアップ(一次)

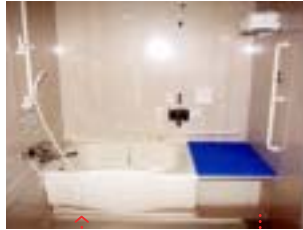
モックアップ(二次)

完成建物

ユニットバス



(ニーズ1)横手摺が邪魔で移乗台が狭い  
(ニーズ2)シャワーは移乗台から見えるように



(デザイン1)縦手摺のみとする  
(デザイン2)シャワー追加する



(ニーズ3)シャワーが車いすから届きにくい  
(デザイン3)若干低めに取り付ける

トイレ



(ニーズ1)扉は常時開放の方が良い  
(ニーズ2)スイッチは目立つように



(デザイン1)常時開放とする  
(デザイン2)スイッチを押し易く



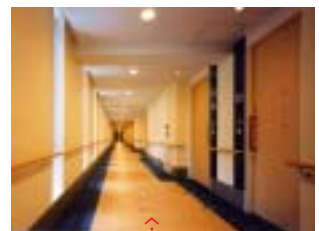
(ニーズ3)手摺が長くて危険  
(ニーズ4)扉の軌跡がわかるように  
(デザイン3)手摺を短くする  
(デザイン4)扉の軌跡を表現

廊下

モックアップ(1次)はより細かな配慮が求められる生活空間の部分にテーマを絞って行ったため、移乗空間については行っていない。



(ニーズ1)床材(ビニルタイルとカーペット)の違いにより視覚障害者を誘導する意図はわかるがポーターの幅が広すぎる。又両側にほしい  
(ニーズ2)下段の手摺を使う人はいない

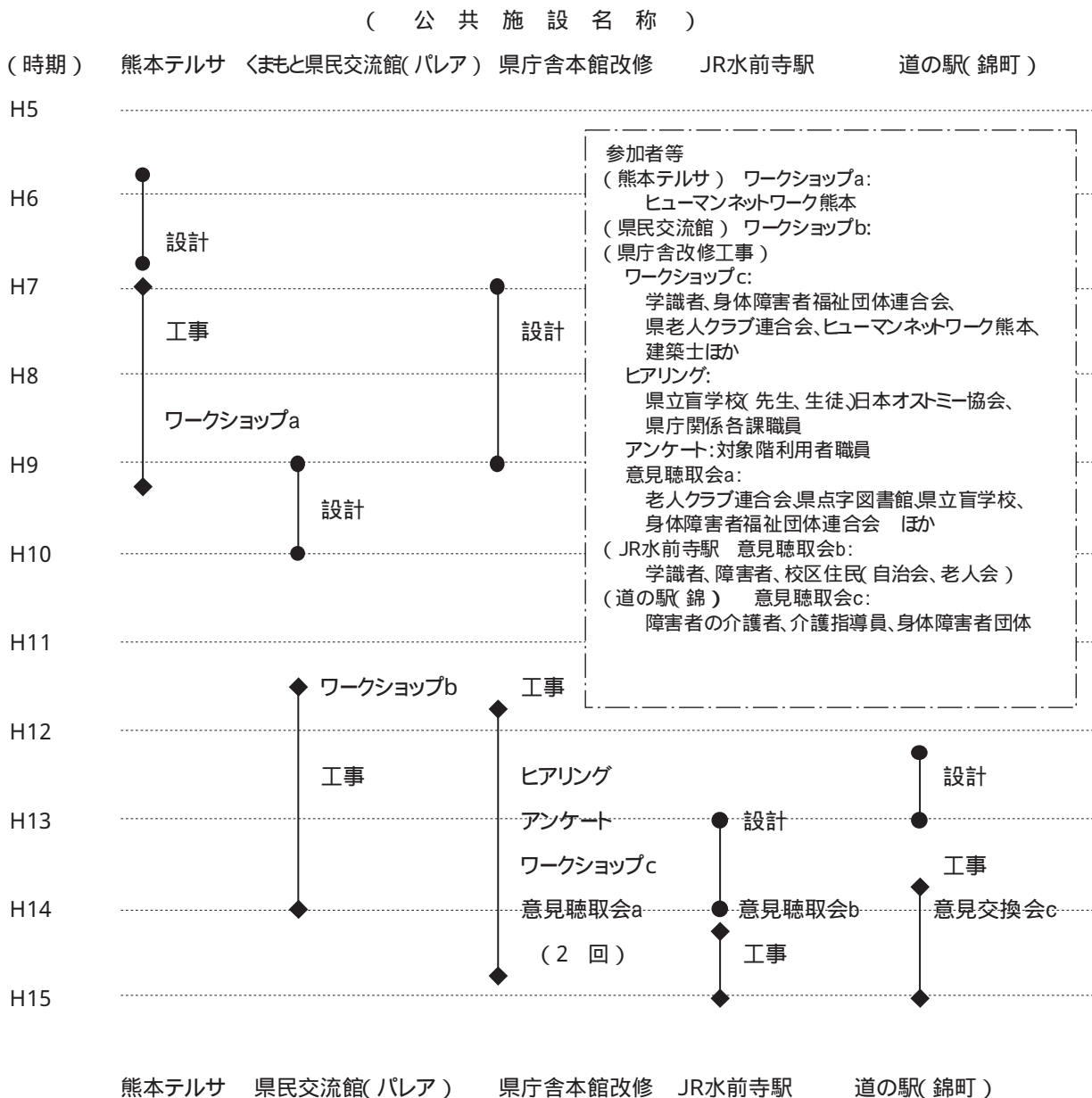


(デザイン1)ポーターの幅を狭くして片足ずつが別の材料を踏むようにする  
(デザイン2)手摺は高さ80cm程度の一段とする

### 3 - 7 県内のユニバーサルデザインによる施設整備の概要

県内の公共施設の整備にあたり、利用者の声を聞きながら設計された事例から、一部をご紹介しますと次のとおりです。

なお、UDによる建物づくりは、設計時に一度ワークショップや意見交換会などを行うことだけでなく、時には、段階的に意見を聞きながら整備を行うことも必要です。県庁舎の改修などは、このような手法が取られています。



## 県庁改修工事のプロセスと成果

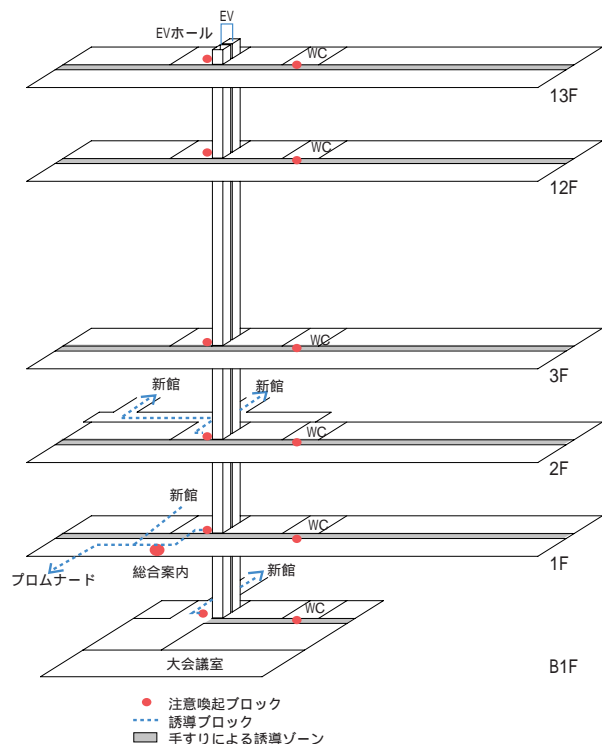
(改修工事の流れとワークショップ等の実施)



視覚障害者誘導装置 (ワークショップ等による意見と成果)

どこに誘導しているかわからない誘導ブロックは不要。警告ブロックは必要。(弱視者)  
狭い通路に誘導ブロックがあると車いすでは通行しにくい。手すりであればいい。(車いす使用者)  
EVボタン正面、廊下からEVホールへ曲がる部分等に点状ブロックが1枚あるとわかりやすい。(全盲者)  
県庁新館の音声誘導は、上から声が聞こえるため方向がわかりづらい。(全盲者)  
誘導ブロックは黄色がわかりやすい。(弱視者)

人的な対応ができるため、1階の玄関～受付～身障者EV間のみ誘導ブロックを敷設し、その他の階は手すり誘導  
各階の身障者EV、階段前に点状ブロックの設置  
音声誘導装置はシステムが不統一であるので現状では設置しない。  
手すりへの点字サインの貼り付け  
誘導ブロックは黄色を基本とするが、明度差の確保を維持する範囲で既存設備との連続性も考慮



## 段差解消スロープ（実験検証と成果）

- 1 執務室のフリーアクセスフロア化で生じた廊下とE Vホールの段差解消のスロープ整備は施工済スロープにより利用者の意見を聴いた。
  - 10～12階 勾配は1/12  
スロープ部分を蛍光色テープで明示
  - 8～9階 勾配は1/20  
スロープ部分は仕上げを変え、歩く感触を変えた。
- 2 地下大会議室は、車いすでの利用を考慮し、ステージやステージ前のフロア部分へのスロープを設置した。（従前は入口前のみ車いす使用者が利用可能であった。）



廊下とE Vホール間の勾配は、すべて1/20とし、スロープの仕上げ（滑り防止と感触の違い）を変えることで安全にも配慮  
地下大会議室のスロープは、限られたスペースの中で移動のしやすさ等も考慮し、主要なスロープの勾配を1/14とし、中間に長さ2.5m、幅1.8mの踊り場を設けることで離合に配慮



大会議室に設けられたスロープ

## トイレ等（施設整備後の意見聴取と今後の課題）

## （各階多目的トイレ）

緊急呼出ボタンの高さを変えて設置してあるが、同じ壁面ではなく、各壁面に設置した方が良い。  
緊急呼出ボタンは、倒れたときに押せるよう、ヒモを長くするか、床面に近い位置に設置した方が良いが、車いすのフットレストの高さでは誤操作をすることが考えられる。  
鍵は掛けやすく、開けやすいものを採用し、使用中の表示が小さいので、扉に小窓を設けて中の照明状況を確認できるようにしてはどうか。

1階のフィッティングボードは各階に設置して欲しい。

## （各階一般トイレ）

トイレの床の色を男女で少し変えた方が良いのでは。  
車いすの人は洗面台の下に足が入らないので使えない。（視覚障害者は、台の下が空いていない方がぶつからず安全という意見もある。）

## （1階多機能トイレ、重度障害者用トイレ）

ブース内に子ども用洋式便座があった方がよい。  
ベビーシートは、子どもを横向きに寝かせるようになっているが、おむつ交換はしにくい。（隣に授乳室があるので良いかも知れないが）

オストメイト対応で多くの器具が設置されているが、利用者が混乱しないか。

点字表示が欲しい。（弱視者）

自動ドアボタンの操作に力を要する。（車いす使用者）

トイレ内の点灯時間は、15分は短いため、30分くらいにした方がよい。（車いす使用者）

トイレトペーパー、洗浄スイッチ、非常ボタン等の位置がまちまちというのが視覚障害者には困る。（弱視者）

廊下からトイレまで片側に手摺をつけたらどうか。（高齢者）

重度障害者用のトイレも使い勝手が良いよう手摺は固定式ではなく、可動式にして欲しい。（車いす使用者）

重度障害者用トイレ内のベッドの高さが高く、介護者が抱え上げられないのではないか。

便器の前に鏡はあって欲しくない。

(トイレと授乳室のUDのアイデア)

トイレ機能のシステム化等

県庁改修工事では、一つのトイレにすべての人が利用しやすい機能を持たせることは、空間的にも困難であるため、次のようにトイレ整備を行っています。

基準階トイレ(主として職員(障害者を含む。)の利用を想定)

- ・ 男女トイレ別に車いす使用者対応トイレ(簡易多機能トイレ)の設置
- ・ 簡易多機能トイレは、偶数階と奇数階で異なる便器の向きを採用
- ・ 簡易多機能トイレは誰にも利用しやすい位置に設置
- ・ すべてのトイレブースに手摺を設置し、洋便器は温水洗浄機能付きを採用(和便器は男女トイレに1つ設ける)
- ・ 出入口に近い小便器に手すりを設置
- ・ 男子トイレの手洗いは2種類の高さのものを用意



簡易多機能トイレ

1階・地下1階の多機能トイレ

(多機能トイレは介護を要する障害者利用も想定)

- ・ 異性間介護を考慮した位置に設置
- ・ 多機能トイレは電動車いす使用者にもゆったり使える広さの確保
- ・ オストメイト対応設備の設置
- ・ ブース内に2つの手洗い器を設置し、1つは便座に座ったまま使える位置に設置
- ・ ベビーシート、フィッティングボードの設置
- ・ 1階と地階で異なる便器の向き



手洗器とオストメイト対応設備(温水シャワー付)

1階の重度障害者対応トイレ

(介護を要する重度障害者の利用を想定)

- ・ 重度障害者ではない車いす使用者等の利用も可能な設備の採用
- ・ 介護がしやすい固定式ベッドの設置



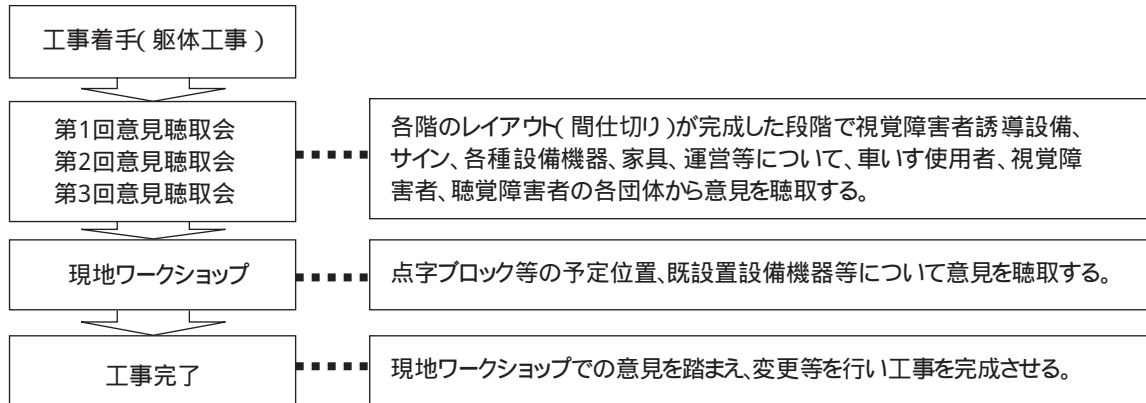
プライバシーにも配慮した授乳室

授乳室は、男性の利用も想定されます。このため、母乳を与える女性のプライバシーに配慮して、授乳室の奥に扉付きの授乳室を設けています。



くまもと県民交流館「パレア」におけるプロセスと成果

(利用者(主に障害者)の意見を把握するための流れ)



(意見聴取会での主な意見(共用設備を除く)) ( :反映できた事項 :反映できなかった事項)

(多機能トイレ)

- トイレの位置は、混んでいる場合に階を移動することを考えるとエレベーターから遠い。(車いす使用者)
- 扉は、自動開閉式が良いが、一定時間の経過で自動に開くものは採用しないで欲しい。(車いす使用者)
- 扉の開閉ボタンは、2つあると、中の「閉ボタン」を押して出る人がいるので「使用中」となり使えないため、1つにして欲しい。(車いす使用者)
- 便器の位置は扉正面が望ましい。(車いす使用者)
- 肘がかけられるように手すりと壁の間隔を空けて欲しい。(車いす使用者)
- 洗浄はセンサー式が良いが、少し動いただけで洗浄されないようセンサーの位置を工夫して欲しい。(車いす使用者)
- シルエットが見えるすりガラスは採用しないで欲しい。(車いす使用者)
- 洗面台の蛇口は手が届くところ、できれば横付けにして欲しい。(車いす使用者)
- 押しボタンは区別がしやすいよう大きくボタン表示を行い、点字表記もして欲しい。(弱視者)

(各室出入口)

- 扉は、可能な限り引き戸とし、取っ手のレバーは長くして欲しい。(車いす使用者)
- 外開き戸はやめて欲しい。(視覚障害者)

(カウンター・給湯室流し台)

- 車いすでの利用を考慮し、高さ70cmで、高さ40cm、奥行き60cm程度の空間を下部に設けて欲しい。(車いす使用者)
- 受付は、すべて車いす対応にすると視覚障害者はぶつかる危険があるし、いすは邪魔になるので、ハイカウンターとローカウンターにして欲しい。(取り合い部分は丸みを持たせて欲しい)(視覚障害者)

(会議室)

- 磁気誘導ループ設備があれば補聴器使用者は聞き取りやすい。(車いす使用者)
- スイッチの位置は、床面から90~100cm程度の位置に設けて欲しい。(車いす使用者)
- 電話機はハンドフリー機能があり、ボタンが大きいものとし、床置きにして欲しい。(車いす使用者)

(避難)

- 車いす使用者が一時的に避難できる場所を検討して欲しい。(車いす使用者)
- 聴覚障害者のために、非常時点滅装置を設置して欲しい。(聴覚障害者)

(サイン・誘導ブロック等)

- トイレサインは、男女マークの他に車いすマークも入れて欲しい。(車いす使用者)
- 手すりの点字は、真上だとわからないので指先にふれるところに設置して欲しい。(視覚障害者)
- トイレの洗面所の前に点字ブロックがあった方がよい。(視覚障害者)
- 音声誘導装置は、床埋め込み式センサーでは感知する点を通らないと反応しないので別の形式が良い。(視覚障害者)
- 自動販売機は、点字標記や音声装置が付いたものが良い。(視覚障害者)
- 点字ブロックの幅は40cmが望ましいが、狭い廊下では20cm程度でも構わない。(視覚障害者)
- ガラスの衝突防止表示は、目の高さより低い位置に2本印をつけてもらいたい。(手すり代用)(視覚障害者)

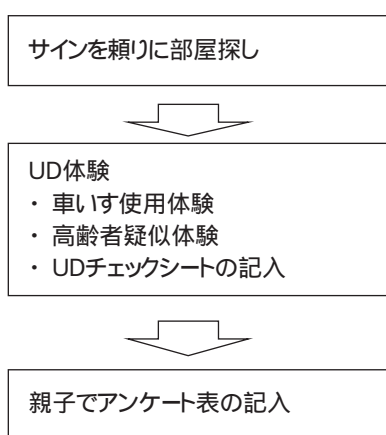
**(建物利用開始後の新たな取り組み)**

建物を利用し始めた後で、UDの観点から、利用者に直接建物を使いながら評価してもらうことは、将来の改修計画での貴重なデータとなるほか、商業建築等では利用しやすい店舗かどうかの判断が直接的に検証でき、顧客の満足度や顧客を大切にする企業姿勢を高めることで、集客に直接的な効果が期待できます。この利用者評価では、専門家だけではなく、日常的に利用する人をターゲットとすることで高い効果が期待できます。

パレアでは、UDに関する知識の普及とともに、参加者がUDの観点から日常的に利用する建物への提案ができる感覚を育てるため、小学生と親や中学生と連携し次のようなワークショップを実施しています。

熊本市内の小学校家庭教育学級で実施した親子ワークショップ

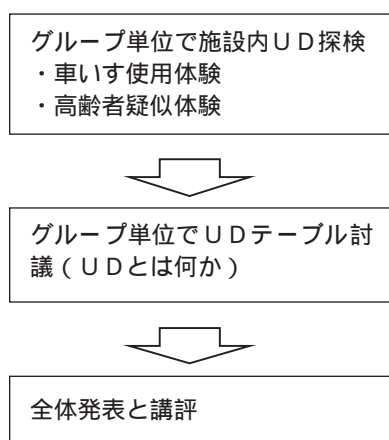
(所要時間: 2時間 参加者: 親子7組17名 主催: 熊本市立出水小学校家庭教育学級)



親子ワークショップの様子

熊本市内の中学校の学年行事として行ったワークショップ

(所要時間: 2時間 参加者: 中学生: 70名 主催: 真和中学校)



市内の中学生によるワークショップの様子



(くまもと県民交流館でのUDのアイデア)



車いす使用者がアクセスしやすい情報ライブラリーの机



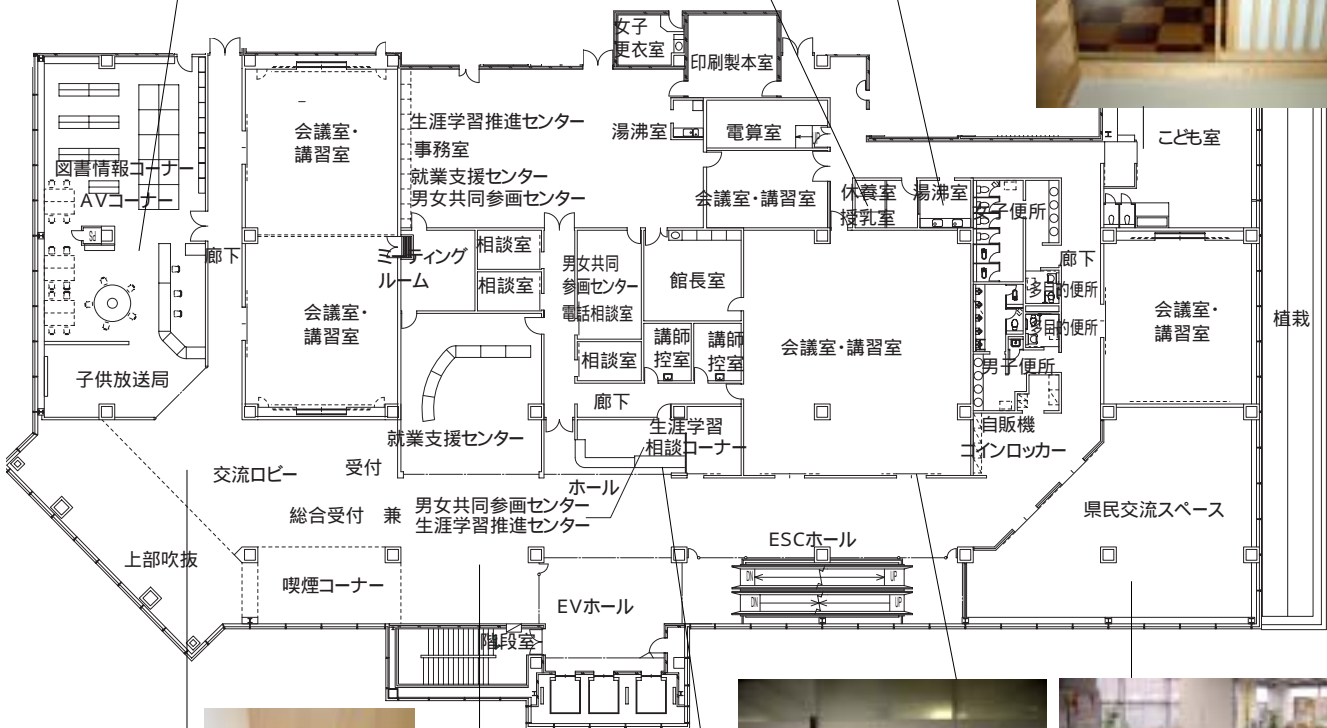
乳幼児と安心して使える授乳室



車いす使用者対応の流し台



こどもの好奇心を育て、安全性に配慮されたこども室



磁気誘導ループの設置



扉向こうの状況がわかる磨りガラスの引き戸



簡単に形状の変更が可能なパレアルームの机



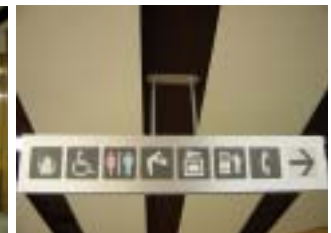
高さの違うベンチ



だれもが利用しやすいように工夫された自販機



総合受付のローカウンターとハイカウンター



子どもにもわかりやすいピクトグラムの採用

### 第3章 UDデータブック



音声誘導センサー



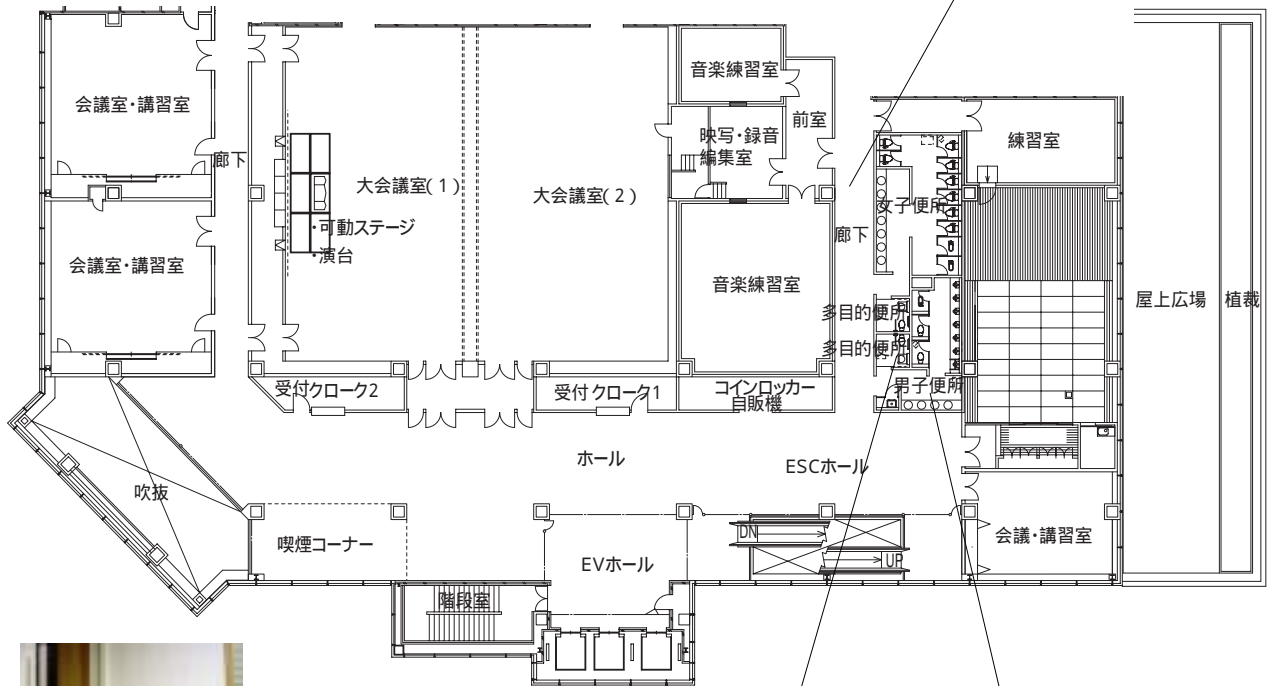
車いす使用者や子どもにも使いやすい  
水飲み器(各階共通)



2段手すりりと点字表示(各階共通)



狭い廊下での車いすの通行にも配慮され  
た幅15cmの誘導ブロック(各階共通)



高さ95cmに設けられたワイドス  
イッチと40cmに設けられたコン  
セント(各室共通)



左右対称の多機能トイレ



低リップ式の小便器



行事事内用ペーパーホルダー機  
能付きの大きな浮き出し文字の  
室サイン(各室共通)



左右対称の多機能トイレ



洗面所に設けられたペーパーシート  
(男女共通)

### 3 - 8 商店街・店舗についての施設整備要望

熊本商工会議所では、商店街へのUD導入に関する調査研究のため、生活者に対するグループインタビューを行っています。顧客満足の追求という商業の本質は、UDの理念に最も近いといえます。この中で店舗等の施設整備に関しては次のような意見が述べられています。

#### (主に中心市街地の店舗等への意見)

- 1 ヒューマンネットワーク熊本(10名) 平成13年10月11日実施  
( 四肢障害、下肢障害、内部障害、言語障害のある人など )

昼間は公共機関のトイレに行けばよいが、夜は困る。ホテルを利用させていただいているが、夜に利用できるトイレが銀座通りあたりにできると助かる。  
公園のトイレは、管理が行き届かないから壊れた状態のままのものがあるため、ビルの一角に外から使えるトイレがあるといい。  
トイレドアのボタンが「開」「閉」2つあると、トイレを出る際に間違えて内側から「閉」ボタンを押す場合があり、トイレが使用中の状態のままになってしまう。  
お気に入りの店は、1階で探すことが多く、2、3階、地階で探すことはない。誰かと行ってみて「入れるんだ」という店もある。みんなに知らせようと思ったことが最近あった。  
最近、居酒屋が靴を脱がせるところが増えたのを感じる。  
自分で買い物ができるようになりたい。

- 2 熊本県ろう者福祉協会(6名( + 手話通訳者1名 )) 平成13年10月9日実施  
( 耳が不自由な人 )

百貨店で休憩することが多い。  
ホッとする所が欲しい。賑やかな中でも落ち着ける空間があると落ち着く。  
公園はオープンすぎると休憩できないし、アーケードから遠いのであまり行かない。  
コーヒーのおいしい店、オープンカフェに行きたい。  
疲れたときに休めるいすや無料の休憩スポットが欲しい。店舗が狭くて動きにくい。  
小さい店などは値段の表示が無いので困る。わざわざ聴いたりしないので買いたくてもそこでは買わない。  
新しく建てる建物では、設計の時点で要望を聞いて欲しい。

- 3 熊本県視覚障害者福祉協会連合会(20名( + ボランティア6名 )) 平成14年1月20日実施  
( 目が不自由な人 )

買い物は、入口がわかりやすいから大きな店、百貨店が多い。  
弱視者にとっては、値札が小さいと困る。  
一度行った店はどの辺りにどの商品があるか覚えて帰るが、店舗内の通路が狭かったり、種類が多く見づらい場合は、難しい。  
商品の展示の仕方や通路幅のゆとりが入りやすさを感じさせる。  
店舗前に設置された立て看板にぶつかって倒し、怒られた事がある。  
上通りの路面は木とタイルが交互にある。木の端に沿って歩けば歩行の頼りになるし、木の面のブロック数で店の場所がわかる。  
目的の菓子店に行く際に「香り」は場所確認の重要な要素となっている。  
レコード店に行きたい場合には、常時間聞こえる店の音楽がランドマークになるが、目的ではない店からの音は邪魔になるので一概にはいえない。  
音が立体的に聞こえると方向感覚がマヒするので、音量は小さくして欲しい。  
トイレや休憩所は使いやすい施設にあたったことはない。  
改善を行う場合には、着工前に意見を聞いて欲しい。



熊本市健軍商店街アーケード



熊本市上通アーケード街

4 子育て中の主婦(5名) 平成13年11月19日実施

子どもが小さい頃はいつも一緒に行動したが、今は買い物が増えるので預けている間に済ませることが半々である。

子どもが同伴の時は、通路が広くゆっくり見れる店舗を選ぶ。

子どもと一緒に入れる飲食店がもっと欲しい。

乳児の頃は、一緒にいるのが当たり前で、他人に預けておく方が心配のためゆっくりできない。

ベンチは、子どもにちょっと飲み物を飲ませたりするのに良く利用する。もっとあったら良い。水飲みは汚いが手を洗うには便利である。

子どもが小さい頃は車にベビーカーを積んでよく街へ行った。(ベビーカーによる移動に配慮して欲しい。)

百貨店の手荷物預けは、冷蔵物も預けられるため、よく利用した。

5 ご近所活動派・母心(高齢者)グループ(5名) 平成13年11月20日実施

商店街のお知らせも商店街の各店から「休憩所ができましたので立ち寄ってみてください」と言う方が、ラジオ放送よりずっと効果が高い。

目の不自由な人が苦勞されているので通りに商品を並べている店では買わないことにしている。

6 重度障害者グループ(4名) 平成13年11月21日実施

トイレの心配があるので短時間の目的で買い物を済ませる場合が多い。

自宅から買い物にまっすぐ向かって、寄り道せず帰ってくる。

ゆっくり楽しむという商店街での行動は難しい。トイレがわかりやすい場所に欲しい。

商店街の方が車いす体験をするとういでは、

回転寿司のカウンターも低くなると助かる。

店づくりでは、取扱い商品をパネルで紹介するとわかりやすく、値札は大きくして欲しい。

郊外の映画館ではエレベーターがあり、車いすスペースがあるため子どもと映画に行けるが、市内では席までスムーズに行けるところはなく、駐車場から映画館までが遠い。

雨の日は郊外の大型店舗の立体駐車場を利用する。駐車場にも屋根が欲しい。

雨の日はタクシーを頼むのも申し訳ない。雨でも濡れずに乗り降りの手伝いをしてもらえるような場所が必要である。

郊外の大型店舗は駐車場に警備員がいて車いす使用者用の駐車場のポールを外し誘導してくれるので行きやすい。

## 付. 指針の策定経緯と参考資料

### 付 - 1 策定経緯等

この指針は、これまでの県内外のユニバーサルデザインによる建物整備の事例を参考とし、多くの方から意見をいただき、また、ワークショップ等に参加しながら策定しています。具体的には次のような流れで策定しています。

#### (策定経緯)

- 平成14年6月14日 県内内関係各課による検討会議(第1回)
- 平成14年6月19日 県内内関係各課によるワーキンググループ会議(第1回)  
県内内関係各課職員によるUD整備事例プレゼンテーションの開催
- 平成14年7月8日 県内内関係各課によるワーキンググループ会議(第2回)
- 平成14年7月17日 県内内関係各課による検討会議(第2回)
- 平成14年7月25日 公共的建築ユニバーサルデザイン指針策定委員会(第1回)
- 平成14年8月5日 (社)熊本県建築士事務所協会とのガイドライン策定に係わる意見交換会(第1回)
- 平成14年8月12日 (社)熊本県建設業協会建築部会とのガイドライン策定に係わる意見交換会(第1回)
- 平成14年8月19日 (社)熊本県建築士事務所協会及び(社)熊本県建設業協会建築部会とのガイドライン策定に係わる意見交換会(第2回)
- 平成14年8月23日 県内内関係各課によるワーキンググループ会議(第3回)
- 平成14年9月4日 県内内関係各課による検討会議(第3回)
- 平成14年9月26日 公共的建築ユニバーサルデザイン指針策定委員会(第2回)
- 平成14年10月12日 公共的建築ユニバーサルデザイン指針策定委員会ワークショップ
- 平成14年11月25日 県政パブリックコメントの実施  
~12月24日

#### (UD建物整備等に係る関連事項)

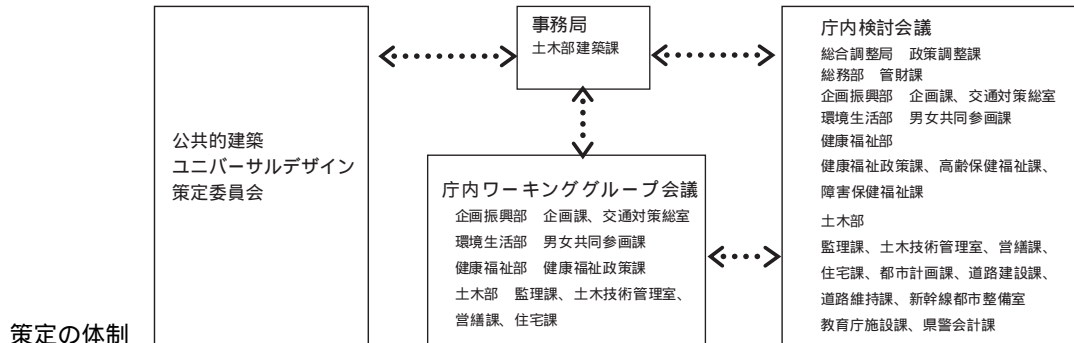
- 平成14年3月6日 JR水前寺駅舎整備に係る利用者意見交換会
- 平成14年5月28日 道の駅 錦 公衆トイレ整備に係る利用者意見交換会
- 平成14年7月6日 熊本市立出水小学校家庭教育学級親子UDワークショップ
- 平成14年8月21日 県庁舎改修工事サイン計画意見聴取会
- 平成14年8月30日 真和中学校第3学年学年行事UDワークショップ
- 平成14年12月13日 JR水前寺駅舎整備に係るワークショップ

#### (策定委員会名簿)

- |    |        |                           |
|----|--------|---------------------------|
| 座長 | 田中 直人  | (摂南大学工学部教授)               |
|    | 磯貝 恵三  | (崇城大学芸術学部教授)              |
|    | 柏原 優一  | (熊本県商店街振興組合連合会青年部理事)      |
|    | 藏元 昭一  | (社団法人熊本県医師会理事)            |
|    | 竹田 勉   | (社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会理事) |
|    | 友住 容子  | (報徳保育園園長)                 |
|    | 西尾 剛人  | (社団法人熊本県建設業協会建築部会会長)      |
|    | 萩野 仁美  | (株式会社アイ・デザイン チーフデザイナー)    |
|    | 村上 良知  | (熊本県立大学環境共生学部教授)          |
|    | 八木 龍平  | (社団法人熊本県建築士事務所協会会長)       |
|    | 山口 佐智子 | (熊本市消費者団体連絡会監事)           |
|    | 渡邊 一成  | (社団法人熊本県老人クラブ連合会事務局次長)    |

敬称略

付 - 2 参考資料



この指針は、次のような資料及び建物整備事例を参考に策定しています。

(建物整備参考事例)

(50音順)

- |                        |                     |
|------------------------|---------------------|
| 1 R & B熊本ワシントン通        | 熊本県熊本市下通2 - 2 - 1 8 |
| 2 アクアドーム               | 熊本県熊本市荒尾2-1-1       |
| 3 九州電力熊本支店             | 熊本県熊本市上水前寺1-6-36    |
| 4 熊本県警察本部運転免許センター      | 熊本県菊陽町手川12655       |
| 5 熊本県庁舎                | 熊本県熊本市水前寺6-18-1     |
| 6 熊本県民交流館「パレア」         | 熊本県熊本市手取本町8-9       |
| 7 熊本テルサ                | 熊本県熊本市水前寺公園28-51    |
| 8 KKRホテル熊本             | 熊本県熊本市千葉城町3-31      |
| 9 草千里公衆トイレ             | 熊本県阿蘇町              |
| 10 鶴屋百貨店東館             | 熊本県手取本町8-1          |
| 11 びぶれす熊日会館            | 熊本県熊本市上通2-12        |
| 12 国際障害者交流センター「ビッグ・アイ」 | 大阪府堺市茶山台1-8-1       |

(参考資料一覧)

(50音順)

- |   |                                    |
|---|------------------------------------|
| 1 移動円滑化建築設備等ガイドライン                                    | 国土交通省                              |
| 2 建築を誰にでも使いやすいものにするための設計指針<br>(ノーマライゼーション設計指針95)      | (株)日建設計                            |
| 3 公共交通機関旅客施設の移動円滑化ガイドライン                              | 交通エコロジー・モビリティ財団                    |
| 4 視覚障害者誘導用ブロック設置                                      | 熊本県土木部道路維持課                        |
| 5 すべての人にやさしいトイレをめざして                                  | (社会福祉法人熊本視力障害者福祉会)                 |
| 6 商店街へのユニバーサルデザイン導入に<br>関する調査研究報告書                    | 交通エコロジー・モビリティ財団                    |
| 7 バリアフリーカタログ「パブリックトイレ編」                               | 熊本商工会議所                            |
| 8 ひと目でわかるシンボルサイン<br>(標準案内用図記号ガイドブック)                  | TOTO                               |
| 9 ユニバーサルデザインを活かした建築設計<br>(誰もが使いやすい建物づくり・ビジュアルガイド2001) | 交通エコロジー・モビリティ財団                    |
|   | 静岡県都市住宅部 公共建築における<br>ユニバーサルデザイン研究会 |

## (参考書籍一覧)

(50音順)

図書名	著者	出版社
1 究極のバリアフリー駅をめざして	国土交通省総合制作局交通 消費者行政課:監 交通エコロジー・モビリティ財団:編	大成出版社
2 くまもとカラーガイド 色彩景観ガイドライン	熊本県	
3 建築とユニバーサルデザイン	古瀬敏	オーム社
4 五感を刺激する環境デザイン	田中直人・保志場国夫:著	章国社
5 サイン環境のユニバーサルデザイン	田中直人・岩田三千子:著	学芸出版社
6 視覚障害者が街を歩くとき	津田美知子	都市文化社
7 住民工学としてのユニバーサルデザイン	吉川勝秀	理工図書
8 すべての人にやさしいまちづくり事例集	(財)地域活性化センター	(財)地域活性化センター
9 誰にとっても快適な空間としての駅等の交通 施設整備に向けて - ユニバーサルデザインによる交通施設整備による都市再生をめざして -	国土交通省	
10 淡海ユニバーサルデザイン点検プログラム	滋賀県	
11 デザインの未来	古瀬敏:編	都市文化社
12 都市交通のユニバーサルデザイン	国土交通省都市交通調査室:監 秋山哲男:編著	学芸出版社
13 緑空間のユニバーサルデザイン	(社)日本造園学会:編	学芸出版社
14 みんなでつくるまちづくり手引書	滋賀県	
15 森のユニバーサルデザイン	大田猛彦:監 森林総合利用施設におけるユニバーサル デザイン手法のガイドライン作成委員会: 編	日本林業調査会
16 ユニバーサル・デザイン	川内美彦	学芸出版社
17 ユニバーサルデザイン教科書	中川聡:監	日経BP社
18 ユニバーサルデザインとは何か	古瀬敏:編	都市文化社
19 ユニバーサルデザイン入門	静岡県:編 しずおかユニバーサルデザイン専門委員:著	ぎょうせい
20 ユニバーサルデザインを活かしたエレベーター ガイドライン調査研究報告書	(社)日本産業機械工学会	

## ユニバーサルデザイン建築ガイドラインの策定に際して

高齢者や障害者のみならず、すべての人を考慮した建築デザインは、従来のバリアフリーだけでは実現できない。すなわち、バリアフリーそのものを高度化し、水準を上げていくことが求められる。そのためには、これまでの建築空間について、利用者からの評価が必要である。より多くの評価を重ねることで、より多くの人にやさしい建築空間の実現に向けた手がかりを得ることができる。また、デザインそのものを一定の基準として示された内容だけで展開することには限界がある。基準はあくまで必要最小限の目安であって、最高目標ではない。ユニバーサルデザインは、理想的にはすべての人をターゲットにしたデザインであるが、実際にはすべての人の要求を満たすために、ひとつの解決方法を導くのは困難である。しかし、これまでのデザインよりは少しでも多くの人を考慮したデザインは可能である。そこにはより多くの利用者が要求する空間性能を把握するシステムが必要である。

このガイドラインは、より多くの県民にとって少しでも使いやすく、やさしい建築空間を提供したいという願いを込めて策定されたものであるが、絶対的基準ではない。すなわち「このとおりすれば後は何もすることはない」というものではないのである。機械的に適用されるものではなく、個々の場面において、本来、施設関係者や建築家が建物を利用するさまざまな人々のことを当然として思い描くときに、やさしい気配りに至るヒントや手がかりを示そうとしたものである。その意味ですべての点でモデルとはいえないが、身近な県内の事例を中心に、その評価着目されるべき点を紹介し、具体的な解決への糸口を示そうとしている。何分にも多くの関係者の意見を頂きながらも、まだまだ不十分な箇所もあるかも知れないが、今後のユニバーサルデザインの展開、浸透によって、さらに優れた事例が多く現出し、これらの事例を超えて、新たなユニバーサルデザインのベクトルが示されるよう、このガイドラインをみんなの手で育てていかなければならないと考える。ユニバーサルデザインは決してひとつの答えが最初から存在するのではなく、たゆまず時代や社会の進展とともに、私達のノーマライゼーションの実現に向けて前進していくべきものである。したがって、結果だけではなく、そのデザインを生み出していくプロセスや結果に対して、謙虚に評価検証していくことも重要な作業である。このようなユニバーサルデザインの考え方を実現する場としての建築空間の役割や影響も大きい。このガイドラインの策定をきっかけとして、一つひとつのチャレンジがより多くの人々の参加や参画のもとで大きく育ち、この熊本の地から世界に発信していくことを期待したい。

公共的建築ユニバーサルデザイン策定委員会座長 田中 直人